

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-153）、MOX燃料加工施設（1-157）」

2. 日時：令和4年8月17日（水） 13時30分～19時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事

燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他24名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 4 年 7 月 13 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 8 月 10 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音を開始しました。
0:00:02	規制庁吉見です。それではただいまから日本原燃宗のヒアリングを開始します。本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	沼沢規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:21	藤本町会議室からコサクカミデナカガワ。
0:00:27	タカナシオオハシ。
0:00:29	セトガワシミズ。
0:00:32	と少し遅れてタジリが参加します。
0:00:35	どっかWEBから、
0:00:37	か。
0:00:38	フジワラタケダ。
0:00:41	以上になります。
0:00:42	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をして、あと、議題の更新の説明をし資料の説明を開始してください。
0:00:52	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:56	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:01:01	タカマツ。
0:01:02	タニグチ。
0:01:04	イシハラ。
0:01:05	ヤマダ。
0:01:07	キクチ。
0:01:08	フジエダ。
0:01:10	オウサカ。
0:01:12	カモシダ。
0:01:13	コシカ。
0:01:15	アボ。
0:01:16	オオサワ。
0:01:18	マイタ。
0:01:20	志村丹。
0:01:22	玉木。
0:01:23	マチヤ。
0:01:25	サトウ。
0:01:27	タカハシ。

0:01:29	セガワ。	
0:01:30	内野。	
0:01:32	フジベ。	
0:01:34	シミズ。	
0:01:35	イワタニ。	
0:01:37	ナカムラ。	
0:01:39	マツザワ。	
0:01:41	ナカハマ以上になります。	
0:01:45	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただきますでございます。	
0:01:51	共通シリーズ、	
0:01:53	共通 04	
0:01:55	05、	
0:01:56		6
0:01:58		8
0:02:00		10
0:02:01	08 に関係しまして、材料構造の在庫 01。	
0:02:06	そのあと、00 のシリーズでございます。	
0:02:10	甲斐竜巻 00-02。	
0:02:13	開いた 00-02。	
0:02:16	あんU00-02。	
0:02:19	閉じ込め 00-02 以上の補足説明資料のご確認をいただきたいと思っております。	
0:02:26	それでは、共通 04 から説明を開始させていただきます。	
0:02:34	日本原燃石原でございます。それでは共通の 4、レビジョン 7 ということで、8 月 10 日に提出をさせていただきました。	
0:02:45	こちらにつきましては変更点は、表紙に書いてあります通り再処理施設廃棄物管理施設の分割申請の考え方、共通 05 で後程説明しますが、	
0:02:57	この考え方の見直しを踏まえた修正というのをやっております。本文上は 1 点だけでして、	
0:03:07	右下 11 ページ、3.1、再処理施設と書いてあるところ、MOX と同じように、分割申請の中での考慮事項というのを細かく書いていましたがこれを全部まとめて申請すると。	
0:03:20	いう形に直したということ。	
0:03:23	あとは、右下 16 ページ以降の共用する設備の一覧のですね新生児期 E と書いてあるところこれを、	

0:03:33	新しい申請開示の分類に合わせて修正をしたと、いうことでございます。
0:03:42	主な修正点としては、1ヶ月4以上でございます。
0:03:48	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認でございますからお願いします。
0:04:11	岸吉見です。
0:04:14	いや、特段ないようでしたら1点だけちょっとチェック体制だとかっていうし今回の修正点ではないんですけどもし、他に進まないで、確認がないですかって言ったか
0:04:26	もしくは以前説明があったかもしれないですが一応確認をさせていただきたいと思うんですけどもこれ04の添付6のところ、
0:04:35	許可基準の要求事項と、技術基準の要求事項にも使い方の整理というのをされてると思うんですけども、その中で、
0:04:43	基本的にはそこでどう展開するかというのは整理されてると思うんですけどもちょっと儀礼としてですね、
0:04:57	ちょっと
0:05:05	楠のところの技術基準の18条の蛍光灯のところですね140通しで147ページなんですけれども、
0:05:13	こちらの技術基準のもとと事業化基準の方には該当がなくて、技術基準の方にあるということで、紐づけのところでは技術基準の規則なしということで関連条文だけ書いてんですけど、この
0:05:26	展開の考え方といいますかその整理の考え方があってちょっともう一度聞かし、
0:05:31	説明していただいてもよろしいでしょうか。はい。要は他のところから展開の制度が書かれてるんですが、ちょっとここところ、
0:05:38	なしというところだけで、その先の展開がちょっと見えないまま他に書かれることがあるということがあれば、そこを見て、その資料なり、
0:05:47	そこをみてくださいということで結構なんです、ちょっと補足いただけますでしょうか。
0:05:54	はい。与儀西田でございます。まずこの表形式で事業許可基準規則と解釈、あと技術基準規則のひもづけをした理由としましては、
0:06:07	事業変更許可申請書で書いた約束事項ですねこれを漏れなく、それぞれの今、そこに説明している0シリーズの別紙1とかで抜き出すと。
0:06:19	いうことを念頭にやっていますので
0:06:24	メインとしては事業許可基準規則の解釈及び解釈ですねここに書いてある内容が技術基準規則のどれに該当するか、また該当するときですね

	条文が跨って別の条文で紐付けなきゃいけないものっていうのを漏れなく、
0:06:40	対象にするということをメインにやってみました。147 ページの、警報設備等についてはどちらかとその逆で、事業許可基準規則解釈では、
0:06:50	対象でないけども技術基準規則で新たに要求としてあるもの、これをこれについてはちゃんと技術基準規則に沿って適合性説明を別紙 1 の中で展開をしていくということで、
0:07:02	整理をしていたので志水家整理として対応する時期事項なしで関連条文 4 号、12 と書いてますけど、メインは、00 シリーズの中でちゃんとこの形を設備等の技術基準規則に基づいて、
0:07:16	基本設計方針が展開されるということが明らかなので、あまりこの整理の中では重要視していなかったというのが、もともとの考え方でございました。以上です。
0:07:27	はい。通規制庁タカハシです。ここの整理についてはわかりましたこの技術基準だけでできるものは、個別にその規制基準に沿って、世帯をしたということなんでこの整理のところはこういう確認になってるということは理解いたしました。ちょっとまた、
0:07:41	別の資料とかでまた他の内容を確認したいと思います。以上、私からは以上です。
0:07:50	吉見です。他規制庁があったら、
0:07:53	共通 04 について確認ございますでしょうか。
0:07:58	規制庁コサクです。他の人がないんだったら、私から言いますけど。
0:08:04	この修正なんですかね。
0:08:07	第 1 回と第 2 回なり、
0:08:11	いろいろと、第 2 グループといってもいっぱいある中で、
0:08:15	まとめて申請するっていう修正されても、
0:08:18	いやじゃあ 1 回取り下げてまとめて申請ですかみたいな。
0:08:22	気もしますし、この資料は何を説明したいのか。
0:08:26	次の共通 05 でまた出てくるところがあるので、それとの住み分けなりを考えて、どういう書類だったんでしたっけってのが全然わからないんですけど。
0:08:39	はい、日本イシハラでございます。
0:08:43	おっしゃっていただいていることの趣旨は理解をしつつももとは特に右下 11 ページ以降に M O X の例で書いてある、

0:08:54	分割申請を考えたときに、その分割申請間であったり、その分割申請を考える上での考慮事故、こういうことを考えてどのグループにどういうものを入れるか。
0:09:07	それが跨る場合にどういうことが考慮すべきかということ整理をするというのが、この別紙共通 04 の役割でした。
0:09:17	そういったときに、
0:09:20	今おっしゃっていただいたように再処理の場合はもともと 3、す。
0:09:25	大きく三つのグループ、旧申請に分けるといった時の考え方なりそれに基づいた、交流自己配慮事項といったものが、に、第 2、二つのグループになって、
0:09:40	ひとまとめになってある時期に申請するとき何か本当に考慮する事項がないのかと、いうことを考えた上で、記載すべき事項というのを整理をして、後に書くというのが必要だったかもしれません。ちょっと私の方でそこまでちょっとプッシュができてなかったのが申し訳なかったです。
0:09:56	本来であればそういうことを書くのがこの共通用の役割だと思っておりますので、そこはちょっと再度整理をさせていただければと思います。以上です。
0:10:05	はい。規制庁コサクです。その意味だと、設計進捗に応じてという思想は変わってなくて、申請タイミングで、その進捗の状況で、
0:10:16	分けるところだったのが、後段側の時期まで来てるので求めますっていうだけだから、ここの考慮事項って実は変わってなかったんじゃないのと思うんですよ。
0:10:27	さらに、第 1 項第 2 項という話とかも変わってないし、
0:10:33	変わったこととすれば、廃棄物管理への配慮が変わったと。
0:10:38	ということだと思いますけど、そのあたりはあれですかね 04。
0:10:43	の範疇なのか 05 の範疇なのかっていう気も、ところもよくわかりませんが、
0:10:48	その辺りはどうですか。
0:10:51	はい、日本イシハラでございましておっしゃっていただいている通り設計進捗で考慮しなきゃいけないとか、あとは工程上の考慮の仕方、あと設備の構成での考慮というのは、何も変わってなくて結果、
0:11:05	分割する場合はそういうことを、どう考えて整理していくかですし、一緒になったところで結局は設計進捗を考慮してということに変わりはないというのはおっしゃっていただいている通りだと思います。

0:11:15	廃棄物管理の扱いについてはここは確かに、今、共通 05 の範囲にしてみました。共通 05 で、廃棄物管理と再処理施設の申請の、
0:11:27	やりとりですね、どういうことを考慮すべきかっていうのを、分割申請の計画を考える上の前提事項として、連合の中で整理をすると。
0:11:35	あくまでこれはMOXと再処理でのそれぞれの分割申請での考慮事項というのを整理をすることで間瀬資料上は住み分けをしてたつもりです。以上です。
0:11:48	はい、規制庁不足です。それで言うと、共通 04 の 10 ページの真ん中ほどに、真ん中より下辺りですかね。
0:11:58	共用についてはと書いてあったりするので、04 の中でもう共用についての配慮っていうのはあるんだと思います。
0:12:09	それを散歩 11 の中でどれだけ書くかっていうのはありますけど、視点としてはちゃんと整理をしておいていただきたいと思いますその上で具体の共通 05、
0:12:25	見ていくということだと思いますのでよろしくお願いします。
0:12:30	はい、二本木西原でございます承知いたしました。
0:12:38	規制庁志水です。共通 04 で、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:12:48	なければ、続いて次の資料に移りたいと思います。
0:12:54	2、共通 05 については、お願いします。
0:12:59	はい。日本原燃志田でございます。共通 05、ビジョンをとということで、同じく 8 月 10 日に提出をさせていただきました。
0:13:08	こちらにつきましては大きくは
0:13:12	後ろの方の 17 ページ、右下 17 ページ 18 ページにつけております。
0:13:20	再処理側の分割申請の計画の見直しを踏まえた修正でございます。
0:13:29	17 ページが、現状考えている姿でございます一つは、上にあります再処理施設のところを、
0:13:38	もともと考えていた絵は 18 ページの左側の絵でございます、
0:13:47	第二グループ第三グループに大きく分けるということと、第二グループの中でも、1 項、移行チームと 2 項チームということで、さらに共用の話だったりを分けて申請をするというような、
0:14:02	整理をもととしておりました。
0:14:05	今考えている絵姿としては、
0:14:09	18 ページの比右側の方がいいかもしれないですね。
0:14:13	第二グループとして施設変更設工認 1 項の変更等にもの変更を、

0:14:21	まず大きくは1本ずつの申請の単位とするということと、別購入と1桁、代入機器の話とか開発課の話と同じタイミングでそれぞれ申請をすると。
0:14:34	ということ。
0:14:35	あとは、廃棄物管理施設については、もともと左側の18ページ、左側の絵にあります、主要な設備の話と共用の話、あとは地下水排水設備と、
0:14:48	いったものをそれぞれ分けて申請書としては申請をします。
0:14:52	タイミング的には、主要せて建屋の話と、あとは貯蔵庫の話は、別の申請でということも整理をしていましたがこれを、
0:15:02	すべて1本の申請として申請をさせていただくと。
0:15:07	タイミングはそれぞれ代理グループを申請する時に合わせて申請をさせていただくというような姿に変更をしたということでございます。
0:15:18	これに合わせた修正というのをさせていただいているのが本文の3ページ以降の修正でございます。
0:15:27	これも先ほど0と同じでかなり淡白な記載になっていますので、もうちょっと工夫が必要かもしれません。
0:15:35	申請自体の全体像になっている設備との関係が右下9ページの表ですし、あとは第二グループで申請する設備としての1郡高野を分類は、右下10ページの表になります。
0:15:50	はい。再処理関係ではこういうところを修正をさせていただいているのと、
0:15:55	あとMOXにつきましては計画自体の変更というよりは、前回のしやりとりを踏まえて、
0:16:04	右下16ページ、前回ご質問いただいたのは確かおっしゃる通りの既認可。
0:16:12	の中では、もともと4分割するつもりで2回まで変更を申請を認可をいただいていると。残り2回残っている状態で今回新規制基準を踏まえて、同じように4分割をして申請をする。
0:16:28	いずれも建設工事の工程を考えながらということには変わりはないんですけども、今回の新規制基準の中で、
0:16:37	新たに追加をしたような設備であるとか、あとは、新たな要求事項が加わったりしたものとといったもの、設計の進捗であるとか、設備の製作工程等あと建設工程も踏まえた上で、

0:16:51	最新の状況を踏まえて、改めて分割申請の計画を検討したということで、その結果として今、1階2階に、2階の中で一行新規の2項変更が混在する。
0:17:03	三階の中でも、1項新規と2項変更が混在するという形になっていると、いうことの説明を追加で16ページに駆動させていただきましたと、いうことでございます。
0:17:15	また、表関係でいきますと右下19ページ以降1920が最初の表になります今ほど言った、大きく
0:17:26	第二グループの中でほとんどの全体を出しますのでこれを1項と2項で分けて、条文等設備の関係をマトリックスで整理をしたというのが、DBが19ページ、SAが20ページでございます。
0:17:40	MOXの方が21ページ22ページ、こちらの前回のやりとり、あと、
0:17:45	申請対象設備室のいろんな、次、やりとりをしながら修正を加えていますそういったものを最新の情報を反映させていただいたものを、21ページ21ページで、修正をしたということでございます。
0:17:59	共通05の説明以上でございます。
0:18:03	規制庁清水です。それは規制庁側から確認を進めたいと思います。共通05についてはただいまの説明で再処理に話したMOXの話があったかと思うんですけど。
0:18:15	まず最終の件について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:18:26	いや、規制庁中ですけど。
0:18:31	ご説明があった。
0:18:33	17ページぐらいは一応、
0:18:36	全体がわかりやすくなっていて、
0:18:42	結局再処理を全部、
0:18:44	第2第3だったものを全部集約するというで、
0:18:49	今までだと優先的に
0:18:54	どれを審査するかということでちょうどこの共用というのが一番優先的にと。
0:18:59	いうところでそれがす特段必要なくなったというご説明で、
0:19:05	逆にそれ以外、もう全部
0:19:08	再処理と合わせてということだと結局、
0:19:12	貯蔵庫全体が再処理が全部認可されるまでは、同時に認可できないということになると思うんですそういうことでも特段、
0:19:22	構わないという、そういうことなんでしょうか。
0:19:26	日本原燃清水です。はい。五島。

0:19:30	兵頭。
0:19:34	江田君。
0:19:39	すいません、規制庁の方がちょっと聞こえなかったところですので。申し訳ありません。もう一度お願いすいません失礼しました。
0:19:46	日本原燃清水です。もう一度ご説明します。今おっしゃっていただいた仲川さんがおっしゃっていただいた認識の通りでございまして、
0:19:54	低レベル廃棄物につきましては、の低減対策の方をしっかりと詰め、実施しまして、
0:20:01	今すぐにその逼迫になるということはなくなったので、優先するというのを、
0:20:07	見直しでございます。以上でございます。
0:20:13	規制庁コサクですけど、
0:20:15	それーの説明がないのは何ですか。
0:20:20	最初に石原さんが記載が足りないと思いたがって言われた通りで、
0:20:25	まっさらな状態でこの申請出されるときには別にどうでもいいんですけど、
0:20:29	もうすでに申請されていてそれを見直すってことなので、その見直した理由としてはちゃんと説明してもらわないと。
0:20:36	こちらとしては対応できないかなと思います。
0:20:40	低減対策って言われたんですけど、テニス対策って何ですか。
0:20:49	日本原燃清水です。まずは、
0:20:54	極力、現場に入る際の装備類、を使いまわしなりをして、ごみの発生をと
0:21:03	まず、発生量ず、はい、低減させてるというのが対策でございます。
0:21:09	あたりですね今、使いまわしの意味がよくわからんところがあるんですけど、それっていうのは先方側の観点で大丈夫なことをやっているんですよね。わかんないけど、
0:21:22	日本原燃石井ですはいそこはしっかり確認をした上で作業で使用してございます。
0:21:30	規制庁館です。
0:21:33	何か多分Sとかそういう形とか、手袋とかそっち系ないような気はするんですけど。
0:21:39	あれって使い回せるようなものなんですか。
0:21:51	弓削西田でございます。これまでの経験からいきますと濃縮でも、当然サーベイをちゃんとすることだったりいろんな意味もありますけど、かつ、

0:22:02	無制限に繰り返しができるわけじゃないですので、何回か使いまわしをするというのが実績としてやったことがあります。ただそれも、どういうぐらいの低減対策かってのは具体的な数字が当然あってしかるべきだと思うので、
0:22:16	今の改訂回答が正しい回答過程でちょっとクエスチョンマークをと思いますおっしゃっていただいている通りもともと、貯蔵庫の容量との関係でいついつまでに認可が欲しいのと言って計画を作りましたと。
0:22:29	じゃあ何が変わったからこの計画に今見直しができるのかっていう説明を、現状全く書いていない状態で、ただが変わっているだけということで、その辺の前後関係であったり、その状況の変化が何があったのかと。
0:22:43	ルールも含めて説明を拡充する必要があると思っております。以上です。
0:22:49	はい。補足ですよろしくお願いします。なので
0:22:53	雑後納発生がどういう、これまでの状況であり、
0:23:00	今回申請段階では、この時期にと言っていたのかということでその上で、今回改めて見直した結果として、こういう発生の状況に抑えると。
0:23:10	いうところで認可はここまで大丈夫だと。
0:23:14	いうことになったというのがわかるようにしていただければと思います。
0:23:26	もう一つおっしゃっていたことは修正をさせていただきます。もう一つは以前、変更許可の中でも話が出ました。鶏と卵の関係じゃないですけども、廃棄物の発生する根源とあるのは何かというと、
0:23:41	廃棄物の敬礼に伴う作業が一番、廃棄物の発生になりうると思ってます。現状事業変更許可の中での事業計画でも、実系と書いて今計画を出している状況で、
0:23:54	また廃棄物管理施設への受け入れ計画っていうのは当然こちらの今の事業変更許可であるとか、設工認の状況を踏まえて決定されるものを、発電所の深野発電所、
0:24:05	原子力発電事業者との関係で決まっていくものということもあって、そういったことが、当面ないということを前提に計画を作ると当然発生元の主たるものがなくなると。
0:24:18	いうことの関係になるかと思いますがそういうことも含めて全体の絵姿がどうかと、いうことがご説明できればと思っております。以上です。
0:24:26	はい、古作です。

0:24:29	言いたかったんですけどこらえてたんですが行っていただいてありがとうございますそこら辺も明確にさせていただくと、わかりやすいと思います。よろしくをお願いします。
0:24:38	規制庁丹治です。ちなみに軽減対策すると、どれぐらいもつっていう話をされたんでしたっけ。
0:24:50	入社でございます。ちょっと過去の経緯を調べて、回答できればと思いますえっとですね。
0:24:57	過去、ご説明した中でいくともう過ぎてるはずですよ。はい。期限は、
0:25:03	いやいやなんかは1件の計画や3ヶ月も認可もらえとか言いながら本当にはなってないんですよ。いや、延ばして延びる程度がちょっとよくわからなくて、
0:25:14	いやこれが1年になりましたとかっていう、あつたら、うーんと思うんですけど、いや、延びて2ヶ月延びたんで行けるんですとかじゃないかと思っていいですかね。
0:25:26	日本原燃清水はい、その認識でございます。
0:25:29	規制庁館です。なんで推定量があつてそこから、こういうなんで先ほどの説明大丈夫になったってところで別に子供が家まで求めやしないんですけど、
0:25:40	0%ぐらいは最低限しないとまた何か審査してる途中でもぎりぎりなってるっていうのも知ったことがいいので、そういったところは整理していただければと思います。
0:25:53	規制庁コサクですけど実態でいうと、現状でそんな2雑小が発生してるわけじゃなくて、
0:26:00	きれいになったら一発生リスクが相当高まると思ってその受け入れができるように早くしたいっていうだけだったと思っていいですか。
0:26:13	日本原燃、清水です。はい。受け入れに向けた作業に伴う発生量が支配的だったということでございます。以上です。
0:26:24	規制庁コサクです今言われたことで何となくわかりました。
0:26:29	次は資料でわかるようになると思いますのでよろしくお願いします。
0:26:37	規制庁清水です。どっか再処理関係について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:26:46	なければ、すみません、規制庁コサクです。
0:26:50	MOXの方でもいい、今から国債あります。
0:26:56	再処理はそれで、
0:27:02	規制庁コサクです。再処理のところは今話し合ったその廃棄物の関係と、

0:27:09	いうところ等設計進捗というところの関連が見えれば、
0:27:18	いいかなとは思うんですけど。
0:27:23	一応それで話を、
0:27:30	土肥。
0:27:33	もう一つの共用のMOXとの関係ってというのは、
0:27:36	従前から変わってないってことでいいですね。
0:27:40	はい。受験者でございますはい特に変更はございません。
0:27:44	はい、わかりました。
0:27:45	じゃあもう薬、
0:27:47	簡単にです大丈夫だと思うんですけど、一応確認だけですけど、19 ページがあって、これ社長の方がされていて、3 人の方は 2 回目、第二グループの申請でそれぞれ設備があるんで、決まってないからその目指してないんですけど火災とか溢水っていうのは、当然影響評価の話もこの
0:28:06	そうなのかわからんけど下に含まれてるでいいんですよ。
0:28:12	はい、日本ギリシャでございます。すいません私が最初に言えばよかったんですけど。すいません。
0:28:19	力今ひとつです。すいません。はい。MOXでもらっているコメントが全部反映し切れると当てるとはとてちょっと思えないので、先ほどあったご質問のご回答も含めた資料の拡充の際にあわせて、
0:28:33	ボックスで整理をしていた最新の情報を全部反映して、修正をさせます。以上です。
0:28:39	はい。規制庁、
0:28:42	何かしらどっかに絡めるような形になっているので、何かKURAMA ないからの議論にまでなっちゃいけないような気もするんだ。今までやってただけだからっていう気はしているので、精査いただければと思います。自分から以上です。
0:28:58	それでは続いて塘楠。
0:29:01	についての確認を進めたいと思います。
0:29:05	まず私の方からちょっと 2 点ほど確認させていただきたいんですけども、
0:29:11	前回のヒアリングを踏まえて修正していただいて 21 ページの表の関係で、
0:29:17	前回の部屋でも前々回のヒアリングでもコメントした内容になるんですけども、
0:29:23	8 条の外部衝撃について、
0:29:26	今回 23 ページ以降に、

0:29:29	通常ごとの
0:29:30	記載の考え方っていうのをつけていただいたんですけども、外部衝撃について、この 23 ページでは、
0:29:39	が、
0:29:40	防護対象だとか評価対象。
0:29:43	その設備が書かれていてこれらの設備の申請会議に丸を記載しているっていうことだと思うんですけども、
0:29:50	技術基準規則では一応安全機能を有する施設っていうことが対象になっていて、現状バーとしている H y a l o 人も含めて確認するっていうことがわかるように、
0:30:01	パートナーっていう場所の考え方を、この 23 ページの表なりに、
0:30:07	補足していただきたいんですが、この点いかがでしょうか。
0:30:13	はい、二本木西原でございます。ですね、衛藤植草ということはわかりましたの上で、
0:30:20	右下 31 ページに、各場における施設共通基本設計方針というので、
0:30:31	先ほど清水さんがおっしゃっていただいたように全部に丸がつくようなものは共通的なものとして、どの申請所で、何を物語るかというのを、
0:30:41	整理をしたものになります。31 ページの第 8 条のところをいう、例えば安全上重要な施設に含まれない安全機能有する施設に対する運用上の措置と、
0:30:51	いうものは、それぞれ出てくる設備が 1 階から順番にありますのでそういったものに対して施設共通、設計方針として展開をしますよというつもりでここに今丸をつけて整理をさせていただいておったところでございます。
0:31:06	実際その、いわゆる
0:31:09	主たるものを書くという意味での、21 ページの表の書き方は先ほどご指摘あった 23 ページで言う、
0:31:17	第 8 条の第 1 項でいけば、外部から衝撃を防護する、燃料加工建屋いわゆる中に入っている防護対象設備というのはそれを防護するための外壁になっている燃料加工建屋を第 1 回は対象にしますよ。
0:31:31	それ以降の場合は、個別に既契約されるいろんなものも含めて評価対象としている設備を対象としますよというようなことで整理をさせていただいたところでございます。以上です。
0:31:43	はい。規制庁伏見です。土肥松代も説明あったように別表 2 の方で、既設共通のやつを書かれて、

0:31:51	21 ページの表の下にも、そういったものを参照してくださいっていうふうには書かれてるんですけども、一応、現状の記載だとバーは該当なしっていうことで読めてしまうので、その点、
0:32:03	頭に補足していただければと思います。
0:32:08	はい、弓削でございますはいすみませんでした承知いたしました。
0:32:12	お願いします。
0:32:14	もう 1 点なんですけども、前回のヒアリングでもちょっとお話した 32 条、臨界事故の拡大防止、
0:32:24	その設備っていうことで、これについては対象となる設備がないことを、第 4 条の添付書類等で説明するっていうふうに
0:32:34	各条の記載の考え方で、
0:32:37	29 ページで、補足されてるんですけども、
0:32:40	この第 4 条の添付書類等で説明するっていうのは、前回の話だと第 2 回申請で、その説明がされるっていう認識で問題ないでしょうか。
0:32:53	はい、弓削西田でございますはい。第 2 回で考えておりました。以上です。
0:32:58	はい、わかりました。そのままね。はい。
0:33:01	この資料には何かどこかに表れてるんでしょうか。
0:33:09	はい。日本原燃石原でございます。
0:33:12	おっしゃっていただいポイント具体的な設備の紐づけになるわけでもなくっていうところもあって確かに見えないと思いますので、何らか紐づけてわかるようにさせていただければと思います。以上です。
0:33:24	規制庁吉見です。
0:33:25	どこかでわかるようにしていただければっていうことで
0:33:30	よろしくお願いします。
0:33:33	他規制庁側から確認ございましたらお願いします。規制庁タジリ II シミズの最初の戸井田絡み。
0:33:42	21 ページで例えば 14 条の安全機能を有する主事とかもいて、先ほど言われた施設共通基本的を用いたやつで、色つけられてるところなんですけど、
0:33:52	この施設の共通基本設計方針というのが何まで指すかっていうところなんですけど、安全機能を有する施設だと、試験性とかもありますけど環境情勢の話とかを書かれていてあれシート個別チェックリストの話のような気もするんですけど、
0:34:06	施設教育基本設計方針っていうのは、何までの話をされている。
0:34:13	皆見るだろうというやつは、

0:34:17	前の喜多猪瀬
0:34:21	はい、弓削西原でございます。
0:34:25	ちょっとおっしゃったことで直接的な回答になってるかですけども
0:34:29	例えば 33 ページにあるような共通項目としての環境圧力環境圧力等に対する考慮っていうのは
0:34:38	こういうことを考慮しなければならないという設計方針のベースになるところは、おっしゃっていただいているところで、施設共通として全体をカバーしようと思ってます。ただ
0:34:49	一方、個別の設備として具体的に何らかの条件を考慮して設計を説明しなきゃいけないものがある場合は、個々の設備の中で安全機能を有する施設として、例えばケースなんですか説明書で、
0:35:05	具体の説明をすとか、そういう場合は設備との紐づけて各申請回ごとに丸がついたりということだと思ってますんでちょっと具体的にどういう仕分けになってるかが見える化できているかが若干ちょっと確かにわかりづらい気もするので、そこをちょっとわかるように、もう少し工夫ができればと思います。以上です。
0:35:27	規制庁谷井です勧誘という意味でいうと、補足資料とか環境条件の資料を出したりすると思うんですけども、今回、建屋だけが対象だったんでそういうところとかブランドついてないんで何とも言えないんですけど、
0:35:38	妥協案ていうと、この対策っていう形で書いてるような気がしていて、あれとも絡みとかで
0:35:47	ちょっと今、中丸書かれている個別設備が書かれてるのは火災防護設備とか所内電源設備とか一部が図れてはいるんですけど、
0:35:55	いまいち補足の資料と今日何か整合するのかがどうかってのが読みきれないところがあって結果も合わせて邪魔がついてるんで、4、対象にはしてるんだろうなっていうのと、
0:36:06	先ほどの 37 ページの資料のところ、そういったところは考慮してるっちゃうのはわかりつつなんですけど、結局のところその手前でできて 21 ページの表と後の表関係性っていうのがわかるかわからないのかの整理が、
0:36:17	施設共通基本設計方針っていうやつでつないでるんだと思うんですけど、その範囲だけが儲かるようになればいいかなと思うんで、やられてるっていうところを別にして、認識はしてるんですけど。

0:36:28	何かこの基本設計方針って言われると更新だけで何か個別は見てませんよっていうところが強すぎる気がしたんで一応確認できたの、これ整理されて説明されるような記載を書かれるということで認識をしました。
0:36:45	成長シミズですか。ちょっといいです。筒井手嶋氏、21 ページで、前に1 回聞いてその時はちょっと流してしまったような気がするんですけど、第三グループのところの2 項申請の第4 条のところ、
0:36:59	今加瀬営業部長の事業設備の話でもあるというふうに答えていて、是沢体制にとやってきてるけど薬に取り残しなかったんで履行変更っていう形だというような説明だったかと思うんですけど。
0:37:11	日本電工だと、要は1 回認可とか受けたやつを変更するという形になるんですけど、以降変更、複数ユニットの評価を以前してなくて今回新たにやるのであれば、
0:37:24	それは一方申請の方に入るんじゃないかなっていう気もするんですけどそのあたりで整理できるんですけど。
0:37:30	はい。日本原燃志田でございます。もともと2 項変更等に丸がついてた理由は今おっしゃっていった、単位制等の考慮っていう使用表とかで明示した上で、2、2 項変更として変更ある部分というのは、
0:37:45	今回複数院長の筒井成人が出てくるときに、要は田井副センター長の考慮っていうのを明示をするということで変更かということで0 にしました。ただ
0:37:55	もともと丹委員との設計を出した時に複数人考慮してないのか、全くしないのかって当然した上で設計を提示してますので、実際は記載の明確化という範囲かと思っておりますので2 項変更としてもあくまで三角の範疇であるかなと思っておりますのでその辺はちょっと整理をした上で、
0:38:15	適切な記載をさせていただければと思います。以上です。
0:38:19	センターの田尻です今おっしゃっていただいたように、水取扱高変更で出てきてるので、そっちの方のところ複数人と不破君が抜けてるものを合わせた数字と評価出しましたって言われても違和感はない気がするんで、あの人しかそこまで出てないような気がしたので整理のほどよろしく願いいたします。
0:38:44	規制庁コサクです。
0:38:47	16 ページで、私からコメントしたところの反映をさせていただいてるんですけど、
0:38:53	これだと経緯はわかるんですけど、
0:38:58	事実関係としてその違いが、考えに違いが生じているという内容がよくわからないと。

0:39:06	いうところが、
0:39:09	あるんですけど私の読み方が悪いだけなのか。
0:39:14	とをして説明いただけますでしょうか。
0:39:18	はい、日本原電車でございますはいちょっと大枠の考え方を核に、終始してしまっただので、具体的に2項変更今回の
0:39:31	第2、第3で、1項新規が入っている人たちが、なぜこのタイミングなのかというの、読みづらい、読めてないと書ききれてないところはおっしゃっていただいている通りだと思います。
0:39:47	どこにあるのが、
0:39:51	設計進捗ということ考えたときに大きく本来であれば、
0:39:57	グローボックスってのが、第2回にある程度メインのものも含めて出し、出したい、建設工程からいくと出したいというのが、もともとの多分既認可も含めた考え方だと思います。
0:40:09	ただ今回重大事故の発生過程というのもした上で、例えば感知消火みたいなものにある程度新たな種設計を追加をしている。
0:40:20	D Bの世界でも感知器の多様化をしているというのもあって、メインのグローボックス8基です特にといったものが地下3階にあって、工程からいくと、最初につくるべきものが、
0:40:31	三階のグループに入っていたりというものがいわゆる新たな設計を考えた上でのグルーピングの整理になってます。そういうことも含めた上で具体的にこういうものが、新しいし、新しい情報を含めた上での、
0:40:47	申請開示の変更に、
0:40:50	当たるもんだと、いうことがわかるようにもうちょっと拡充をさせていただければと思いました。以上です。
0:40:56	はい、古作ですわかりましたよろしくお願ひします。その点だとあれですね。
0:41:04	第1項申請では止めになったものの理由が今言われたことで、あと第2項申請での遅くでもいいものってというのが、何で今回は遅くなってよかったんでしたっけ。
0:41:17	前は早くしなきゃっていうことで出したのっていうことだと思いますので、その両面言っただければわかるようになるかなと思っただのでよろしくお願ひします。
0:41:27	はい、二本木西田でございます。はい承知いたしました。ちょっと一行で早めになったものとの次で、逆に1項で、

0:41:38	遅くてもいいものに引きずられて2行がっていうのもいろいろパターンあると思います。そういったものがわかるように、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:41:52	規制庁上出です。
0:41:56	23ページの表は、今MOXしかついてなくて再処理がないんですかね、再処理、いつ頃出てくるとかってあります。
0:42:09	井上杉です。はい。再処理側につきましても目途同様にですね、こちらの表の方を準備して、点、添付したいと思っております。
0:42:21	はい。設置をカミデ、大体の時期とかまあ、これを整理しないと、その前の表も整理できずって感じだと思いますけど、どんな感じですか。
0:42:35	はい。日本原燃清水ですおっしゃる通り、こちらの表のほうを整理しないと前の表の制度がありませんので、
0:42:43	とですね、こちらの表を、共通08のマトリックスの表もリンクしますので、こちらそういった時期でちょっと準備できてい。
0:42:53	資料2の方に添付したいと思っております。
0:42:57	はい。
0:42:59	わかりましたというか現時点でほとんど準備できないことがわかりました。あとですね、MOXの話でいうと、23ページの表だと、
0:43:09	津波のところが
0:43:13	施設に津波が到達しないと言ってつつ、
0:43:17	これ実際わあ、耐震重要施設だけに限って言えばそうなんですけど、全体でいうとそうでもなくてっていうことで、
0:43:27	そのあと施設共通基本方針によりみたいなところにカテゴライズされて要は不法侵入、
0:43:34	とかと同じような扱いになるんじゃないかなと思ってましたけどその辺ちょっと事業者の考えとか、
0:43:49	水木西原でございます。おっしゃっていただいている通りだと思います。23ページとかでバーになっているところを、あるのでこれとあとは、
0:44:01	施設共通基本方針、
0:44:06	て言っている。
0:44:09	どこだっけ。
0:44:11	丸井石倉。
0:44:13	31ページの7条の耐震重要施設に含まれる安全機能有する施設に対するニューどし措置っていうのも含めて全体カバーできるようにということで一応ここで、

0:44:27	確かに第1回だけに丸が打ってんのがいいのかって話か、もうそこを含めてちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。
0:44:36	はい、規制庁、カミデです。えっと、今第1回だけ丸を打ってるって何ページの話されました。
0:44:43	右下31ページ、第7条の津波による損傷の防止のところ、
0:44:50	耐震重要施設に含まれない、安全機能を有する施設に対する運用上の措置と書いているところが、今、第1回の2項変更だけマルがついてるところですね。
0:45:02	はい。ここでももとは共通的な全体の方針を述べて、以上ということにするつもりで確か第1回にまで持ってたと思います。以上です。
0:45:13	はい。規制庁カミデです。31ページの整理は、これはこれで、
0:45:18	問題ないというか、
0:45:22	第1回でそういうところの方針も全部いいので、あとは特にありませんってということだと思うので、
0:45:29	こういう、
0:45:30	頭で私はいたので、
0:45:32	一方で、先ほどお話をした20ページだとそもそも津波がないからバーズ関係ありませんみたいな感じなのでそこにそごがあるんじゃないかなと思っている話です。
0:45:45	はい、与儀西田でございますちょっと先ほど清水さんのご指摘と同じです。ちょっと単純バーになっているところ、施設供試施設、既設共通基本設計方針により、
0:45:55	適合性を説明するものって言うところがバーになっているところが他と合わないのは、ちょっと若干やっぱりおかしいところもあるので、その修正を、ちょっと全体、津波と先ほどあったご指摘の清水さんからのご指摘だけじゃなくて、
0:46:08	全体見て、適切な記載にさせていただければと思います。以上です。
0:46:13	はい。
0:46:15	よろしく。
0:46:16	あとちょっと戻って21ページの具体上で、
0:46:22	第4グループの1項申請で地震の六条んですけど、ここに海洋放出管理系っていうのが、
0:46:31	エントリーされてるんですけど、一方で、共通08のですね、
0:46:39	何ページだったかな。
0:46:43	70ページとかを見ると、海洋放出管理系の
0:46:50	第1回用穂別ポンプとかですね、この辺の

0:46:55	貯槽関係が本日前の貯槽関係が、
0:46:59	4-1 っていうことで日工申請に整理をされてるようなんですが、ちょっと、
0:47:06	そごに見えてるんですけどそのあたりって説明できます。
0:47:20	はい。日本原燃石田でございます。まずは、
0:47:24	これ多分ごめんなさいの世界です。4-14 に多分逆になってます。これ完全に移行申請と 2 項申請の番号のつけ方が、
0:47:33	ちょっと私が最初つけたときに、2 項変更を、
0:47:37	-1、1 項新規を -2 という訳わからん順番にしてしまったので、多分みんなが混同してる気がするのでもっとここは結構真剣に公園正しい表記に修正をして整理をさせていただければと思います。以上です。
0:47:52	規制庁、上出です。そうするとまず共通 08-70 ページで話を聞きますけど、
0:48:00	ここの申請時期及び申請開示っていうところで、
0:48:05	4-1 っていうものは、第 4 回の 2 項変更ですっていう体系はまず維持したままっていうことですかね。
0:48:15	以上 2 社でございます。
0:48:20	まず、海洋放出管、あと開発課が今※を打って、
0:48:26	備考のところに、燃料加工建屋の排水孔から、再処理施設との取り合いまで、会計でございます米が今、4-2 になってますけど、
0:48:38	これがそもそも 4-1 で、その上にそれぞれある 4-1 を開放し関係の放出前貯槽をポンプ、あと最初に持って開発課が共用する部分ですね。
0:48:51	ここは 4-2 ということで第 4 回の一行新規のグループになりますので、そこがそれぞれ全体として間違っているということでもございました。以上です。
0:49:05	はい。規制庁神です。そうすると、共通 08 の書き込みが間違ってるっていうこと。
0:49:12	なんだと思いますけど。
0:49:15	他ないんですかっていう話を聞かなくてはいけないんですが、どうなってますか。大丈夫ですか。
0:49:23	はい。日本原燃車でございます。はい。大丈夫ですとここであると思う。言いづらいので、全部確認します。はい。
0:49:31	規制庁亀井です。
0:49:34	そうすると大分混乱はしつつなんですけど、
0:49:39	実際はあれですかね慣用法スカパー療法機関で見るグループがあって、例えばその上の、

0:49:47	排気系だとかっていうのはまた別のグループがやっているの、一律間違ってますっていうことではなくて、いくつかの単位で間違ってるものがあるかもしれない。そういうことで、
0:50:09	はい、日本原電志田でございます。
0:50:11	事実関係としてまずその上側、その下側あっておりますので、ここだけが間違ってるような気がします、神谷さん言われたように、チームが違うのかと言われると、
0:50:24	最終的な確認や調整をしているのはすべて私の下にいるチームなので、同じ人がやっていますということにしかならないのもう一度全部チェックします。以上です。
0:50:35	はい、規制庁カミデわかりました。
0:50:39	もう、
0:50:40	パッと、いろんなところを見て気になったところは海洋放出関係だけでしたけど改めて精査をきちんとしていただくということで、
0:50:50	よろしくお願いします。
0:50:54	そうですね。それで、
0:50:56	開発課は結局1項申請になるからってということだから、
0:51:06	とは言えないのかなあ。
0:51:10	第4グループ、すいません、21ページの、
0:51:16	第4グループに更新制。
0:51:21	これの、
0:51:23	20条になると海洋放出管理系ってなってるこれは、
0:51:28	2項変更となっておりますけど、これは21ページの表が間違ってるってことですか、どうですか。
0:51:47	長オオオカです。21ページ目。
0:51:51	お話をして、
0:51:52	同じところの21ですね。はい。ちょっと待ってください。はい。
0:51:57	うん。
0:52:56	日本の西田でございます。今、カミデ3イワタニ10乗っておっしゃいましたっけ。
0:53:05	はい。
0:53:05	20条ですね、20条廃棄施設ですよ。今、第4グループで、
0:53:12	一行新規で丸がついていて、これが再処理との共用部分。
0:53:20	日報変更で三角がついているのが、燃料加工建屋の排気排水孔から、
0:53:27	再処理の取り合い点まで、

0:53:29	ということですすでにできるやつなので既認可として整理したものが変更ということで変更なしか。
0:53:37	整理をしていたというのが今の0三角のつけ方ですけど、今上出さん言われたのは、
0:53:45	これが、
0:53:49	間違ってるんじゃないかってことですかね。
0:53:51	はい。規制庁上出です。区分けとして、
0:53:56	そういう今言われたように、常にすでに出ていたもの等これから共用するものとの区分けなんですっていう
0:54:04	ことであれば、とりあえずはわかりました
0:54:08	海洋放出管理系っていう名前だけを見ると、あれなんで、2項申請に参加がいるんだろうと思ったところです。これはもともと既認可のときから、海洋放出管理系っていう名前だった。
0:54:25	与儀西原でございます。
0:54:29	そうですねこの名前、ちょっと整理をしないといけないかもしれません
0:54:33	もともとは低レベル廃棄物の低レベル灰処理系が対象です。実際、MOX燃料加工盾自体は排水この時点ですすでに濃度限度以下なので、外に出しても問題ないところを、
0:54:48	若井郷大塚につなぐためにここの間の配管がいるということで、名称的にも開放II管理系といった方が通ればいいかなということで整理をしましたけど、
0:54:58	実際のもともとの三角って言い切るのであれば、もともとから名前を変えるのはチェックをするので、そこはちょっと整理をした上でと思います以上です。
0:55:08	はい。規制庁、上出です。
0:55:12	ちょっと認識を合わせるために、少し突っ込みますけど共通08にまた戻ってしまいますが、
0:55:19	共通08-70ページ、先ほど見てもらったところあるじゃないですか。
0:55:25	ここの海洋放出関係のが、先ほど言ったように4-1、4-2、米ってなってますけどここが、
0:55:33	あれですか既認可の範囲と、今回共用する範囲が一つのものとして、しかも海洋効率感という名前に統合して書いてあるってそういうことですか。
0:55:48	はい。日本イシハラでございます。
0:55:52	今欄としての整理はそうしてます。実際10、例えば15条の動向を見ていただくと、注の12っていうのがついてて、

0:56:02	大庄がいわゆる一行新規になっている再処理と共用する、嘉陽保坂のところが、この対象ですっていうのを今、注書きで整理をさせていただいてましたので、
0:56:14	全部がこの両方にかかったものですかというと、すべてがすべてそうではないということになります。以上です。
0:56:23	はい。
0:56:23	長カミデです。まず、なんていうか設備のくくりであったり、
0:56:30	一つの名称で一行2行があるということについてはまず状況としては理解をしました。
0:56:38	なので一応その整理でいうと共通05の、21ページのところもう
0:56:46	間違っていないと。
0:56:48	ということ。
0:56:50	ですね。はい。
0:56:52	ちなみにこれって、
0:56:54	分けた方が何か頭楽なんじゃないかと思えますけどどうですか、その一つの解一つの会議を法律関係と統合するのではなくて、1項部分と2個部分分けたら何かと楽な気がしますけど、どうなんですかね。
0:57:12	はい。日本原燃石原でございます。
0:57:16	開けた方がいいと思います。
0:57:18	はい。
0:57:19	言ったんです。
0:57:22	言う、言ってもらえず、結果こうなりましたはい。
0:57:25	はい。ちょっと整理します。はい。
0:57:28	はい。規制庁、深見です。わかりました。
0:57:31	あと私の方から、
0:57:35	規制庁課です開発管理系で、同じような質問になるんですが、
0:57:41	共通0行の21ページ目で、はい、P、
0:57:45	いうところは、
0:57:47	納得できる丸ば三角になっているとは思いますが、
0:57:51	他の関与ボス管理系が書いてある。
0:57:54	うん。
0:57:55	ていうのはどういうGになってるのかなっていうのがちょっと気になっておきたくて、例えば材料構造の、
0:58:03	大ホール管理系の錯覚は、これはどういう、
0:58:08	古藤なんでしょう。
0:58:10	※がついてます。

0:58:12	はい。4 イシハラでございます。一行心機能在庫に三角がついているのは、再処理でもともと既認可で、海洋放出関係の材料構造に対する共同の評価とかも含めて、
0:58:26	認可をいただいているものを、
0:58:29	MOXとしては使いますということで今三角の、
0:58:34	アスタリスクがついて、あれ。
0:58:37	*の説明がどっかにあったはずなんですけど。
0:58:41	それでも消えちゃった。
0:58:45	もともとですねすみません、この※でアスタリスクつけたところに*の説明は、再処理でやったものをそのまま我々としてはそのまま流用する形とかそれを参照する形で、
0:58:57	説明しますという意味で三角*にしましたがちょっといろんな修正をしているうちにちょっとそれが抜けてしまったかもしれません。以上です。
0:59:05	はい、規制庁からその辺がちょっとわからなかったなっていうの。あと先ほどカミデ向こうからもあったですね。
0:59:15	6条とか、あと順調なんかもそうなんですけど、ここ第2項してないのは、三角にしてないのは何か。
0:59:24	どういう整理なんでしょう。
0:59:41	はい、上西でございます耐震重要度も含めて、何らか考えがあって、バーにしたつもりなんですけどちょっと他にも含めて、考え方が合ってるかどうかもう一度その部分については、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:59:55	はい、鶴岡です。共通08の方でも、やっぱ分けた方が、
1:00:00	おそらくわかりいいという話もありましたし、あと共通09で、結局どこかだったり、どこまでが第2項でどっからの第1項なん。
1:00:11	かっていうその取り合い部分ですね。
1:00:15	まだちょっと把握できてないと先ほど低レベル放射性廃棄物、
1:00:20	の
1:00:22	管理系だったっていう名前が変わったっていうところもあってちょっとは紛らわしくなっているところがありまして、共通09の方でも、
1:00:31	説明いただきたいんですが、多分今の共通09だとちょっとそこら辺が複雑になってるんで、またポンチ絵とか、説明いただければと思いますが、いかがでしょう。
1:00:44	はい。日本石田でございます。そうですねおそらく、図面をそのままつけてるだけですので、全体の系統からしてこの図面でどこまでをしゃべ

	ってるのかっていうのが排水工に排水工という名前が確かっているわけでもないですし、
1:01:00	そこも含めて整理をして見える化させていただければと思います。以上です。
1:01:08	はい、鶴岡ですよろしくお願ひします。あとは、
1:01:11	ちょっとついてというか軽微なんですけど、今回、共通 05 とか 08 を確認してですね、先ほどのーの考え方が、
1:01:20	どうしても、自然と
1:01:22	一致しないもので、何度もこうトラップにはまってしまったっていう経緯があるんですがここは、
1:01:29	そもそも何で、
1:01:31	2 項申請をー1、1 項審査会官にしたんでしょうか。
1:01:41	はい。
1:01:42	センスがないと言われる可能性は十分理解した上で、
1:01:46	1 階から順番に並べたときに単純に第 1 回申請が 2 項変更だけなので、そこを一番と数えるために、
1:01:57	ーの 1 を 2 項変更、ーー入院日光新規にしましたというだけです。はい。以上です。
1:02:04	はい、規制庁かですねそれがですねもしこだわらないのであれば、
1:02:09	そろえていただきたくて、今回でかなり、
1:02:12	慣れたものの、やっぱり所見では、必ず見るところかなと。
1:02:17	思ひましてそちらの作業も、
1:02:19	おそらくちょっと混乱招いて海洋放出関係管理系みたいなことになったんじゃないかなと思ったので、そこをそろえることって言ったんですか。
1:02:29	はい、日本石田でございます。ちょっと先ほどのカミデさんのご指摘も踏まえて総チェックはかけますが、全部を直すとなるとまたミスを誘発することになる可能性もあるのでちょっと全体ちゃんとした塀を作るときに、どっちの道を歩くのが、
1:02:47	適切かっていうのを考えた上で作業させていただければと思います。
1:02:52	ルールなり考え方があればどちらの番号でも、読めるっちゃ読める気もするので、それはちょっと、
1:03:00	より良くするためっていうので、次のステップで、
1:03:03	やるかやらないかちょっと判断させていただきたいと思います。以上です。

1:03:07	はい、規制庁の活動が変わりました。その整理とは思うんですが、今回ちょっとトラックにはまったということもあって、
1:03:15	活動させていただきました検討をお願いします。私から以上です。
1:03:24	規制庁の藤原です。
1:03:26	あと、私から前回のヒアリングで、1度確認させていただいてるんですけど、05の資料の39ページにある樹形図のところで、放射線管理施設について、前回のヒアリングで、
1:03:40	確認させていただき、その時に、
1:03:45	設備のくくり方としてどうするのかっていう話になり、それが機能として本当はくくった方が綺麗に見えるんだろうと思いつつも少し、
1:03:55	いろいろと見直しがされているものの機能として、カテゴリ分けするのではなくて、許可のところを踏襲しますという感じなのかなと。それがわかるようにということで、
1:04:07	そのあとのページ40ページからの設備の分類の仕方を、許可後、
1:04:15	今回の設工認でどうしていきますよってという話が展開されているのかなというふうに理解していて、それで42ページのところに、放射線管理の施設なんかであれば、この放射線監視設備の中にはこういったものがありますよっていうことを展開されているという理解でいいんですかね。
1:04:33	はい。いうエリアでございます。はい。おっしゃっていただいている通りでございます。
1:04:39	院長のフジワラですわかりました
1:04:42	他の設備なんかもその場所を入れ替えたり許可に引きずられることなく整理されたりとかをされているもののやはり保守管理せ施設ってちょっと、
1:04:52	扱いづらいというかその整理はしづらかったってことなんですかね、もしかしたら再処理との兼ね合いとかも、この辺になってくると共用のものがあるので、そういったか類もあるのかなとちょっと思いつつも、
1:05:02	しゃべるような範囲で教えていただければと思いますがいかがですか。
1:05:07	はい。弓削弊社でございます。正直申しまして放射線管理が一番手を、
1:05:14	下が苦勞する部分ですね。構成も含めて、
1:05:17	許可でも同じような名前を展開して形容するのかっていう説明をしたり同じ名前でも、対象物が違ったりというのもあって、
1:05:27	整理が非常に面倒くさいというかややこしいなと思いつつも、とはいえ、なるべくその言いたいことだったり機能との分類がわかるようにということで整理をしたのが今の状態でございます。

1:05:40	他のところはある、一対一に綺麗にすみ分けができたというところもあって、手を加えてませんでした。
1:05:50	あとは前回も僕のところでやりとりがあって今回確かに言ったのは、先ほど放管と、
1:05:57	電源系ですかね若干名称をいじったりを、分類額を整理してあとは、47ページのその他設備、これをグルーピングしてというのと、
1:06:10	あと許可の時にですねグローブボックス負圧温度性監視設備だけな。
1:06:18	これが各設備にエントリーをして、いっぱい書いて分けてましたとはいえ設備として見ると、
1:06:25	検出っていうのは確かに各設備ばらまいているんですけど、その監視装置っていうバウンそのものは、一つでして、ちょっとばら撒いて整理をすると非常に説明を申請書としても説明がしづらいところもあるので、
1:06:38	これその他設備として集合させて1回で整理を全部するというので、ちょっと区分けを変えたいということ全体見て変え
1:06:48	こうの方がいいなというところは整理をしたところでした。以上です。
1:06:55	規制庁の藤原です。
1:06:58	いろいろと検討された点、理解はしました。その中で先ほどそういったグローブボックスの負圧温度監視設備なんかをまとめ方を変えたとか記載の仕方ですねその辺、
1:07:11	変えたということなんですけど、もともとすいません許可の整理の時計でいうと、
1:07:18	目算場合加工施設っていうのが条文的に許可の条文で、係争がないっていったところで、いろいろとまず許可の時点で苦労されたところだったかと記憶してます。その時に、
1:07:31	景気減速機の方は、縁があるというか関係が深いところの条文なりで整備をすると。
1:07:40	で、
1:07:40	あと情報把握設備なんかでいうと、それを求めるところというところで、江藤医師橋高直井式、衛藤、通信連絡中に、の条文にちょっと持たせるという形をしてきたとっていて、
1:07:54	その許可の整理がそれで、私の認識が客が合ってるかっていうところと、あと整理は、この設工認になっても、
1:08:03	基本的には踏襲されるのか、今回少しちょっと、
1:08:07	カテゴライズというか、考え方変えるのかっていったところ、どうしてお考えか聞かせていただいていいですか。

1:08:14	はい。与儀西田でございます。許可のときにおっしゃっていただいたように
1:08:19	関係する設備の度合いというか関係も踏まえた上で、その機能との説明をしやすいという単位で、それぞれやっていたというのは特にS Aはそういう整理をさせていただいたと思ってます。
1:08:32	リーダーは同じ日局からその前の許可からいじってないのが、正直なところではあると思います
1:08:40	本文とかの種文章自体はしてますけど設備食うまであんまり手をつけてなかったと思います今度、特に先ほどDBで言うグローボックス圧温度乾燥設備みたいなものは実際設工認で説明する時にどういう説明が展開されるのかっていうのを考えて、グルーピングの
1:08:57	とか位置付けの仕方を整理をさせていただいたと、いうことで訂正に関してはおっしゃっていただいたた許可の考え方は設工認なっても変わらず、そのまま展開をさせていただこうと思っていたところでございます。以上です。
1:09:12	規制庁の橋場です。天野。今の状況としては理解しました。
1:09:17	ということであれですかね樹形図のところかというと、DPの部分、受験前はちょっと含まれてないかもしれないですけど、放射線管理施設の中に、
1:09:27	臨界検知用のガスモニターなんかが入っていてそれはDBの世界で整理されていたので、特にそこ、関係があるということで、その4乗系のものに対して、整理するときにはそっち側で整理するというよりは、
1:09:42	放射線管理のほうに整理をされていて、そのあと出てきているS Aについてっていうことで、樹形図の中でいうと、気体廃棄物の施設の中にある法定放射線
1:09:54	計測設備でしたっけ、あれなんかは、逆に事故の対処のときに使うものだっていうことで放射線管理施設の方にカテゴリせずに、
1:10:04	廃棄施設っていうふうな感じで、DBとS Aの時でちょっと違いが出て、整理としては状況が変わってきてしまっているというのが現状ってことなんですかね。
1:10:16	はい。二本木西田でございます。はい臨界警報であったり外部放出抑制設備に入っている。
1:10:24	外部で重大事故たい設備に入ってる。
1:10:28	合計監視、よく計測用のモニター類ですね、これの整理ってというのは、それぞれの考え方の中で、整理した許可で整理したのをそのまま、

1:10:39	受けて今回展開をしてますというのは、おっしゃっていただいた通りだと思います。清の方は特に重大事故の対処との関係を考えて、それぞれどこに入れるかというのを整理をさせていただいた上で、今のグルーピングであったり、
1:10:55	樹形図の形になっていると、いうことだと思っておりますので、それに合わせた形で、既設工認も展開しようと思っておりました。以上です。
1:11:07	規制庁の藤原です。経緯的には理解するものの、
1:11:12	DBとSAでその仕分けの仕方のちょっと考え方が違ってきていたりというと、先ほどのなんか-1-2の話じゃないですけど、若干割変わりづらくなっていてこの後混乱しないのかなとか。
1:11:24	綺麗に整理できるのかなっていったところ若干不安にはなるんですけども、その辺り今後も見据えて大丈夫なんですかね。
1:11:37	はい。両切り者でございます。早速ミスをした人間が大丈夫です。定期ではあんまり診療科がないんであれですけど、今の整理の考え方で、全体供試で今各書類を作る側にも説明をしておりますので、
1:11:53	これでやらしていただければと思っております。赤津ミスがないようになる、頑張るといふことかと思っておりました。以上です。
1:12:04	規制庁の藤原です。わかりました。今の現状とあと経緯も含めての江藤整理の仕方の考え方については理解しました。
1:12:17	規制庁コサクです。たびたび担当が理解したと言ってから突っ込むの申し訳ないんですけど、
1:12:27	臨界の関係はすみません、この40ページ以降のところこの部分を見ればそれはわかるんです。
1:12:44	少々お待ちください。
1:14:05	日本イシハラでございます。臨海県庁のガスモニタ自体は、
1:14:13	ここでいうと設備区分的にはですね。
1:14:18	恩赦線監視設備に入りますので42ページでいう江川の、
1:14:25	屋内モニタリング設備ですね、ので、今、赤字で書いてる江川放射線管理設備の屋内モニタリング設備の中に、
1:14:36	臨界が好き。臨界現状ガスモニタが入ってます。それ自体は、共通08で言う設備リストの64ページに、
1:14:49	もうだんだん、
1:14:50	字が見えなくなりますが、嵌合的には538番か。
1:14:58	ここでやってるのか6かな。
1:15:02	538番ですかね。

1:15:06	それでこれが538番見ていただくと、左から放射線管理施設、設計基準対象施設、保護者洗缶施設、監視、
1:15:17	設備で、屋内も行く設備という順番で構成になっているということでございます。
1:15:28	木瀬直速ですけど今の臨界検知用ガスモニタっていうのは警報まで含めですか。
1:15:39	はい、乳井理事者でございます背景方まで含めて一連の設備として説明する設備単位になってました。
1:15:48	規制庁コサクですそうすると、
1:15:52	放射線監視設備で警報を出すと。
1:15:56	いう。
1:15:58	ことなんですね、違和感ありますよねっていうのを一生懸命力説してるだけなんですけど。
1:16:09	はい。
1:16:11	今、今、警報、
1:16:13	設備等の中では対象に確かしていないと思うので、放射線管理設備の中で、
1:16:20	おっしゃる通り警報を表示するというような請求権の説明まで一連の中ですという分類に入るということです。
1:16:40	等、
1:16:42	隣家Eの要求事項に対するものが、
1:16:49	放射線管理で対応するという非常にわかりにくい。
1:16:54	設備名称だったり、普通の加工施設であればこれは臨界警報装置っていうふうになっているはずで、
1:17:02	何でこんなわかりにくくしてるんだと、個別に行けば、
1:17:06	臨界検知をガスモニタとわかるようになってるじゃないかと。
1:17:10	というようなことなんですけど、分割して、明確にしていっていかってという考えは、
1:17:18	何でも起きないんですかね。
1:17:20	何か設備的にまとめなきゃいけない理由とかがあってあるんですか。
1:17:31	はい。日本原燃社でございます。もともと放射線管理監視施設に入れていた理由が確か
1:17:42	昔からそうだったというだけなんですけど、臨界が起きないということを前提に、この分類2、臨界側ではなくてこの分類で入れていたと思ってます許可、新規制基準の許可の時のところの施設分類も含めて、いじってなかったということも含めて、

1:17:58	設工認側でもそれを踏襲してその分類のまま書いてないというだけで、 変え海外どうしても変えたくない理由があるかというとなんなものは、 毛頭ないわけですねもとの。
1:18:10	整理をそのまま引き継いでいたということでございました。以上です。
1:18:17	楠田で何とかありますけど、臨海っていうのは、今日来認可の時って地 主でしたっけ。
1:18:24	赤木委員会っていうのは、臨界モニター2回適用ガスモニターの位置付 けなんですけど、だから、委員会の条文への対処ではなくてそこんところ は発生しないというんで経費はついているものの、
1:18:36	放射線管理の中の枠の中でそういったものも観測できる設備が一応存在 しているてだったっていうかそういう感じです。
1:18:45	はい。ちょっとその新規性基準の前の許可の時に前なかったというこ とを言われてしまう可能性は十分ありますけど読む限りそういう整理だ ったと理解をしています。
1:19:00	今ちょっと聞いてなかった、衛藤谷井ですけど衛藤様は、きっかけ認可 のときに、要はこの委員会規制庁ガスモニターっていうのはもう薬たら臨 界は発生しないという整理になっているから、臨界の条文の対策として 位置付けられるのではなくて、
1:19:16	起こらないという気がいっぱいついたものの、さらばとって、何も検 知できないようになってるのかと言ったら、放射線管理の中で自主的な 位置付けであるけど、認可しても設置できるようなモニターがついてい たっていうのが育て上げる企画委員会の製品っていうんでこれって同じ こと繰り返しますけどそんなイメージですか。
1:19:35	はい。二本木志田でございますそう認識をしてました。そういう整理だ ろうということで
1:19:42	いや、放射線管理の中に入ってるのが、そういう考え方のものだとい うことで理解をしてました。以上です。ごめんなさいそうずっと、コサク ですけど、
1:19:53	臨界の警報装置なり計測の要求にわあ、条文としてはバーになるってこ とですか。
1:20:14	しかも樹脂だと言いながら、臨界検知用って何ですかっていう。
1:20:20	何か。
1:20:21	言ってることがちぐはぐなような気がするんですけど。
1:20:30	はい、二本木西田でございますおっしゃっていることは、ちょっと私が 十分理解できたかどうかは別として許可の分類をそのまま引き継ぎつ つ、かつ、

1:20:41	臨界県庁という名前がついている以上は、臨界のところの4条の3項ですかね、に丸を付けるべきだろうということで、つけさせました。それが、設備区分との関係でおかしいんじゃないのかって言われるとおっしゃっていただいた通りだと思います。
1:20:59	そこは特段変える必要がないんじゃないかと思っていじってなかったのが現状でございます。ただそういう整理も含めて、するべきではないのかというのがおっしゃっていただいていることは十分理解をしています。
1:21:13	のでここは
1:21:17	新たな設備を臨界として、
1:21:23	使える。
1:21:25	設備区分を新たに設けるうことを考えた上で、設備の構成をどうするかっていうのを考えなきゃいけないので
1:21:32	ここだけなのかっていうところも含めて整理が要ると思いますけど。
1:21:37	すいませんもともとあまりそこまで深く考えてなかったのが実態ですのでそういうことも含めて考えるべきじゃないのかっていうご指摘だと今受け取りました。以上です。
1:21:48	はい。規制庁コサクですよろしくお願ひ。そういう意図で、言ってますのでよろしくお願ひします。それを整理をすると先ほどのS Aとの関係も綺麗になっていくのかなというふうに思いますで、
1:22:00	実物が同一なんだけどみたいなところは、こういう設備とこういう設備、合わせて作ってますっていうこともいえると思いますし、
1:22:08	あとそれ以外も複数の場所で同じ
1:22:12	機器を登録してましたみたいなのを今回設工認でまとめますっていうようなこともや、
1:22:17	ておられるので、設工認の段階っていうこと
1:22:23	構成なり名称ということを変えるのは、何もカー整合から半外れるものではないと思ってますので、
1:22:33	しっかりと体系的に説明が設工認でしやすいように、或いは今後の現場管理がしやすいようにということで対応を進めていただければと思います。
1:22:48	はい、与儀西田でございます。はい。
1:22:52	はい。ちょっとちゃんと考えます。はい。以上です。コサクです。それで言うと放射線管理のところはそれ以外の環境管理があるんですけど、
1:23:02	環境管理は、42ページの下側にも環境管理があったり、こういう関係の整理はもっとやれるところがあるんじゃないのかっていうふうに思いますので、

1:23:14	ここだけ、先ほどの話だけにかかわらず全体もう少し見て、
1:23:21	効率的にできるようにしていただければと思います。
1:23:26	はい、日本イシハラでございます。はい。ちょっとDBとSAの枠をあまり変えずにということもあったのであまりいじってませんでした、 そこも含めて全体、
1:23:37	名称と機能であったり説明としての、
1:23:41	何ですかね、統一性であったりということも含めて全体整理をさせていただければと思います。以上です。
1:23:50	規制庁シミズほか、共通05資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:23:58	規制庁の藤原ですすいませんあと細かい点なんですけど、1.2. 衛藤30ページのところの、その丸運とかのつけ方を、
1:24:07	この表、すいません。すいません。どうしようかな。
1:24:11	ちょっとメンバーが少し抜けたところあって、一緒に00朝長とか池辺というのはフジワラさんの方から聞くやつって、藤調査官とかなくてもいけそうなやつ、ちょっと見たときの方がいいですかね。
1:24:24	いらっしゃらなくても大丈夫なのか、動きに近いところです。
1:24:29	お願いします。
1:24:30	はい。
1:24:32	すいません30ページの37条の1項のところこれはおそらく誤記なんで綺麗にしてくださいというコメントだけなんですけど、1項のところは、考え方のところに記載されている1ポツ目の中の括弧の、
1:24:47	何かが、店の仕方等があまり綺麗ではなくて、ちょっと意味不明な感じになってるんで綺麗にしてくださいねというのが1点と、あと37条の、
1:24:57	2項のところなんですけど、風向風速とか気象関係のものを、考え方に書いてますけど、と同じ37条なのに1項と2項で、記載の平仄が合っていないと。
1:25:09	この気象関係も、記録の話があり、そういったものが、土佐江藤1項の方では、その情報を記録するためのっていうことで情報把握設備なんか記載されていますので、
1:25:22	この辺整理に入り、理由があるのであれば教えていただきたいんですけど、基本的には書き切れていなかったという理解でいいですか。
1:25:32	はい、日本石田でございます30ページの37条第1項のところ括弧の中ですかね。大体資料分析せ関係設備環境管理設備って
1:25:43	よく分かん文書があったりとかってとこですね。はい。

1:25:48	はい。ちょっと整理をさせていただきますということと風向風速も含む、気象観測設備での情報も、情報収集等の必要なものだと思いますので、
1:25:59	そこは記載を、を合わせて記載をさせていただければと思います。以上です。
1:26:04	議長の藤村ですよろしくお願いします。先ほど議論していた42ページあたり、ここは、今回のヒアリングを踏まえて、大々的に修正はされるのかなと思いつつも、といて気にしていただきたいのがでもちょっとあれかな。
1:26:20	大丈夫かもしれないんですけど、今回はDBAとSAっていうふうに分けているせいで、気になってしまっている点になっているのかもしれないので今後の整理によっては、
1:26:30	不要なコメントかもしれませんが、と同じような設備であっても、SAの方では展開されているのに、DBの方では展開されて
1:26:40	下、なぜ、下の方まで書いてない部分とかがあって、例えば試料分析関係設備なんかは、SAの方ではこういった設備があるのかっていう次の過疎、階層の下の部分まで書いてあるものの、DBTが書かれていなかったりであったり、
1:26:56	あと、SAの方の、はい。
1:26:58	放射線監視設備、一つ目なんですけど、ここはDBのところを書いてあるような屋内モニタリング設備とか屋外モニタリング設備という階層が飛んでしまったの、今の記載になっていたりといったところがあるので、
1:27:11	こういった点を少し念頭に置きながらどう整理するのがいいか、と一緒に考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。私からは以上です。
1:27:22	はい。日本原燃石田でございます。はい。
1:27:26	努力しますと、よくないんですけど、許可の記載がある程度、DBはあんまり人じゃなくて、箇条書きでガーッと書いてあって終わりみたいなに対して、SAの方はしっかり設備としてエントリーして項目が書いてあるんで、
1:27:40	この整理がしやすかったっていう、しやすさの観点で大分記載が、等があってないところがありますそこはちょっと全体合わせて頑張りたいと思います。はい。あとは、先ほどの、
1:27:51	コサクさんから言われた大分重い宿題は、ちょっと頑張れるだけ頑張りたいと思います。以上です。

1:28:01	規制庁清水です。他、共通 05 資料について規制庁側から確認ございませんでしょうか。
1:28:08	規制庁の武田です。私もちょっと確認だけなんですけれど、28 ページをお願いします。
1:28:21	これの一番上の 26 条なんですけれど、これの、
1:28:26	26 条の一番右の欄でですね、結局、
1:28:32	第 1 保管、第 1 第 2 の保管庫と女性場ってというのは、26 条に該当するのかどうかみたいな話は話というか、この間させていただいてたんですけど、
1:28:44	結局、基本方針として整理してそこで等、結局、等々になるんでしょうかちょっとどういう整理でこうなったのか説明いただけますか。
1:28:53	はい。稲毛西浦でございます。すいませんこれまず単純に修正の反映漏れです。今回第 1 報か運行調整上はもともとの 1.2 S s 含めて全体の保管庫として使うということで、かつ、
1:29:10	浄水場自体が、貯水槽ですね、自体が、再処理の方でいく、安全冷却水系でということで S s に対する代替と、
1:29:21	いう整理をしたことも含めて、MOX が同じように回るということで整理をしましたので、それと反映をすれば、当然この部分の記載がなくなるということだと思いますけどその反映漏れでございます。以上です。
1:29:34	院長の竹田です。今の説明だったらしっくりきました。江藤。はい。修正前ということで理解しました。私から確認以上です。
1:29:45	規制庁シミズ他規制庁側から確認ございませんでしょうか。
1:29:52	なければ原燃側から振り返りをお願いします。
1:29:56	一通り振り返り後でまとめてやりましょうか。
1:30:00	多分、認識が合ってるかどうかちゅうところで何かずれてるって欲しい気もするのでちょっと別件でちょっと今、ちょっと家メンバーが少し変わった関係で、
1:30:11	1 時間ぐらいちょっと 00 の方やっても大丈夫ですかね。0002 か。
1:30:16	それ終わった後に 02 の振り返りの時ついでに今の 05 の振り返りも多分やってもらえれば、
1:30:23	抜けがあったかどうかぐらいはわかるかなという気はしてるんですけど元でそれでも大丈夫ですか。
1:30:30	はい、与儀西原でございますはい。対応させていただきます。
1:30:35	伊波。清家大谷ですけど現在で 0 に何か説明したことがあります。
1:30:40	なければざっと言ってっちゃうんですけど、

1:30:43	はい、二本木西原でございます。特段、説明したいことがあるわけではないのはい。お願いします。
1:30:49	長谷井です。
1:30:50	やっぱちょっとすいません個人のジレンマで自分の担当分の条文ざっと置かせていただいてまず竜巻パターンでいいですかね。
1:30:59	ちょっと今日は四つの資料を用意されたと思うんですけど他はもうちょっと先なところがあったら併せて言わせていただこうと思ってるのでよろしくをお願いします。まず竜巻からなんですけど、
1:31:11	資料として8月10日点数のものをベースにですけど、
1:31:15	まず最初にと右下17ページのところで、今回のやつで強度の確保等という形で具体名をされていて、あそこ自体は別に構わないと思ってんですけどこれ強度の確保等の等っていうのが何も書かれなくなったんですけどって何さしてるんだっけ。
1:31:30	はい。弓削石田でございます。これ平塚の吸気系排水の話をしてましたけども閉塞しないということによって機能を確保するというのも、この中に入れて遠のいて括ったということでございました。以上です。はい。
1:31:44	もうちょっと、備考欄にこっちが吹き出しの中でもいいんですけど、それを読めるような記載していただいた方がいいかなというのが一つ目ですと。
1:31:52	次18ページなんですけど軽微な話としては設計方針の一番下の方にあるやつで火災に対する影響の外部火災及び内部火災に対するって形で対応する体制になっているので、
1:32:04	最初とか火災による影響はですかね。
1:32:09	はい、二本木西尾でございますはい火災による影響は、の方が適切だと思います。以上です。渡です。それをすれば19ページもこちらに対する対象になってないんですけど、溢水に対する影響を溢水によるこの対策体制ですね、溢水による影響あるこっちも同じような形で直した方がいいかなと思ってよろしくをお願いします。
1:32:29	はい、承知しました。あと1点確認に近いんですけど凍土の基本的方針のところ、さっきの18ページのところで余長構造の話書いてるんですけどちょっとそれ読め竜巻の観点でしか聞いてなくて十時に飛ばしてるからいいかなと思ったんですけど。
1:32:42	余長カクウについては、
1:32:45	本文レベルでってどっかで何か読めるようになるんですけど。

1:32:49	はい。日本原燃志田でございます現状このS E 飛ばしてるところは本文上もう 30 条見てもですね、固縛と固縛とか転倒防止とかそういったものは、落下防止転倒防止等の措置のために固縛をすると。
1:33:05	いう表現しかないです。かつそれは、今 3.1 で言う、基準地震動に対するとかあと 1.2 S s に対するとというような表現になっているだけです。テンプレに言ってもですね結局は、
1:33:18	それを小店舗に預けるといことで今整理してますので現状、その範囲の積載でしかないということでした。以上です。
1:33:26	エンチャー田尻です。余長工学は実用炉がなぜ基本的方針で変えたかって檀ちゃんと評価してるからっていうところありきったと思うんですけど。
1:33:34	あれ今 S A の中でこういった内容が盛り込めるところって言っちゃうんですけど。
1:33:40	はい。日本イシハラでございます可搬とかの設備で固縛等の措置を講じるといところの文章は、S A の中 30 条の中にありますので、
1:33:53	そこ展開するってことはあるかなと思いますあとは実際の設計との関係でどう、どういうふうを書くかということの整理かと思いました。以上です。
1:34:04	支店長丹治です。十時ってどこでヒアリングを予定してましたっけ。
1:34:09	はい。弓削西原でございます十時を明日ですね、明日の 5 号で十時 00 G が入ってたと記憶をしています。
1:34:16	瀬尾丹治です。ちょっとその時でいいんですけど考え方はそのあとテッドつなげてるかっていうところも込みだと思うんですけど、今回の第 1 回申請という意味でいうと、別紙 2 か何かのところで、もう国としてそういう説明書及びされるっていうのは読めるんですけど、ちょっと僕の話しに繋がる期待ってのが見当たらないような気はしていて、
1:34:35	説明書レベルでもあと次回とかそういう話もなく、今消えてるような気はするので、そこところを、あと、次回の話も込みでどういうふうに整理しようとしてるかということを含めて説明いただけるように用意いただければと思います。
1:34:50	はい、日本原燃車でございます承知いたしました。
1:34:53	はい。規制庁谷井です。次に 10 ページなんですけど、
1:34:57	ここは天ぷらの話ではあるんですけど許可添付 5 のところで、
1:35:02	2 月に各距離 200 メートルの話であるとか退避場所においても固縛しますよっていう設計方針が一応うたわれてるんですけどここが全部本規定だっというふうに言ってるんですけど。

1:35:12	開くとかそういうところの話まで本規定で担保しようとしてるのかそれとも今回の設工認の竜巻の説明書の添付において説明しようとしてるのかというところの保安規定なんですかね。
1:35:24	はい。弓削西田でございます現状の整理は保安規定でと思ってました。ただある種、設計の情報にも当たるので、現場側で整理ができればということも今、整理をしようと思ってましたので、
1:35:38	今ご指摘あった点の、大きく2点ですね200メートルの話と固縛の話については、添付、別紙の4-1ですかね、設計法人なったものを基本方針のところで、
1:35:50	a. 本分からのテングウからの展開として受けられればと思っていたところでした。以上です。
1:35:56	規制庁谷です基本設計方針としては古閑角田とか田井とかの話が謳われているので本部としてやれるようになってると思うんですけど、天空の話としては起動しようとする、保安規定でこの評価の話とかを聞かなきゃいけないような気がする、
1:36:09	どっち説明があったというふうに整理されてるかによると思うんですけど、書くんだったら逆に設工認全部に書いてあるだけなんじゃないかなというふうな気がしますのでよろしく願いいたします。
1:36:21	はい、上西でございます。はい今ご説明した通り病院の別紙4-1の方で展開できるようにして、できればと思ってましたので、そういう整理をさせていただきます。はい。瀬尾藤ですよろしく願いします。ちょっと細かな話入ってきますけど56ページに行ってください、(2)設計飛来物の設定のところで、
1:36:38	2表に署名示すって言うんですけどその前に書いてある文章の中に書いてある文言が全部、所見として表に示されてるやつの内容含んじゃってる気がするんで表書く意味があるかを精査ください。
1:36:51	はい。承知いたしました検査方向で整理をしたいと思います。はい。規制庁田尻です。次62ページなんですけど、備考欄ではあるんですけど
1:37:02	一番多分強度の確保等があつてさっきの説明の話に近いんですけど屋外の排気塔の板厚の確保とそれ以外による排気流量の確保といったので何かさっきの説明とまた微妙なやつがいたりするので、
1:37:12	先ほどの説明が正しいところだったらそこに合わせて書いていただいた方がいいんじゃないかなというふうに気がするんでよろしく願いいたします。

1:37:19	はい、日本イシハラでございます。先ほどあった足の話、ここに展開をさせていただければと思います以上です。はい、規制庁タジリです。よろしくお願いします
1:37:29	みたいなところで、
1:37:32	部分のところに書いてあるところで、最初のプラントの一番最後が旧機能を喪失しない設計とするというのが今のような椎野絡みだと思っていても監督で何か近いこと書いたような気もするので、
1:37:43	記載の行政だけの話だと思ってるんですけどこの記載として補足できることが何かご検討いただければと思います。
1:37:51	はい。人間者でございます先ほどの閉塞しないことによって研究機能を喪失しないというような流れで、も含めて全体整理して記載を拡充したいと思います以上です。はい、瀬尾谷井ですよろしくお願いします。次 77 ページいっていただいて、添付の話。
1:38:06	2 ポツ目をちょっと
1:38:08	けど、青田津野三井 8 事象として想定される火災及び溢水についてだっただけ書いてあって、竜巻の影響を考慮するし、
1:38:16	知念。
1:38:17	及び水については、
1:38:19	ないってのが多分日本語で、
1:38:21	気がするので、
1:38:22	単にについては説明しないと云ってるだけのような気もするので、記載として言いたいことを表せるかちょっとご検討ください。
1:38:32	はい。日本原燃志田でございます。はいちょっとこの中の文章の流れも踏まえた上で適切な文章にさせていただきます笠井と石井を
1:38:41	前提としないというわけじゃないのでここちょっと文章としては文脈考えた上で整理をさせていただきます。以上です。はい、規制庁田井です単に設定しないと説明しない改めて説明しないといけないのでここで説明しないっていうだけではいけません。よろしくお願いします。
1:38:55	あと 79 ページのところでは他のところがさっきの強度の話とかで書いてる中でここ部会の構成機器による防護ってやつが (3) に今残り続けてるんですけど、こいつってのは基本消える形ですかそれとも、
1:39:06	個別に落としたりこの記載が残るんですかね。
1:39:09	日本エリアでございます消える方向です。小鳥わせですはい。以上です。はい。やれば他どこにいたかどうかを愛する警察とかけていただいて精査いただければと思います。
1:39:20	次、ていただいて 84 ページなんですけど、

1:39:25	衛藤。
1:39:26	一番下のなお書きいいところで吹き出し感があるっていうふうに話が切れてそのあと飯野小原っていうふうになってるんですけど、ここ多分、そういったものがあるが、以下の通り影響を受けることはないっていうふうに言いたいんだと思うんですけど、何かある知的なりイロハっていうふうに繋がる形になっていて、
1:39:42	関係者がわかりづらいというだけなんだと思うんですけどその大きさ後に繋がるような文章にしていただければと思います。
1:39:49	はい、与儀西田でございます。84 ページのところおっしゃっていただけてる通り、があるが、以下のことにより、機能的影響をおよぼし得る施設は、大都市の最初はないというようなことを、
1:40:00	記載をしたかったところがちょっと中途半端になってましたので記載をちゃんと整理をして書かせていただきます。はい。瀬尾田井先生よろしくお願ひ。
1:40:10	自分今まで、意味のあるところは突っ込んできて、
1:40:15	あるので、例えば一つ目 85 ページの一つ目のパラで、一番最後でなお、燃料貯蔵タンクを 9 ボックスがなくてもっていう話は、多分 1 個前の文章も同じようなこと書いたりするので、
1:40:26	こういったところの精査はよろしくお願ひします。
1:40:30	はい、弓削西田でございます。はい。おっしゃっていただけてる全く同じことに近いこと言ってる、ダブってるところは、他も含めて日本語としての整理をして、整理適切に見直しをさせていただきます。
1:40:43	はい。成長等ですよろしくお願ひします。あと 86 ページのところなんですけど、衛藤。
1:40:48	85 ページから続いて速やかにガス抜き出しが可能となるように開口を設けることによりという話なんですけど、これは開口が最初から空いてるちゅう話なのかそのときに穴をあける話でした。
1:40:59	日本原燃石田でございますはい。その時に穴を開けるということが言いたいことでもございました。多分、記載としてそうならないような経過していて他のところだと多分その記載で書いたような気がするんで、記載統一いただければそれ直るような気がするんでよろしくお願ひします。
1:41:16	はい、西田でございます補償いたしました。はい。瀬戸加治、次が 115 ページでいただいて、
1:41:24	二つ目のパラのところで、また衛藤何とか何とか風除室は設計飛来物による貫通及び迷惑流防止可能なものとしてっていうふうに言っていて、前

	から指摘してるんですけど、防止可能じゃないところをゆめ剥離だけ発生しちゃうけど、
1:41:37	後のところに書いてある、設計飛来物及び把握したコンクリートセガワ衝突しないを生ずることを防止する設計とするっていうところだけが担保結局されてるんじゃないかなと思ったんですけどここは防止可能なものとしてよかったです。
1:41:51	はい。日本原燃志田でございます今ご指摘の点の文章としてはその部分は、すみません全体の構成変えても設計上のこれから行っても、必要ないところでございまして、
1:42:01	115 ページのまた書きは、建屋を構成する部材で屋根壁及び風除室は、設計飛来物より宮栗田コンクリート変が竜巻防護対象施設に相当することを防止する設計とするというのが本来言いたかったこととございました。以上です。
1:42:18	規制庁谷井です。基本設計方針なんですね近しい話があって、それを多分今週変化ぶつからとかそこの話ちょっと言葉出しましたという整理のはずだと思ってるので、その辺は
1:42:29	余計な参考事項を作ってた設計できませんという話にならないようにだけよろしく願いいたします。
1:42:36	はい、西田でございます。承知しました。はい。次 110 ページなんですけど、
1:42:41	(3) のところなんですけど建屋内に収納されるアボが期待できないところで、最初の何とかの設計とするって書いてあるんですけど、これ離隔の話って書くとか去年は加工の話しかないような気がするんですけど、ここはこれだけで大丈夫ですか。
1:42:55	はい。
1:42:56	はい。日本原燃者でございますもともとですねこれ文章的にやっぱちょっとおかしくてですね、116 ページの (3) の頭で、これリード文みたいなつもりで書いているようでリード文になってなくてですねその A B の中で説明することも、
1:43:10	包含してこの中で、強度の確保等々もといったところがちゃんと読めるように、下との繋がりを持った文章をちょっと一文足さないと、足りないと思いますので、整理をして記載を拡充させていただきます。以上です。
1:43:24	はい、規制庁田井です。多分そこだと思っんでよろしくおね
1:43:28	木戸さん。
1:43:30	ここも頭の文章

1:43:33	いわゆるひずみ
1:43:34	てすぐ下にAぽつに行くと言通裏面剥離と言って中間が
1:43:40	ちゃんと後ろの文章が読めるように、頭書き書けるようにしていただければ
1:43:47	はい、宮城西原でございますはい頭の方で答弁を出さないと繋がりからなくなりますのではい。整理をさせていただきます。
1:43:55	はい。続き 150 ページなんですけど、ここはすみません、整備どうしてたんだっけって話に近いんですけど、実用量のところを見ると、要はトップ数の話は別のテープに飛ばしますよという記載が書かれていて、
1:44:07	こういう記載ってというのは今回原点はどうしてでしたっけ。
1:44:12	はい、西原でございますTボス自体を使う場所で、添付でやらしていただこうと思ってました実際ここうではなくて、
1:44:21	違う添付で、Tボスを使った評価をしているところでコードの概要に飛ばすという記載をさせていただくことで整理をしました。以上です。
1:44:33	先生方にですね、どっから取ってるんでしたっけ今って。
1:44:42	はい。日本原燃石原でございます。別紙4-2の固縛か何かの評価で確か使ってTれるたと記憶をしています。
1:44:51	実際は92ページですかね。
1:44:57	岡山さんこっちで飛ばして外に飛ばすって形でどうやって書いてるけどいい言葉が自分でしょってということですか。
1:45:04	はい、はいわかりました。竜巻はそんな形にはなってるんですけど
1:45:11	何か細かな話も最近本文が満たされてればいいんじゃないかちゅう話もありえますけど。
1:45:17	精査はよろしくお願ひしますいち早く何度も詰める気もないんですけど、
1:45:22	さすがに各同じ記載があるとか、堰読めなくなっちゃってるとかそういうふうなものが残っていると、後々手間ではあると思うので、よろしくお願ひします。
1:45:32	はい、弓削西田でございます今いただいたもの以外にも全体をちゃんと見て、修正が必要なところが修正をさせていただきます。以上です。
1:45:40	はい、規制庁谷井です。あと、遅食うに関しては、何か最終はもらってないやつが重なるような気がするんで、この後のこの下の部分も一緒なんですけど、竜巻に関しては特に何か、
1:45:55	30万ですかね。はい。32番のやつ最終的な設計が本文とセンターの全部の方で決まってから何かこういう修正がもらえてない気がするんで、図とか方針若干古かったりする気がするんで、

1:46:07	最初はそろそろ全部補足がそろって欲しいなという気がするんでよろしくをお願いします。
1:46:13	はい、二本木仁科でございます承知いたしました。
1:46:17	はい、規制庁谷井ですねタマキがこんな形で、続きかちょっと順番だけで申し訳ないんですけど、航空レッカーに関してなんですけど、
1:46:27	内容としたらもうあの君から前から外れませんよって話でそこまで違和感を持ってわけじゃないんですけど、とりあえずこいつも補足資料の最新版もらってないから外交税務一位で気にかかる変更点ってやつも一番最後の新しいやつもらえてない気がするんですけど。
1:46:42	そことも絡むんですけど、
1:46:44	衛藤。
1:46:46	これ7月25番目にかかる開口のうちの002に関して言うと、別紙4-2の子警察のところの話が書いてあって、今書かれてるのは昔あった丸さんに関しては
1:46:58	播磨4偽降ろされるんですって話をしているところだと思うんですけど、
1:47:02	多分これ、単純に②と③だけに風間さんの方が結果が厳しいよねっつたら多分記入から出ている形だと思っていて、一応これ言えば、既認可の結果とそれを上にそんな持ってきただけなんで同等であるっていうその前の文章、
1:47:17	意味があるもんだと思っていて、同等で、まず一番厳しいものとしては
1:47:22	水平面と垂直面の差はあるものと、④が昔から厳しいってのはもうわかってる話なんで、それがあれば十分なんでここには結果しますよっていう形なんだと思うんですけど。
1:47:33	9、9っていうか、記念館の方の③を多分参考として与えた方がいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、この③っていうのは、数字としては意味がないものっていうふうに整理されたんですけど。
1:47:45	はい。日本原燃志田でございます代表点としては今回用いていないということなんですけど、おっしゃっていただいた通り、委員会においてすでに
1:47:55	評価点3ですね、解析として評価をした上で、許容値を下回ってると言いながらものとしては4に近い形で大きい値でもあるので、
1:48:06	そういった自体はものとしては、持っているものとしてちゃんと整理をして記載すべきかなと思ってました。以上です。

1:48:14	社長谷井です。最終的に今回の評価で新しく評価どうこうって話ではないと思ってるんですけど、てドカーンの把握という意味では結果でかい数字が出てるって言ってもそれなりに裕度がある数字が出ているので、
1:48:28	多少の差があったときも当然包絡されるよってのはその数値から見れるような気がしているので、
1:48:33	参考という位置付けになるのかどうかわかんないですけど、
1:48:36	平均で上書きされちゃうとよくなっちゃうので、記載としてはあった方がいいんじゃないかなと思ってよろしくお願いたします参考として麒麟カー③における評価結果っていうので別につけてもらえば意味がわかるような気がするので、
1:48:51	はい、二本木西田でございます。はい。今回、後ろに参考資料できんかつけてるのは別として今回の変更申請としての申請書の中に、
1:49:03	参考値として既認可でいう3番目の評価結果を表の形で載せておこうと思います参考として、はい。以上です。はい。
1:49:16	街区を0、外その他00ですかね、介護から000に起こしていただいて、
1:49:22	とりあえず右下8ページのところで28分の3からなんですけど、
1:49:27	高齢、最初の驚見についてはそれでちょっとこちらの解釈とか記載基準とかの記載が悪いような気もするんですけど、
1:49:35	右下8ページの上から二つ目のパラでまた想定される自然現象に対しては安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含めるという中で、日本語があって、
1:49:45	何だろうと思ったら機関の本文も書いてて、実は基準もこれ返したんで、あんま否定しづらいところではあるんですけど、これ多分意味合いとしてはそのあとに出てくる人為事象と一緒に、
1:49:55	機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備の措置を含めるという話じゃないかなと加工はこんな書きぶりなんですけど最初の方はちゃんと、そういう記者で書いてあったので、
1:50:06	そういう人からと思うんですけどこれももとの記載の意味って同じでいいですか。
1:50:12	はい。弓削西田でございます。規則を移しましたに近いんですけど同じことだと思しますので、差があるのはおかしいのでこれについては最初の規則とかを受けて書いてるのと同じ分趣旨の文章だと。
1:50:25	ということで適切な表現にさせていただければと思います具体的には想定される自然現象と人為事象を合わせて、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故と大設備の措置を含むと。

1:50:37	いう含めるといような文章で、適正化させていただければと思ってました。以上です。はい、杉尾タジリです実は、
1:50:47	必要な設計基準対象施設以外の接触における渥美竹井の話だと思っているので、そうしないと何かDB、DBっていうか
1:50:57	いいというよりは自然現象の方だけSAの話が書かれてないっていうそれはそれで抜けちゃってるような感じになるので、ちょっと適正化という意味合いはそうでしたという形だったと思うんでよろしく願いいたします。
1:51:10	あと、ついでになんですけど、ここは記載というよりは先週出された補正に関してなんですけど、
1:51:17	その次の文章が何か多分改良されてない形になっていて、多分別紙シリーズだと回答してたりとかなんでまあ、言葉を入れるわけじゃないんでそこまですこ言わないんですけど、多分書いてあった方が読みやすいところの改行が抜けたりするような気がするんで、
1:51:31	最後コセイ落とす時に特に今回せっかく別紙6って作ってる2、別紙6トンの会場位置とか私が違ったような気がするのでその辺りは綺麗に落とし込めるようにしといていただければと思います。
1:51:42	はい、与儀西田でございますはい。おっしゃっていただいているこの上の6ページの文章は8ページの文章か、二つ繋がって改行されずに強制的書いてましたんで、
1:51:53	別紙6も含めて適切な表現文章の段落構成にさせていただきます。以上です。はい。
1:52:03	は、
1:52:05	最終的な
1:52:07	ってなかったのが申し訳ないところなんですけど風台風のところ、
1:52:11	設計と景色情報に基づき歳出、
1:52:15	に収納することっていうふうになってるんですけど、あの金カミデなんて理屈は竜巻と一緒にはずで、だとするとキャスターたりとか、
1:52:23	多分、屋内機器だとかの話もここ同じになるんじゃないかなというふうに思っていて、なんで外部事象防護対象施設及びそれを内包する過程の両方の話を書かなきゃいけないんじゃないかなと思っているんですけど。
1:52:36	キョカテンボウも見ると、許可添付のときはちゃんと両方守るような形で書いて、
1:52:42	気がして、

1:52:45	はい、弓削西原でございますはい。ちょっとここは許可添付でいう外部防護対象施設及びそれを収納する建屋に対して機械的強度を有する設計とすると。
1:52:58	言っているところが正しい世界だと思ってまして今の文章でいくと建屋に収納する、いわゆる建屋側だけが機械的強度を有する設計にしますと言ってるだけなのでちょっと言葉っていうか、設計としては情報が足りないと思いました。
1:53:10	ので、風荷重に対して機械的協働を有すること及び機械的強度を有する建屋内に収納することでというような表現で展開させていただければと思いました。以上です。
1:53:24	はい。規制庁谷井です。それを具体化して、竜巻の工程キャパに向けて見てるという形にした方がすべてちゃんと見ましたって形になるような気がするんでよろしくをお願いします。
1:53:34	次 15 ページなんですけど、ここにこだわりはないんですけど適切ところで、最新積雪というふうに書かれていて他のところだと積雪深って書いてるところとかがいたりしてここって何か言葉かけてます。
1:53:48	はい、弓削西原でございます。検討して書き分けたわけじゃないですけど、結果してちょっといろんなバージョンができ上がってしまいました。いろんな情報を見る限り、具体的な数字を指す場合は最新積雪深と言いますし、
1:54:04	最も深いも伴う厳しい条件を持ちますよみたいな時には最近、最新積雪という言葉になりますので、今の設計基本設計方針全体述べてみたときにですね最深積雪といえば言葉は全部通じるかなと思いますんで、
1:54:20	そこも含めて整合させていきたいと思います。以上です。はい。規制庁丹治です。建築基準法、
1:54:28	たりすると思うんで意味合いが同じであれば統一をできれば図っていただくということでよろしくをお願いします。次 19 ページなんですけど、
1:54:36	衛藤広川さんところの運用とかの話で、多分これ竜巻とこでユーティリティー建屋ユーティリティってなんだよみたいなCD行き建屋のところの管理ユーティリティーを供給するっていう機って何みたいな話になったら絡みで消えたんだと思うんですけど。
1:54:51	前までU T Tの停止を含まないっていうふうに言ったところが、旧設備等の停止という形になっていて、
1:54:56	これ、結局ユーティリティっていうのは、これで中身が推察できるようになってるということでもいいんですかねどういったものっていうのが、推察しづらくなったような気がするんですけど。

1:55:09	はい。与儀西原でございます。市内を対象として、その層相をUTとしていたところを、その代表的なものが誰かというところ今書いてある教育設備等と、
1:55:21	いうところが代表選手ということで今の表現でその中はカバーできてると思っておりました。以上です。
1:55:27	規制庁丹治です。ここで停止しないって言うのは結局どういったものかっていうと、吸気設備だから、これでも読めるということですか。結局救急時そうですねはい吸気設備とかあとはそうですねそういったものが要は、
1:55:43	それ以外には、本当は排気も入るはずなんですけど、その、そのあとに行ってる及び行ってる人たちですね、こういった人たちが停止しない対象だということで、
1:55:56	書いていたので、そういう意味で、計器設備等と言えれば十分通じるかなということで、言葉UT Tという言葉自体を消しましたということでございます。以上です。小谷です。
1:56:06	なぜ、ちょっと電源とかが含まれるかもしれないけど水でもなんでもかんでも結城磯部っていうわけでもないの、換気設備等っていう言葉でそこが読み切れるだろうっていうんでそれを添付でちゃんと展開されますってことでいいですかね。
1:56:19	はい。弓削西田でございます。はい。その通りでございます。
1:56:22	はい。終わり。
1:56:27	はい、鳥羽さん。
1:56:28	いただいていると。
1:56:31	別紙に飛ばしていけば申し訳ないが54ページのところで今積雪、
1:56:38	けど、
1:56:38	別紙ならまだどうなんか先生
1:56:42	次回の第2回とかにも何か丸ついてたような気がするんですけどこっつていうのは何か。
1:56:47	愛称追加の説明はしないけど、丸がつくとかですかね。
1:56:53	はい。日本原燃者でございますところは全体通して、もう一度記載のルールを精緻にしたいと思いますここで手で丸のつけ方がちょっと申請対象としての設備がエントリーされている人に丸をつけていて実際添付書類も含めた中身、文書としては、
1:57:09	あまり修正が、追加額はなくても、単純に0としている部分がありますただこの別紙2を作った時のもとの目的がそうじゃないような気も

	するのでちょっとその辺は記載のルールをもう一度整理をして、正しい記載に、
1:57:23	さしていただければと思います。以上です。はい、どうぞよろしくお願いいたします。60 ページは、
1:57:29	皆さんのちょっと大きいんですけど、
1:57:32	今天空に飛ばしますよって記載があって、竜巻かなどかに竜巻、読む外部火災 3 火山への配慮説明書っていうふうになってて、本文がこの並びなんだけど添付の番号が違う中今形にはなってるんですけど、
1:57:45	ここって何か整理ありましたっけ。
1:57:48	はい、日本ギリシャでございます。実際の事実関係からいきますと、本文の基本設計方針は、許可の展開を踏まえて、竜巻、外部火災、火山、順番にしてみました。
1:58:02	天ぷらと言われる憲法発電炉の添付の構成を生まれて竜巻、
1:58:08	火山、外部火災ということで順番が合っていないのが実態でございますので、許可本文を受けたコーセーの基本設計方針の順番に、添付を合わせに行こうと思います。
1:58:21	これ、テンプ側が、竜巻、外部火災火山の順番で整理をすると、当然この番号カード等全体に響きますのでそれは漏れないように、衛星とか含めて他の条文展開、数字を呼び込んでいるところは、全体整理をして修正をさせていただきます。以上です。
1:58:39	成長タジリです。間違いだけ行いだけよろしくお願いいたします。
1:58:45	次、66 ページちょっとここにしてる確認だけなんですけど、施設課長の話が書かれていて、積雪荷重に関しては結局古閑財津の方に包絡されますよという形で書いてると思うんですけど。
1:58:58	積雪だけは一応長期荷重として見る観点はあると思ってるんですけど長期荷重に関しては、真木から頃からむしろ基準法の絡みでもう設計として見ていて、直轄の観点で見ても、長期化いうのか、また、
1:59:12	火山の方だとターンキーの話になってしまうんですけど、
1:59:16	衛藤積雪としては長期荷重の設計としてはもう大丈夫なことがわかった上で、さっきの評価区分を火山のところでもよくしながら見ていて、設置大きな部分はさっき言ったように景気基準法とか団体としてもう見終わってる形だから、
1:59:28	飛ばすも飛ばしてるという形でいいですかね。
1:59:31	はい。弓削西田でございますはい。おっしゃっていただいている通りでございます長期荷重がは建築上に基づいてもともと見ているのでそこで大丈夫なことが確認された上で、

1:59:41	さらに追加で見るとという観点でこういう整理をしているということでございます。以上です。瀬尾タジリです。当たり前の話なんですけど、そこが必ず読めるようにしといていただけると助かります。要は長期荷重の観点を丹課長のところに包絡されてますよっていうふうに言うと、
1:59:56	許容値が違う中で包絡っていうふうに言うと、ちょっと考え方がずれてしまうような気がするので、積雪部分の添付レベルでいいと思うんですけどその部分、読めるようにしていただけると助かります。
2:00:09	日本原燃者でございます承知いたしました。
2:00:12	はい、清戸谷ですね。続きなんですけど98ページのところで、
2:00:17	これはどっちかっていうと今やってる誘導バスの許可の話の方にもあるんですけど、
2:00:23	MOX自体は負荷は関係ないですけど最初の方で今整理してる中での話で98ページのところで今、化学物質を聞いて最初に施設の試薬建屋等MOX燃料加工施設は、離隔距離がありますよって形で書いてるんですけど、
2:00:36	これシアターペアだけを書かれてるんですけどアクセスルート等というか移送ルートですかね、輸送ルートとか込みで、MOX加工との距離が取れてるという考え方でいいですかね。
2:00:48	日本原燃社でございます。変更許可の有毒ガスの方で言っている
2:00:55	稼動元の受け入れに対する輸送ルートを考えますと、幾つかのルートが考えられて、ほとんどのものが近くを通過するけど、移送ルートのほとんどが距離が離れているのはおっしゃる通りだと思います。
2:01:09	いわゆるジムハウカ南側から北側に降りていって試薬建屋に直接まっすぐ行く工数が一番近いですがこれもある程度距離が離れているというのと、
2:01:22	いろいろなので直接にそこにずっと車両が止まっているわけでもなく、その間を通過していくものということで、稼動元自体での影響ってのも、それほど大きくないだろうということで、同じような整理はできないことはないかなと思ってました。以上です。
2:01:37	成長管理ですか答弁に関して言うと、止まっていることはないですけどそこで倒れてそこで漏らすっていう可能性がある。
2:01:45	されてるとともに、必要に応じて資機材と、マスクとかっていうしてますよね多分SA込みで。
2:01:53	はい。マスク用意してますので今言っている化学薬品の漏えい側で換気の停止であったりとか必要なし、監視をするための資機材はマスクとか

	の準備をするということですのでそういうので対応できると思ってます。
2:02:06	はい、鶴岡です。そういった意味でいうと
2:02:09	実態に合わせてここを変えていただくのがいいかなというふうに思っていて、距離があるから大丈夫っていうところだけで主張するのは厳しかったらその後の話も込みで大丈夫なんですよというふうに言ってもらえばいいだけの話だと思ってるので、
2:02:20	単に誘導活動が終わった後に牧師で別に報告を求められてるわけでも何でもないの、そのポイントがないので、只野菊川ちゃんとやりましたよっていう前提で多分話が進むはずなので、
2:02:30	伝えてましたっていうふうに言うと要は範囲を限定して確認だけしてましたってなると後で面倒くさいので賛成だけをいただけると助かります。
2:02:39	はい、日本石田でございますはい、承知いたしました実態からいきますと 98 ページの前の方の R I カクウで話をするよりはその下の漏えいした化学物質の反応等により優良数が発生した場合の措置としての、
2:02:53	換気の停止とか監視のための資機材を確保するといった一連の流れでいくのが不自然実態と合ってるかなと思ってましたのでこちら側で、
2:03:04	坂児童っていうのも含めて包含できるようにさせていただければと思いました。以上です。はい、技術は石山伊達を離れていて、移送ルートに関しても基本的に距離があるから毎日
2:03:16	何か近いところなのかよくわかりませんが 1 なぜ、移送ルートにおいても、マイタ発生した場合でも行かないように、用途によって対処することで問題ありませんって形でつなげてしまえばいいだけの話のような気がするので、
2:03:29	限定して書きすぎなければ何でもいいと思ってるんでよろしくお願いたします別にそこまでの影響が出ると思ってないですそもそも生物の要求、加工施設になることも理解しているので、記載がちょっと限定しすぎなければ大丈夫です。
2:03:42	はい、宮城西田で承知いたしました。
2:03:45	次、
2:03:46	火山の話で、火山っていうよりは、結局さっきの 05 から 05 の時の花 C とかでも所々出てたような気がするんですけど。
2:03:57	狩野の資料も前回求められ、求めてなかったんで申し訳ないが 8 月 1 日のやつでいうと、20 ページぐらいのところ運用の話が書かれていて、

2:04:05	今日は別府5において、降灰が確認され、中央会室等の居住者が損なわれる恐れがある場合には柏等により、施設の監視を適時実施するって形になっていて、監視盤って、今回の申請で何の絡みで説明する予定でしたっけ。
2:04:21	はい。日本原燃石田でございます。監視盤自体は確におっしゃる通り制御室等という条文要求が、加工施設の場合ないので、今回例えば案いうレイク等、静養室の説明をしたりしてますただこれはあくまで制御室での誤操作防止の
2:04:39	説明の設計方針の前提としての情報当社会計だけですので、今考えたのは制御建屋の中央監視室とか、第1制御室とかの、
2:04:50	制御のためのいろんなパンのお話ですね監視するための、いろんな装置の話については、各施設案いうの各施設の説明をするときにそれぞれ点だんだんそれぞれじゃないと、
2:05:03	一番最初に出てくる二階が一番早いと思うんですけどその時に、制御をするための盤とかの説明をさせていただければ、説明する場所としては、
2:05:14	安全機能を有する施設の健全性説明書の中で展開できればというふうに思っております。以上です。
2:05:20	規制庁丹治です。テンプレとしてのイメージはそんな出てないような気もするんですけどこれ設備登録って、本部長て何か出てくる形になってるんですけど。これ、切り換えが出てない要求がないので、
2:05:31	追加分があるのかっていうところにもよるような気がしてるんですけど。
2:05:35	今、施設共通の中にすいません紛れ込ませたというふうに近いかもしれませんが。条文要求がないので、ダイレクトに読むところがないので、
2:05:46	ちょっと待ってくださいね。
2:05:49	規制庁館です。ちょっと後でこの後多分08とか09のところでもまた健康の話とか受け付けの話をすると思うんで、その時に合わせていいと思うんですけど。
2:06:00	ダイエツトに読める基準要求は確かにないんですけど、そんなこと言っちゃうと工程設備とかなんて別に基準と関係なしに何でもかんでもその他項目のところで項目立てちゃってるところがあると思っていて、
2:06:10	これ、許可だとか本文が建てちゃってると思ってんですけど、そういう形なんで、基準にないんで項目させませんただとちょっと弱いような気もするので、ちょっとこの後のタイミングで議論した方が多分気がつきやすいような気がするんで、

2:06:24	その時に柏とかの製品もあわせて説明できるようにしといてもらえると、どうせ警報とかの話も1回あります冒頭の共通0で何かインフラってききましたけどあれで終わったとは思えないので、
2:06:35	はい。
2:06:37	はい。なぜ、ちょっと、
2:06:39	サトウ、後で答える頭を整理してくださいねってのは正しいです。で、岡さんに関しては添付の方で言うと、
2:06:48	困る話なんですけど大した話じゃないんで、ちょっと言わせていただきますけどまず63ページのところで、
2:06:55	資料としてはごめんなさい僕見てるの8月1日版でも違うと申し訳ないんですけど、許容限界の話の位置を書き換えてるんですけど、ここ以前のときに、
2:07:05	波及影響及ぼすやつだけ褶曲ですって書いていて、他の仕方ないのっていうふうに言ったら、両方の記載きいてきちゃったんで、後で運用にお伝えしてるってことなのかもしれないんですけどそのあたりの整理だけはつけといていただければ後ろの方で読める読めるかなと思ってるんですけど。
2:07:21	はい。日本原燃瀬谷でございます。まずその部分については終局との関係で教育委員会を設定するということがわかるように、記載を追加をさせていただこうと思ってました。以上です。
2:07:32	はい、須崎ですよろしくお願いします。あとは、
2:07:41	ちょっと細かな話で恐縮なんですけど外気取入口の花Cが108ページとかから書かれているんですけど、
2:07:49	ちょっと他の審査のところで、外気取入口の位置というか構造っていうのをイメージしづらいせいでちょっと一瞬揉めかけたときがあって、要は外気取入口ってしたときに、要は口の部分が下抜きになってるから、多分入りづらいですよっていうところなんだと思うんですけど。
2:08:05	多分そこが読みづらくて、外気取入口っていうのがどこを指すかによるんですけど、
2:08:11	今外気取入口について、閉塞しない位置に設置することとかっていう記載があったり、他んところ121ページだと。
2:08:19	防雪フードの数があるという形があったりいろいろあったりするんですけど、株とか
2:08:25	閉塞しない位置っていうのがどこのこと言ってるのか多分わかりづらくて下向きに設置して、その開口部がある程度高さがあるとか連続しない位置にありますよということなんだと思うんですけど。

2:08:36	そこ。
2:08:37	もうちょっとわかるように記載できませんか何かこの話は前から一応あったことあったと思うんですけど。
2:08:44	はい、弓削西原でございます。まず今ご指摘の点、
2:08:52	性能目標とかに書いているところもうそのあとの、
2:08:58	違うな、足ですよねの制度目標とかあと 5.2 のところの説明で書いているところも設計方針に書いているところですね、基本的にはまず外気をした他法、
2:09:11	下方向から吸い込む構造というのを、それぞれに全部変えて下向きになっているということがわかるようにさせていただきます防雪フードの解説としてその前に枕詞でつけますということと、
2:09:24	積雪とかのやつ、閉塞しないための 1 の説明では、この防雪フードのカタン
2:09:32	が閉塞しないようにということで、その位置を示すという形で文章を整理させていただければと思ってました。以上です。
2:09:40	はい。規制庁丹治です。多分その方がいいかなというふうに思っているので、防雪フードってのは矢部側については、上に乗っかるような形であつてその方っていうふうに言えば、位置がわかるようになってるっていうことの説明だと思ったので、
2:09:54	ちょっと向き、当たり前じゃ当たり前なんですけど、他のところで、上向きに開いてるところがたまに行ったりしてちょっと御社の再生とかでもうガラスんところがあって、実際に上のところをちょっと開いたりして、外気取入口下向きじゃないよと書いたりするところがあると思うんで、
2:10:11	木製に関しては下にきて入れてあれば言ってしまった方がいいと思うんでよろしく願いいたします。
2:10:17	はい、乳井西田でございます承知いたしました。
2:10:20	はい。で、不法侵入はとりあえずなくて、火報はすいません。1 点だけちょっと 2 点から仕様表の記載がこの間の保全ところで、
2:10:31	火災区域構造物か、あいつのところは普通コンクリートってなってるんですけど、アレイ、それで前にも行ってたら申し訳ないけど多分結局鉄筋コンクリート製じゃないと、火災の 3 時間耐火の試験の話に結びつけづらいんじゃないかなと思ってんですけど。
2:10:45	あそこは普通コンクリート方としてでしたっけ。

2:10:48	はい、弓削西田でございます大関普通コンクリートと書きました具志堅との関係で鉄筋コンクリート製という記載に修正をさせていただこうと思ってました。以上です。
2:10:59	はい。
2:10:59	そうですよろしく申し上げます。佐藤。
2:11:02	火災区域構造物ってあれCクラスはでしたっけ。
2:11:09	はい。日本原燃石田でございます。
2:11:11	実際発電部の実績も含めてCクラスと書かせていただきました。ただいわゆる感知とか消火設備みたいに区域に入っているものの、重要度に応じてと言ってることと若干そごがあるかなというのと、
2:11:27	あとは耐震側ではS sに対して建物全体としての変形抑えるとかですね、構造として健全であることという説明をしてますので、それとの関係で今等々の関係では税を踏まえた上でCクラスと書きながらも、Cと書いた上で※です今
2:11:45	そういった耐震側での設計の考え方というかそういうことでS sに対して、構造健全性を維持するということで、確認できているんだということがわかるような記載を、
2:11:57	追加させていただければと思っておるところでございました。以上です。
2:12:00	はい、清掃管理です。何かしらわかったほうがいいかなとさすがに、区域構造物の方がCクラスで倒れますっていうふうに言われると火災区域、せっかく作った意味がなくなってしまうような気がするので、水本ってことを理解できるんでよろしく申し上げます。
2:12:14	ちなみに多分これはサイクリック構造物とかのところってさっき鉄筋コンクリの話したんですけど、多分扉とかがあって一応今回の扉の申請範囲ですっていう話だと、
2:12:24	思うので、進行見ると、適合分しか書いてないので、メインのどこ書いてるんだろうなと思いつつ、この点も多分扉の申請対象ですよってというのが多分、さっきの0%という話かもしれませんが多分書かれる形になったと思うんで、
2:12:38	その点は、こっちは極めて大丈夫だと思うんですけど読み取れるようにしていただければと思うんですが大丈夫ですかね。
2:12:45	はい。日本原燃志田でございます火災区画区域の構築構造物の仕様表の中で、部屋名称を書いていると思うんですけどこの境界に扉が入るものについては注釈でここには、

2:12:57	3時間耐火の性能を確保する扉を含みますよということで扉の材質も含めてそこで書かせていただくということで考えてました。あと1点
2:13:08	車側で遮へいの扉と火災の分を飛び出防火扉を兼用するという記載があるので、それとのリンクもわかるように注釈をそこも含めて記載を展開させていただければと思っておりました。以上です。
2:13:22	大谷ですよろしくお願いたします。
2:13:24	あと、最後、
2:13:26	ああいうのを自分で1ヶ所だけなんですけど、今回追加された場所の認識ばかりなんですけど、
2:13:33	範囲 02018 月とかあんなやつのところで、12 ページのところで、
2:13:39	今回南條なお安全機能を有する施設は格別方向へ浮上措置の設備に対して波及的影響を及ぼさない設計とするって形で書いてるんですけど。
2:13:47	これっていうのは、
2:13:49	何を意味してるかっていうの、なんかちょっと、うちから言うのちょっと申しわけないところあるんですけど、要は、の設置を考慮して設計しますよって言うてる形ですから、この波及的影響を及ぼさない設計というのが、
2:14:01	何か開いてまだいない状況でどういう意味で書いてるかなっていうところもあるんですけど。
2:14:07	はい。日本原燃志田でございます。これはですねもともとはあいう 04 の中で議論のあった、P P S G の設備が安全機能湧水施設だったり重大事故と対設備に対して、
2:14:22	波及的影響及ぼさないっていうのは、各それぞれの条文外部衝撃も含めた条文で展開されていますということと、説明をさせていただいたときにですね
2:14:33	逆もしかりだということもご意見があったんでそれも最もだと思いましたので言いたかったことは、相互に影響を及ぼさないということと言いたかったと。その影響というのはどの範囲かってのが構造上の影響もそうですし、運転であったり保守も含めた、
2:14:51	いろんな影響悪影響を及ぼさない、ということを念頭に、この文章はもともと書きたかったということでございます。以上です。
2:14:59	はい。規制庁田井です。ただいま 13 ページのところで、周辺機器等からの悪影響っていうところで他のところからの影響っていうのあっちから受ける影響自体はここで読めるような形になってるんだろうなと思いつつ、

2:15:12	今おっしゃられたように相互の影響全体を得るような記載をっていうことなんだと思うんですけど。
2:15:16	それは波及的に教育しないという言葉が適切かどうかっていうのは何か。
2:15:21	さっきも言いましたけど、ちょっと内輪で後で振り返り頭通話して大丈夫ぱくっとしゃべって欲しいところなんですけど、各校こういう補助設備の設置も考慮した上で設計するっていうのが、
2:15:31	実態だけは、今おっしゃられたように波及影響っていうよりは、設備の保守とかの話も込みで全部影響を考慮しながら、位置関係を考えながら設置しますよっていう意味合いが入ってるんだとは思っているので、
2:15:42	少し広く読める言葉っていうのを検討いただいた方がいいんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
2:15:48	はい、与儀西田でございますはい若干ちょっとすいません私も考えた文章ですが短絡的な狭いことを言ってるように見えるところもあるので、もともとの趣旨とそぐわない感じもしてましたので
2:16:02	相互影響を考慮した設計をするということが一番適切な感じもしますそこの振り返りの中で、また再度説明をさせていただければと思います。以上です。
2:16:13	はい、市長谷井ですよろしく申し上げますでって、ちょうど今 00 が終わったタイミングでうちがそれてしまったんですけど、
2:16:23	休憩こっから先は、気がするので、ちょっとザッとやってたところもあるので、この後休み明けに振り返りしてもらうことにしてちょっと、
2:16:31	10 分間ぐらい今、何か 7 分なんで 4 時から再開って形にして 10 分間ぐらい休憩として、その間に先ほどの、
2:16:42	言ったところ直しですよ部品等出してまで 1 回田岡力がするの、具体的にどう直し科目に言っていて、かつ 05 ですかね、05 の部分も振り返り改めてしていただいて、
2:16:55	この共通シーズという形にしようかと思うんですけど全然大丈夫ですかね。
2:17:00	はい、二本木西田でございますはい、承知いたしました。
2:17:03	はい。規制庁、谷井です。こっから系統、さらに二次格づけみたいな気がするんで 10 分間休憩で、よろしく申し上げます。1 回録音停止します。
0:00:00	お伺いしましたそれでは原燃側からまず 002 対資料について振り返りお願いします。

0:00:08	はい。日本原燃石原でございます。次の資料の振り返りでございますが、
0:00:13	はい。
0:00:14	よろしいですか。
0:00:16	はい。お願いします。
0:00:18	はい。まず竜巻の 0002 でございます。
0:00:22	C G 本文の基本設計方針の方につきましては文書の日本語の適正化というのに加えて、
0:00:32	車両関係の今、別紙 1 の中で、他の添付 5 で保安規定に展開するとしている、ランキンのモデルによって車両の左距離から見る 170 から 200 を設定しますといったような話。
0:00:48	車両対物場所で、オンによる措置といったものを、保安規定で定めるとしてありますがこれは設計上の考慮にもありますので、
0:00:58	別紙 4-1 の添付書類側に展開をさせていただくということで整理をさせていただこうと思っております、というのが 1 点目でございます。具体的には右下 20 ページの許可、5 に書いてある車両関係の措置の関係でございます。
0:01:16	はい。続きまして、別紙 4 添付書類関係でございますが、細かい記載をして、
0:01:26	基本設計方針の本文で強度の確保等をによって機能機能を損なわないとしているものの記載が、具体がなかなかうまく具合に展開されてないところがありますので、
0:01:38	頭として一つ閉塞しないことによって排気経路を確保するといった設計方針を具体的に別紙 4-1 の中で展開をしていくということでございますこれは備考にもありますし、設計方針の中にもありますので、
0:01:53	それぞれ記載を適切な形にさせていただこうと思っておりますと、いうことでございます。
0:02:00	はい。また、竜巻でいきますと、
0:02:06	ほとんどが今のやつで、
0:02:13	あとは
0:02:17	4 ポツ、別紙 4-3 の 4 ポツ機能設計の中で燃料加工建屋に対して、
0:02:26	屋根とか壁、フード風除室に対して貫通とか二名剥離を防止するといったことを書いてますが、実際設計としては、コンクリート変が竜巻防護対象施設に通す。

0:02:38	ショートすることを防止するというのが設計方針ですので、設計方針として適切な箇所は削除させていただくというような修正をさせていただく箇所ありますと、いうことでございます。
0:02:49	あとは、別紙4-3の中での記載、
0:02:55	ページでいくと、
0:02:59	別紙4-3で116ページから(3)ということで、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、今116ページから117ページにかけて文章がある中で、
0:03:13	(3)の頭で書いてあるのが、離隔の配置上の考慮だけが書いてますけどこの中で、しっかりそのあとのA、Bで出てくる強度確保等といったようなことの設計方針との繋がりという意味での記載を追加をさせていただくと。
0:03:29	いうのがありますということでございます。
0:03:33	はい。
0:03:39	竜巻としては、
0:03:44	あとは強度計算の4-4。
0:03:51	4-4で、右下133ページ、表と評価のところ今、文章の中で貫通管理及びひずみの変形が書いてある中でそのあとに、ポツで、
0:04:06	貨物に明白にひずみと、利便アプリがこの前に書いてある文章の中でどれとも適合しないので、このひずみの変形型に頭を入れさせていただいて下のところ繋がりをつけると。
0:04:19	いう修正をさせていただきたいと思います。
0:04:22	はい。竜巻としては、おっきなところは以上でございます。
0:04:28	続いてました竜巻に関して幾らか、ちょっと言われたことも含めてなんですけども全般として、
0:04:36	直ってないとか、待てフィンガ特になんですけど、タマキで訴えるとか後に出てくるやつ全部保管できる記者になってないであるとか、設計方針最近基本設計方針の方を文章直したのに古い記載のままのやつが添付残っていたりとかっていうのがあるのでそういったところは精査してくださいねというのと、
0:04:52	あと、何か説明がなかった気がするんですけど基本的方針右下で言うと18ページのところで、した話をするということで何かされたのかもしれないんですけど
0:05:02	1ホールの方で書いてる余長つき困って余長を有する固縛の話っていうのがあってで、竜巻の方のこの中、基本設計方針の方だと、DBに限っ

	てるのでS Aに飛ばすような形で絶対やってるんですけど、ただいま現状S Aの方でも、
0:05:17	その予兆の話っていうのは多分述べられてないような形になってるので、結局のところ本文として何を担保しなきゃいけないかって言って、当テンプレでどう展開してるかっていうところの話には尽きるかなというふうに思ってるんですけど。
0:05:29	一応特異な設計という形にはなってるので、どこで何まで担保するのかっていうところを説明できるように明日十時のヒアリングがあるというふうに聞いてはいるのでそのタイミング説明というふうに先ほどお聞きしたので、
0:05:39	そのタイミングでよろしくお願いたします。
0:05:42	はい、承知いたしました。
0:05:45	そういうことです他は、定義は県が多かったので
0:05:51	何か同じ記載に変えて変えるとかそういうやつもまた所々あったような気がするんでそういうところはもはや精査してくださいって形だと思うので、一応ざっと言いましたけど、よろしくお願いたしますというのが竜巻ですはい。
0:06:02	続いてお願いたします。
0:06:04	はい。外部処理その他でございます。その他については、まずは、
0:06:10	別紙1の
0:06:16	別紙1の記載で、右下、
0:06:21	8ページですね、また書きインド文書、こちらが自然現象と人為事象で、何に対する考慮を含めるかということの記載が違うので、これの方であったり、
0:06:34	規則、再処理の規則の要求との関係も踏まえた上で、記載を適切に見直しをさせていただくと、具体的には今また、想定される制限所に対しては安全機能有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含めると書いてますが、
0:06:50	実際必要な行為は人事書に書いてある安全機能を損なわないために必要な重大事故と対設備の措置を含めるということが必要な要求だと思っておりますので、
0:07:01	また想定される自然現象及び人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等第設備への措置を含めるといったような文章に修正をさせていただこうというのが1件目でございます。

0:07:16	はい。あとは、2点目が、基本設計方針の、風荷重風に関する考慮右下13ページでございます。
0:07:26	基本設計方針において外部所外部事象防護対象施設はから始まって建屋内に終了することで安全機能を損なわない、していますということで、許可の添6.5をみますと、外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋が、
0:07:42	機械的強度を有する有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とすることが書いてありますこれとの整合がうまく図れてないところがありますので、
0:07:53	13ページの風括弧台風のところについては、外部事象防護対象施設は建築基準に基づき算出、化石、荷重に対して、機械的強度を有すること及び建屋内に主機械的強度を有する建屋内に収納することで、
0:08:08	安全機能を損なわない設計とするというような表現に見直しをさせていただきたいと思います。
0:08:15	はい。あと2点目、3点目でございますが、
0:08:20	右下15ページ、ここだけではないんですが積雪のところに書いてある最新積雪であったり他に最近、最新積雪深と、
0:08:30	書いてあったりという評価の文言で違いがありますと、幾つか違うの二つのものを入れ帰りで使ってますがこの今の基本設計方針他の記載を見てもですね、
0:08:42	最新積雪という言葉で十分意味が通じる範囲だと思いますので言葉を統一を図りたいということでございます。
0:08:51	はい。
0:08:53	あとは、その他でいきますと、別紙。
0:09:00	A B C 4、別紙4で、
0:09:06	右下、
0:09:08	98ページ、97ページから化学薬品の漏えいの話が始まってます。
0:09:15	98ページが
0:09:19	化学物質を受入れる再処理施設の試薬建屋とMOX燃料加工施設は、離隔距離を確保することにより、非直接裨益することのない設計とすることで、
0:09:31	安全機能を損なわない設計とすると書いていますと。
0:09:34	今変更許可の有力が数での整理も踏まえますと、稼動元時代の運搬ルートも考慮した上でどうなのかということの整理が必要かと思いましたが、これについては、実際問題として考えたときにやはりその下のですね再処理施設内における漏えいした化学物質の反応等により、

0:09:52	有毒ガスが発生した場合というところの中に、可動円の運搬時への、事故等による化学薬品の漏えいによる、その誘導ガスの発生ということも含めて、
0:10:04	対応をができるようにということで、この再処理施設内における受けるか、漏えいした化学物質等の核反応等によりっていうところの前に、
0:10:16	化学物質のインターン
0:10:18	車両の、からの漏えいというのも含む、物を言ってますよということがわかるように日本語種整理をしたいと思っておりますというのが、
0:10:28	その他のことですね。はい。その他については、
0:10:35	以上でございます。規制庁加治です。1点だけ右下60ページのところで、中身は関係ないんですけど、本文のところの順番台風事象が竜巻外部監査のパターンになってるんですけど、
0:10:46	添付の順番、番号の順番がきちっと発散外部火災になって番号がぐちゃぐちゃになっていたところに関して、先ほどのお話だと本部が許可の本文になって帰ったけど添付できるようになっちゃいましたということなんで、
0:10:59	それはさすがに合わない気がするので、許可本文の順番に合わせながら、添付の順番も、新潟津野期Dさんが外部火災で評価火山にするっちゃうことだと思うんですけどそれでよかったですかね。
0:11:11	はい。すいません失礼しましたはい添付の構成は、今言っていた通り本文、許可本文の展開を含めた行政供試の順番に、添付を合わせるということで修正をさせていただこうと思っております。以上です。
0:11:23	規制庁谷です間違えないようによろしく申し上げます。
0:11:27	そこだけです。
0:11:32	はい、二本木西田でございます。はい。いっぱい今日も間違いがあったので、頑張りますっていうことではい。
0:11:39	はい。あとは、先ほどやりとりさせていただいた残りとしては、外部衝撃の数あんですけども、
0:11:47	火山については、
0:11:56	ちょっと待ってください。
0:12:02	規制庁樽井です。この後のヒアリングも高いんで体裁的なやつはあってますけど主立ったところだけ当たっておく残ったら言わせていただくと、火山に関しては20ページのところはい、J m a t 聞こえています。
0:12:16	聞こえてなければもうちょっと間違ってます。はい。岡さんに関しては右下20ページのところで、キョカテンボウのところで降灰が確認され

	瞬間施設等の居住性が損なわれる恐れがある場合には監視盤等により施設の場所っていう話を書いてあって、
0:12:30	結局柏って今どこに書いてあるのって話をしたときに、荒田がどこにあるのかよくわからない状況になっていて設備区分も結局、制御室の要求も計装の要求も 40 分余裕を立てないから設備区分がぐちゃぐちゃになってるってというのは、
0:12:44	多分この後共通需要 8 か 98 だ多分 8 の方で多分話すときに、警報の話だとか計装の話とかそこん時と合わせて話ができればいいかなというふうに思っています。
0:12:55	特に今回グローボックス負圧温度監視装置でしたっけあいつだけが個別に立ったりしてる形になってるので、あいつがいるんだったら、別にいかような整理でもできるんじゃないかなっていう気もしているのでその部分を含めて、
0:13:07	この後共通のところで話をさせていただければというのが一つと。
0:13:11	あと、
0:13:12	衛藤。
0:13:14	IUのところちょっと認識確認だけさっきしてたところになるんですけど、
0:13:19	今回とかの本許可時や行政経営方針の本文のところ、資料というと、00 シーズ 8 月と川野中右下 12 ページのところ、
0:13:28	加茂城田委員からの安全機能を有する施設は、核物質防護及び保障措置の設備に対して波及で研究を及ぼさない設計とするという文言が今書かれていて、
0:13:38	これ波及的影響を及ぼさないっていうのは、意図としては何かっていうと、
0:13:43	今まではない 0 とかも含めてですけどやってきてる中で、こちら設計せえっと一セーフティ側の設計する時にあっちの方が影響を及ぼさないというのを確認するのは当然だけど、
0:13:55	今後、要は核物質防護とかもショートしこっちから消えた影響の込みで、P と加瀬カードの話も設備を設置することも考慮した上で、さっき保守の話とかもされましたけど位置関係とかを考慮しながら設計しますよってというのがこのことバーって今井様としてたんですかね。
0:14:12	はい、八木沢でございます。今おっしゃったように、もともとちょっと波及的影響というのがちょっと間短絡的な表現なってましたがもともとは、総合影響の話を検討した設計をするんだと。

0:14:23	<p>ということが言いたかったこととございましてその相互影響というのは、 運転であったり保守であったりということも全体含めて、そういうの を、影響を考慮するんだということが言いたかったことでした。以上で す。</p>
0:14:33	<p>はい、規制庁谷です。波及的影響というふうに言うと、どうしても機械 的機能的影響みたいなやつのところに行ってしまう気がするのもうち ちょっとSSSの広い概念のような気がするので職場読み取りの記載を検 討いただければということとでよろしくをお願いします。</p>
0:14:49	<p>はい。乳井理事長でございます承知いたしました。</p>
0:14:53	<p>00 重野ロッカーは後葛西方向のところで、</p>
0:14:58	<p>これは00シリーズというよりは補正のところでは仕様表のところ、</p>
0:15:04	<p>衛藤。</p>
0:15:05	<p>今火災区域構造物のところの仕様のところ、材質を普通コンクリート でやってるんですけど、</p>
0:15:12	<p>試験とかを考えると結局鉄筋コンクリート製で指定してるんで鉄筋コン クリート製に書き直すという話を先ほど聞いたのと、</p>
0:15:19	<p>あと、</p>
0:15:20	<p>ここは実はの整理もそうであるってところなんでこれがキーなのか かなと思ってたんですけど、この火災区域構造物とかの今Cクラスという ふうに書かれていて、</p>
0:15:30	<p>何だかよくわからないところなんですけど、要するに持たないのもおか しな話なんでしょここはちゃんと設計として読めるような感じになるは ずであろうということと、あと火災区域構造、先ほど言ったように鉄 筋コンクリート製言いつつも、</p>
0:15:41	<p>聾学校会社というように引かかるし、引っ張られてんだと思うんです けど、当然扉とかもあってそういう部材の話っていうのもまた組合でも おかしいと思うんで、そういったところ読み取れるようにしゃべるとい うふうに先ほどにしたんですけど認識合っていましたかね。</p>
0:15:55	<p>はい。日本原燃志田でございますはい。おっしゃっていただいている構造 部、区域構造物自体の耐震は論理なんて今Cとしてますけど</p>
0:16:04	<p>耐震側では当然S sに対して構造健全性を維持するといったようなこと で評価結果をつけたりしてますのでそういったことも含めた上で、全体 の構造をなり、耐震上の考慮というのがわかるように、</p>
0:16:17	<p>記載を拡充させていただくということと、あと扉についても、区域境界 に扉を含んでるものっていうのがちゃんとわかるように、部屋名称のと ころに※を打って扉を含むと。</p>

0:16:29	ただそのトイレの3時間耐火の機能を性能を持った扉でかつその材質がどんなものかということも含めて書かせていただくことと、あと車設備側で遮へいとして防火扉と、原油かねるといったようなことがありますのでそれが、
0:16:44	どれがその兼ねるものかというのが、それぞれ遮へいの設備の仕様表との紐付けができるように注書きを拡充させていただくことをさせていただこうと思ってますということでございました。以上です。
0:16:55	はい。規制庁鳥井です。この部分、
0:16:59	0サトウシリーズはどこにくっつくかよくわからないんですけど少なくともちょっと記載どうされるのかを、
0:17:05	イメージはしっかり持っておきたいなという気がするので資料として示していただけるようにはこの部分、00に入っていないからどう出てくるかっちゃうのがわからないんですけど資料として見たいと思ってるのでよろしく願いいたします。
0:17:18	はい、与儀西田でございます。共通08年なりつけて、お見せできるようにしたいと思います以上です。
0:17:26	はい。社長館ですよろしくお願いします。
0:17:29	すいません。規制庁菅です。今の話をしていた河西小池構造物の耐震の話ですけど、
0:17:39	重要度分類上はCですと言って、で、
0:17:43	耐震計算書側の扱いなんですけど、耐震の、
0:17:50	添付の最初の基本方針のところ、
0:17:54	まずは第16条に対してやる、やりますっていうのと、
0:17:59	それとは別に、11条の火災防護設備の耐震性についてはまた別の添付の説明書で説明しますって言って、
0:18:10	今どっちの話をしているのかもよくわからなかったんですけど、
0:18:16	六条側として話をしてるのか、別の添付、かさいい形の耐震性の説明書として話をしてるのか、どっちなんですかね。
0:18:32	はい。両切り社でございます。もともとの発端はですね仕様表の2、CワンとかCとか、区分を書いている、
0:18:43	感知消火設備については、確かC-2ということで設置する区域の設備の重要度に応じてその耐震性なりその機能として確保しますよと。
0:18:56	いう整理をしました。一方区域、構築物、構造物化自体は、間野の方も見ながら大CCということで書かささせていただいて

0:19:07	いわゆる機能維持加速度みたいなものも含めて設定するというものもないので、そういう形で整理してたんですけども、漢字消火設備の方は今上出さんが言われた別の添付でやる話をしています。
0:19:21	一方、区画構造物自体はCと言いながら実際は、建物P A建屋としてみれば、建物全体として串団子モデルで、
0:19:34	S s に対しては1程度構造健全性を持つとか必要な許容限界に対して満足するんだというような全体の変形能力も含めて、
0:19:46	説明をしていますのでそういったことで、
0:19:50	火災区画、
0:19:51	構造物としたときには、露頭の整理も含めてシートを書きながらも、全体としてはそういう耐震性を持った建物ですということに入っている構造物ですということを説明をシュウガキにしようかなと。
0:20:06	というのが先ほどの説明でした。なのでそちら側、どちらかということ6条の話をしていますということでございます。以上です。
0:20:13	はい。規制庁上出です。
0:20:15	耐震の基本設計方針上だと、3-4という形で火災防護設備の耐震性に関する説明書っていうものを
0:20:27	にがあってそれは火災防護設備の耐震性についてはっていうことで説明があるんですけど、
0:20:34	区域構造、構築物っていうのは火災防護設備の内数ではなくて、このうち線に入るのは、幹事だったり消火だったりってそう、そういう整理がされてるってこと。
0:20:47	はい、二本木西田でございますはいそういう整理でございます。
0:20:53	塩谷です。すいません。ちょっと認識合わせたいんですけど、火災防護設備って言った時に、火災区域構造物とかって入らない設計。
0:21:05	ちょっとうちは整理するときは縦に近いかなと思てはいるところなんですけど原燃の整理の表って今、
0:21:12	すいません日本ギリシャでございます私の勘違いかもしれませんが認証の中で、個別設備としてエントリーして書いてるので、
0:21:21	火災防護設備ですね、壁簿。
0:21:24	はい。区画高構造物化もそういう整理になりますはいすいません。
0:21:31	ぜひ耐震のセガワ規制庁館ですけど大変設計方針との絡みで言うと、衛藤火災防護設備で飛ばしてやるとさっきのC -- 2で書くやつと、火災防護設備との関係でいうと、
0:21:43	ここにも、

0:21:44	今日は葛西向後設備のうち、赤井商会に関してはさっきの業績方針によってそれ以外がいるっていう整理なんですか、それとも、
0:21:51	内容としては必要なものって製品なんですかね、火災区域、日本原燃石原でございます。葛西小地区が火災火災防護設備か。
0:22:01	この中には入ってますけど、実際その多分耐震クラスをつけるときに、
0:22:06	その機能、機能の喪失による影響度合いとか、そんな話になったときに、
0:22:13	感知消火であれば、その入っている設備の分は感知消火をしようとする区域の対象に入っている設備との関係で重要度に依じて、そういうことだと。
0:22:24	その機能の重要度を決めましょうってなるんだろうと思うんですけど、壁が何か機能を持ってるわけじゃないので多分、
0:22:32	SでもないBでもないって言ってみて最後にCだということで、の方も整理されてるんじゃないかなと思ってますので、ちょっとそこの関係でどういう整理をするかなと思いますけど。
0:22:45	なんか間違ったこと言ってますかね。
0:22:49	長館です。江藤なんで感知とか消火に関してはだからものうのう、谷中の機能を守るために必要な形としてそれに準じた機械の重要度が受けますよっていう形で、
0:23:02	火災区域構造図とかって、結局営業系の範疇ではあるけれど、別にSにしてSとかそういう形では感知とかみたいな形で整理しなくても、
0:23:13	そこに協会として統一が存在し続ける形になれば十分レベルにひび割れとかどうこうとかいうところまで細かく考慮するものでないから、Sとかそういう位置付け微妙に感知消火と位置付けが違うっていう説明ですかね。
0:23:26	思っていました。はい。建物の壁としてそこに存在する。勝参事官耐火今日、壁厚っていうんすかね等材材料を例担保しているということで、
0:23:38	感知消火とは若干整理の仕方が違うのかなと思っておりました。以上です。
0:23:46	藤規制庁カミデです。
0:23:49	まだ何となくすっきりしていない感じがします。
0:23:55	そもそも、火災区域構築物は、火災防護設備として3-62、3-4に入るべきものなのかどうかで、
0:24:06	入るべきなんだけど、
0:24:09	ものとしてはCクラスの機能レベルなので、計算書が不要今回その計算書がついていないと。

0:24:17	ということなのか、火災防護設備の中でも、切り分けがあって、その壁なり何なりってというのは、
0:24:24	火災防護設備の別の説明書に行くものではなくて、六条側でただそのものの耐震クラスとして、見ればいいよと、実際にはCなんで、Sの
0:24:36	関節Cである燃料加工建屋が全部交換しているので、その明示されないって話なのかちょっと整理がよくわからないんですけど。
0:24:45	いかがですか。
0:25:04	ぼけ、設備に入っていて、かつその機能との関係で、Cクラスだという紐付けをしていると、ということだと思ってました。以上です。
0:25:18	藤規制庁カミデです。そうすると、
0:25:24	火災防護設備ですと、
0:25:26	火災区域構造物の火災防護設備の中に、
0:25:31	で耐震の方の方針書を見ると、火災防護設備の耐震性については3-4年度説明書に、
0:25:39	示しますと、書いてあるので、本来は、その説明書が出てくるはず。ただ、
0:25:48	そうは言っても、
0:25:51	今回の火災区域構造物の
0:25:55	Aに対して耐震性としては、もうCクラスレベルなので、この説明書がついてきませんってということですか。
0:26:05	はい。日本原燃石原でございますそういうことかと思っております。以上です。
0:26:11	はい。規制庁深見です整理としてはそれもありではあるとは思んですけど。
0:26:17	この火災防護設備の耐震性に関する説明書にどんなものが載ってくるのかっていうのは、
0:26:23	申請書なり、もしくは共通関係の資料のなりで、そういう整理になるのがわかるかっていうと、どうですか。
0:26:44	はい。日本原燃石原でございます。3-4の中に何が入っているかまでは確かに説明を書いたものが共通せずありませんので、
0:26:54	そういうものだということがわかるように、工事課になってる添付書類で、この人に何を書くかと。
0:27:01	というのは、今あるとすると、
0:27:05	葛西の
0:27:08	別紙シリーズ、00シリーズの笠井の条文のところの別紙の中で、次回で示すもので、かつ、今の別紙添付として、

0:27:19	3-4 ですかね火災防護設備の耐震性に関する説明書に紐づくのが、どの機器が出てくる時にどういうことを説明するためにそいつが紐づくのかってというのが、
0:27:31	リンクがとれてるかな。ただ、そこに何か細かい説明が確か書いてあるかというところあんまり細かい中身もなかった気もするので、その辺ちょっと持ち、もう一度ちょっと整理を、中身で見えます。はい。以上です。
0:27:44	はい、規制庁幹事です。あと、
0:27:47	共通 08 も、
0:27:50	何かど、
0:27:54	どの条文に対して、どういう説明書を見ますっていうのが、共通 08 と 90、
0:28:02	6 ページとかにあったと思いますけどこの前後に、そもそもこういうこの説明書ってこんなものが書いてありますよみたいな。
0:28:12	説明ってありましたかね。
0:28:15	あったようななかったような、ちょっとうろ覚えなんですけど。
0:28:25	はい、二本木西原でございます。今は、どういう説明書がつく場合に丸をつけますという考え方しかなくてですね、その説明書の内容だったり概略を説明することがないので、
0:28:40	説明を多分足した方が、繋がりにもなると思いますので、出させていただきます。はい。この後の表で、
0:28:52	添付書類と条文の関係が紐づくときにこの添付書類が何を言おうとしてる方で、それとどうなんでこの紐づけで丸がつくのかというの、
0:29:02	繋がり解説にも多分なると思うので、
0:29:05	はい。ちょっとそこを、
0:29:08	今、
0:29:12	例えば、共通 8 で 92 ページとかの表で順番に何とか何とか説明書に説明書をつけると。
0:29:19	もうすでにここで 92 ページの第 4 条で、臨界で放射線管理って出てる時点で何かって感じでさっきの話になっちゃいますけど、それぞれの説明書で何を説明しようとしてるかっていうのが、説明しないとわからないものはちょっと拡充を
0:29:37	今回添付についてのは今の添付である程度わかる後、そうじゃないもの工事会で出てくるものをちょっと紐付けをして、説明を拡充させていただこうと思います。以上です。
0:29:49	はい。

0:29:51	おりました。その辺りも、
0:29:53	出てくると。
0:29:55	90、
0:29:57	2、
0:29:58	ページあたりの表の丸付けの、
0:30:01	イメージも、
0:30:02	最終的に合ってくるのかなという気がするので、ちょっと説明をお願いします。はい。
0:30:12	私の方から、すいません割り込み、
0:30:17	はい、規制庁館です。0 城野シリーズで、現場から確認したいところがあればそのままだろう。
0:30:25	0
0:30:26	2 があっていただければと思います。
0:30:31	はい、与儀西原でございます。共通 05 につきましては、
0:30:37	まずは再処理側のやつでいくと、每期物の貯蔵の話が、過去からの経緯で一体どういうことになって計画に、
0:30:49	今の計画に見直しになることになったのかという、説明理由であったりその背景であったり、情報が全くないのでここを拡充させていただくということ、あと、マルつけとか、最新の、
0:31:03	MOX をさらに直りますけどその最新の情報をもって、再処理側も修正をさせていただくということかと思えます。
0:31:11	はい。あと MOX 数のところですけども、大きなところでまず 1 個施設供給共通の清瀬。
0:31:19	経営方針としているところが基本設計方針に何が入っているかの整理の表は作ったんですがその前に入っている 21 ページとかの表に、バーになってるところが多くてですね臨空がうまくってないのでその修正をさせていただきますと、
0:31:34	いうこと。
0:31:36	あとすいませんその前に本文がありましたね。
0:31:40	委員会での建設工事を考えた上での、長谷節工事の分割の考え方が今回どういう理由で変わったのかっていうのを、大枠の考え方は、16 ページに書かさせていただきましたけどもそこが、
0:31:55	具体的に、1 項が、
0:31:59	一行新規が 2 回につけたり 2 項変更が 3 回 4 回に聞いたりというところの整理としてどういう考え方が、どういう状況の変化があったからこうなったのかというのが、

0:32:11	もう少し具体的な例示をもってその考え方が書かれるべきだということのご指摘ございましてそこを含めて修正をさせていただくということかと思えます。
0:32:22	はい。あとは、
0:32:25	海洋放出管のところ、もうあとちょっと2、4-14-2の記載が若干間違ったところがありましたそのも含めた全体。
0:32:38	間違ってるところの修正をさしていただくということとか要望とか自体の、
0:32:43	整理ですね、既認可、新規申請後MOXとしてもともと考えていた開発課の範囲と、今回再処理と共用するとした範囲の全体の
0:32:56	範囲というか、系統の説明をですね共通要求も含めて全体でできるようにさせていただくということ。
0:33:07	あとは、
0:33:10	細かい話ですけど
0:33:13	21ページの表で開発課と15条で、3月で新しくついたり河津注釈を消してしまったところがあったのでそこは復活をさせていただくと。
0:33:24	あとは大きなところでは42ページとかの放射線管理施設等で、許可での整理を当初して、DBSGの区分けなんかを考えていたところがありますけど全体含めてやはり、
0:33:37	用途を踏まえた設備区分の整理ということであるべきではないかということのご指摘ご最もだと思いますのでその、
0:33:47	整理をさしていただきますそういった中で先ほどあった、
0:33:50	臨界検知を促すモニターが、臨界に関する警報がモニターであるのか増放射線管理施設に入っていると、いうことも含めて、
0:34:01	そういうことも含めてあとはSAでいう、工程室放射線監視、縫製計測設備ですね、これが放射線管理の2、外部放出抑制設備のドア。
0:34:13	対象に入っていると、いうことも含めて全体、その位置付けを踏まえた設備区分への整理と、再生利用させていただくと。
0:34:23	ということかと思えます。はい、共通0振り返り以上でございます。
0:34:30	市長志水です。あとは共通05について規制庁側から何か確認を取りますでしょうか。
0:34:36	すいません、院長セトガワ実。
0:34:41	ことがございまして、聞こえます。
0:34:43	聞こえますでしょうか。
0:34:47	大分混線してる気がしますけどこう聞こえます。

0:34:52	規制庁のセトガワです。今日の 22 ページのところちょっとお聞きしたいことがございまして、
0:35:03	I E でしょうか。
0:35:07	はい。ちょっと待ってください共通 05、
0:35:12	動いた。
0:35:23	ちゃう。はい。
0:35:24	はいすみません 20 何ページでしょ。22 ページのところですよ。はい。
0:35:29	22 ページの通信連絡を行うために必要先の第 39 条のところなんです、今回のところで第二グループのところ、
0:35:39	代行してからになってるんで、あの場合になってるんですが、一つ前のバージョンでは、情報把握設備が書かれてまして、これは
0:35:49	藤原さんのところが、先ほど質問したときに情報把握設備整理をしたとおっしゃってたので、その関係で、この第二グループの代行申請消えて、
0:36:00	3 グループの代行申請に、
0:36:03	整理されたっていうことでよろしいでしょうかちょっと聞いたくてはい。
0:36:09	乳井仁科でございます。それは確か動きですと言って直バースっていったところだと思います。はい。もともと 2 回第二グループに入ったやつが、
0:36:19	間違いですと言って、第三グループに書いてあるのが正解ですといったようなやりとりをした記憶がございます。ありがとうございます。大丈夫です。ありがとうございます。
0:36:31	規制庁清水です。他、共通 05 については、規制庁側からお願いします。
0:36:36	規制庁高橋です先ほどちょっと振り返りの中でもちょっとあった、最後のところであったかと思うんですけども、要は許可のところの整理にちょっと引きずられてということでもう 1 回
0:36:47	どの衛藤設備区分に入れるかとかそういう見直されるということなんですけれどもその中で、そこで合わせてですけども、先ほどちょっと給油、休憩挟ん前にもちょっと申し上げた
0:36:58	警報設備のところですね、については今回の技術基準で新たにということで、他のとの関連を見ながら整理されたということだとは思いますが、
0:37:06	ここに入っている例えば 18 条 1 項のその傾向に関するところですか、或いは 2 項の児童会 6 でもですね、

0:37:14	これは要はここでここに9分区分したものの、それからここ、これ以外で読むものといったところをどういうふうに整理されたのかというところは、
0:37:24	この線の中でも整理され、その先ほどの整理の中で、あわせて整理していただきます。やることと思いますので、ちょっとその辺のところもですね、どういう整理なのかってのがわかるようにちょっと、
0:37:35	説明を補足していただければと思いますのでよろしく願いいたします。
0:37:46	日本石田でございます。今言われたのは、警報設備等としての条文要求がかかる設備として選んだもの。
0:37:55	が、
0:37:56	何なのかを明確にしようというその考え方を、選ばれているものとしてここに書かれてるものがあるんですけども、他のところで例えば傾向でも他のところに今、工夫してるものとかがあったりすると思いますので、
0:38:08	そこの違いといいますどういう観点低下傾向のところ、
0:38:13	入れたものは入れているのかそれから、他のところでできたものはっていうところがちょっと遠く、
0:38:19	仕分けの考え方ですね。
0:38:21	もう少しあわせて説明していただければと思う。
0:38:32	日本原燃石原でございます。
0:38:37	共通 09 に合わせて、第 2 回以降の別紙 1 に出させていただいてその中に、警報設備の別紙 1 であったり別紙 2 が入っていると思うんですが、
0:38:50	その中で技術基準の要求を踏まえた上でこういうものを対象にしますよという設計方針の展開だったり書いてあるんですけど、
0:39:00	それでは足りないということですかね。あ、すみません S O A すいませんそこに行きたいということでしたらちょっと、すみませんそこをもう一度確認しますが、ちょっと先ほどからですね、委員会の話とか議会局の長谷佃ですとか、
0:39:13	ちょっと別で読むところがあったりするところがという話出たので、ちょっとその辺のところを少し整理をしたかったというところでございますがちょっとそれにはちょっと改めて確認した上でちょっと、
0:39:25	もう一度、必要があれば御確認いたします。
0:39:30	はい。日本印象でございますはい。まずは、今、要求事項が、
0:39:39	右下 26 ページですかね、共通。

0:39:44	05 の、
0:39:46	中に 18 個、第 18 条第 1 項の要求規則で、加工施設の設備の機能の喪失誤操作その他の要因で条文要求があってこれに対して、
0:40:01	学校施設でこれに対して、施主の恐れが生じたときとして、設計基準事故と費目想定がつくんじやないかって書いてますけどこういうものを対象にしますよというのが、
0:40:13	もともと整理した考え方で 2 項も同じ考え方としてこういうものを対象にしましたということでございます。はい。これが言ってみれば、別紙 1 とか別紙 2 では、
0:40:26	こういう紐付けをして整理をしましたということが、文章として書いてあるということでございました。以上です。はい。ありがとうございます。はい。
0:40:37	規制庁清水です。他は規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:40:42	規制庁古味です。21 ページで、海洋放出関係についてちょっといろいろ話をしたのでちょっとまとめて、修正イメージを合わせればと思いますけど。
0:40:55	まず今日お話したところでは、海洋放出管理系と今なっているものについて、
0:41:02	1 項申請のものこれは、新たに再処理と共用するんで 2 項申請っていうのは既認可において、
0:41:10	廃液低レベル廃液処理としてもすでに申請した、いたものが 2 個先生としてなんて、
0:41:16	ということなので、それはもう区分して
0:41:21	まずは設備としては区分して示しましょうということなんですけどまずそれはいいですかね。
0:41:27	はい。弓削西田でございます。はい。おっしゃる通りでございます。はい。規制庁深見です。そうすると 21 ページの表の第 4 グループの 1 項申請はほぼ変わらずだと思うんですけど。
0:41:41	第 4 グループに更新制は少し変わってきて、まず、5 条が資格が入り、6 条も丸がつきますと。
0:41:52	ということだと思いますけどそこまでいいですかね。
0:41:59	はい、日本イシハラでございます。はい。その通りでございます。
0:42:03	はい。規制庁深見です。その時に、15 条の材料及び構造っていうのは、これは、
0:42:12	どの記号が入りますか。

0:42:16	はい。日本原燃志田でございますこれ前回ですかねヒアリングでも同じような影響をさしていただいて
0:42:23	最初の開発関係が、最初に1種から5週の5週間か何かに、吉賀4主幹に入っているので、再処理は在庫の対象にしていたと。
0:42:34	一方MOX内野っていうMOX側のいわゆる、最初に前野繫いで配管自体は、加工施設の石川さん所にも該当せずなので、
0:42:45	基本、パーですと、ということです。
0:42:50	一応、カミテです。
0:42:52	そういう整理ですよ。
0:42:55	なんだけど、はい。系統として見たときに、な手始めが一買えば、そのあとは、0なり三角がつくってというのが、
0:43:08	違和感。
0:43:09	ありという感じなので、
0:43:12	その辺をどうするかですね。
0:43:16	日本イシハラでございます。再処理が対象になってるといわゆるMOXからの出てくる廃液は基本的には濃度限度以下になったものが、
0:43:27	ISD高が出ていくというものが、最初に三井小池と書いてますけども、ホース買貯槽D、最初の他の廃液とまざったものが、そのタンクに入ってた、
0:43:38	拡散効果を期待して、100、100立米パーアワーのポンプで放出されるということなので、最初に入った以降はいわゆる再処理側での他から来る廃液の濃度も含めて、
0:43:50	三種として4指揮官としての要求を、がかかっているという話かと思ってます。なのでその同じ系統で繋がってるようにここまでいろいろ、
0:44:02	その先で色が違うのかってところは、入っているというか通過する廃液の濃度が明らかにそれぞれ違うかなというのも含めて、整理がされているのかなと思ってました。以上です。
0:44:15	はい。規制庁、深見です。
0:44:17	ちょっとそういう意味だと思っ物としては、
0:44:20	MOX単体としての廃棄部分は当然カードC最初と合流したところは、今の表でも、三角で、アスターってなってますけど、他の三角とは違うもので、再処理側として、
0:44:35	もう対象としてやっているのっていうことで、MOXとしてはあまり関係がないという、そういう感じなんですかね。

0:44:46	はい。峰者でございます五名アスターつけといて浅野説明消しちゃった人間が津島線って感じなんですけど、つけたのはそういうつもりで、もともとつけてました。はい。以上です。
0:44:58	はい。
0:45:00	わかりました。
0:45:03	大体、今話をした以外で何か、あところ南條も、マルつきますみたいなものであります。
0:45:12	第4グループに更新制として、
0:45:20	大丈夫です。はい。
0:45:24	右を見ても左を見ても、なさそうな感じなのでないと思います。はい。はい。わかりました。ありがとうございます。以上です。
0:45:35	規制庁シミズさん、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:45:41	なければ都築杉の資料に移りたいと思います。続いて、
0:45:47	共通06についてですかね原電側から説明をお願いします。
0:45:57	はい、宮城西原でございます。共通06、レビジョン11ということで8月10日に提出をさせていただきました。
0:46:06	こちらにつきましては、まずは本部長では、
0:46:11	以前、
0:46:14	別紙1でのいろんな配慮事項というのを右下5ページに、基本設計方針側の2.1の項目の中として、
0:46:23	Fとして記載をさせていただきました。これ自体に対して別紙1だけではなくて別紙をもいろいろやりとりをして、配慮事項というのは当然あると。
0:46:33	ということもあるので、拡充をさせてさせていただきますと言ったものが、右下25ページに追加をしたものになります。
0:46:42	はい。あとは、大きく修正したところが一番最後にあります191192ですね。
0:46:51	土地河成排水設備の仕様表の構成の話でございます。
0:46:56	以前最初の例をつけてましてちょっと前回ヒアリングで口頭でご説明したMOX側のイメージとしての構成であったりそれも踏まえた上での再処理をどうするかといった構成で整理をして、
0:47:09	記載を再度つけさせていただきましたということでございます。
0:47:15	はい。説明は以上になります。
0:47:18	はい。規制庁清水です。
0:47:20	06について規制庁側から何か確認ございますでしょうか。
0:47:31	三宅規制庁カミデです。今話のあった191ページの、

0:47:38	地下水排水設備の、
0:47:40	目次っていうのは、
0:47:43	ということなんですかね。
0:47:45	仕様表の表の項目っていうイメージです。
0:47:53	はい、乳井仁科でございますそうですね目次構成ながらも、表の項目を書いているだけですね。目次という意味でちょっと若干ちょっと語弊があるかもしれませんが
0:48:03	正しい日本語で整理をさせていただければと思います以上です。
0:48:08	はい、規制庁カミデそのあと、燃料加工建屋として一つの表があって、
0:48:15	ということなんですかね、(1)の項目がりそなど(2)(3)。
0:48:21	という感じですか。
0:48:23	一つの表で、
0:48:27	はい、乳井の石田でございます。この仕様表としてはですねそれもつけてよかったですね。出てくるのは、今でいくと、(1)ポツ(エ)(エ)のところ建屋としての仕様表がつきますと、
0:48:41	Bの(エ)で遮へい壁の、建屋壁の遮へいの仕様表、括弧Bが扉括弧仕入れているので、地下水排水設備がなくなると、(2)のaポツで、
0:48:54	地下水排水のポンプの仕様表。
0:48:57	(3)のポツ括弧Aのところに、また同じ地下水ピットの水をしようというようなことがついていくということで、それぞれどの単位で中評がつくのかはちょっともう一度明記して先ほどの、
0:49:12	目次構成というのを、イメージが合わない合うような日本語に合わせるの停止、合わせて修正をさせていただければと思います。以上です。
0:49:21	規制庁カミデです。地下水排水設備っていうのは、ポンプだったり水系もそうですけど、
0:49:30	連関があったり、シャフトがあったりっていう、いろんな、
0:49:36	もので構成されていて、
0:49:39	その内の地下水排水ポンプと、水平をまず抜き出してきた上で別々に表にしますと、それ以外の構成物は仕様表で示しませんって言われてるような気がするんですけど。
0:49:56	ちょっとイメージがよく掴めないんですが、そんな感じなんですか。
0:50:02	はい。日本原燃石原でございます。はい。まずは構成としてはちょっと仕様表だけ取り出してしまうとあれなので、基本設計方針では地下水排水設備はどんなもので構成されるかを書いた上で、
0:50:15	この191ページのこのためと書いてあるとき

0:50:18	使用表としては、性能指標としてという意味で排水能力を踏まえて地下水排水設備のポンプを、
0:50:33	仕様表対象とするということで、ポンプ自体と、水位を見るための計器ですかね、これを仕様表対象にしますよということ、を考えていましたということでございます。以上です。
0:50:47	あと、規制庁カミデです。
0:50:50	そういう整理、
0:50:53	もう一つの方法かもしれませんが普通に地下水排水設備として一つの仕様表を起こして、
0:51:00	必要な項目そこに書いておくっていうので、何か話が進むような感じもするんですけど、何かわざわざ複雑化してるような感じがして、よくわからない。
0:51:10	けどその辺ってどういう意図なんですかね。
0:51:14	はい。与儀西田でございます。そうですね。
0:51:21	おっしゃっていたやり方も当然あると思いますので一つ今考えてたのは、結局はですね、この前のページでいくと、
0:51:32	仕様表を全体整理をしているのが、45 ページ以降に表があるんですけど、この整理している区分の間、地下水排水設備としてこの中に新しいカテゴリを入れるというよりは、
0:51:46	この神戸物を分解をして、この中でもともとある区分の中に織り込んだというのが、今の言い方でございます。おっしゃっていたやり方も当然あると思います新しい区分として地下水排水設備と、
0:52:00	いう区分を起こしてその中で一つの指標とするとすれば、この表の項目を1個ふやして、その指標としてそういう整理させると。ただそこでも結局は、ポンプであったり水系だったりというところの、
0:52:14	仕様としてどういうものを持ってくるかっていうのは、ここで言うポンプであったり、計器であったりのをしようとして同じように展開をしますようなので、結果やってる。
0:52:25	ほんとの比較というのは説明のしやすさを考えて今の構成にしたというだけでした。以上です。
0:52:33	はい。規制庁カミデです。分配していくと、配管であったり、
0:52:42	シャフトであったりっていうところも構成部材とはなるはずなんですけど、それが仕様表対象にならないっていうのはどういう考えで、
0:52:52	ポンプとかだけはエントリーされるっていうのが、どういう考えなのかっていうところもちょっとよくわからないんですけど、説明してもらっていいですか。

0:53:12	はい。二本木西浦でございます。はい。
0:53:16	もともと考えていたのは先ほど言いました 191 ページより資料として示すものが何かというところは、地下水位を設定するために十分な排水能力を有するものだと。そのために何が指標として示すべきものがあるんですかといったときに、
0:53:33	排水するためのポンプっていうのと、ポンプを起動するための液をはかるための水系っていうかね水検知器、この二つをしようとしてエントリーすることで、
0:53:44	説明ができるんじゃないんじゃないかということで整理をさせていただきましたということでございます。以上です。
0:53:51	規制庁カミデです。
0:53:57	ちなみに、
0:53:59	46 ページの 11 番だと所配管というカテゴリーがあって、
0:54:06	これにはあれですか、地下水排水設備関係の配管っていうのは入ってこないっていうことなんですよ。
0:54:26	与儀リーダ少々お待ちください。
0:54:49	いや、規制庁深見です一つ一つについて、これは何でみたいな話をずっとしていてもって感じもするので、
0:54:58	ちょっと特別扱いの設備になっちゃってますし、実際、あの建物附属としてあるものだと、ということで、耐震クラスもそういう時点では持っていないし、ということなので、それはそれで特別で一番起こすという考えでいいんじゃないかと思えますけど、いかがですか。
0:55:22	はい。宮城理事者でございます。はい。
0:55:27	単品で項目を起こして、整理をすると。
0:55:30	言った方が説明も、
0:55:33	声楽としてはなくなる気もするので、はい。その方向で、最初にもクソ合わせて、
0:55:41	整理させていただければと思います。以上です。
0:55:45	はい。特化ベースわかりました。
0:55:48	あと私の方からは以上ですか。
0:55:53	規制庁シミズほか、
0:55:56	こちらの資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:56:03	藤岩切は続いて、次の資料に移ります。
0:56:09	続いて共通 08 について、引き続きね側から説明をお願いします。共通 08 とあと、関連して材料構造についても併せてまとめて説明をお願いします。

0:56:24	はい。日本原燃石原でございます。共通 08 につきましては、もうすでにいろいろ話が本来してありますが、修正したのは、
0:56:40	結局はマルつけのところですか。40 何ページだ。
0:56:47	4、3、34 ページ以降のマルつけ節設備との条文の関係のマトリックスを
0:56:57	整理をしたと。
0:57:00	ということ、何度かやりとりをさせていただいてますが、
0:57:08	種々 DB 設備、10D、SA 設備で兼用してるものについては、名前を変えて種々があるもの、例えば、ダクトなんかでグローボックス排気系のダクトなんかで、
0:57:25	気体廃棄物の廃棄施設と呼んでる、そのときの主配管であるダクト DB 設備としてエントリーをしているので DB の条文関係で、それぞれ丸をつけて整理をしていると。
0:57:38	で SA として、名前は外部放出抑制設備なんか仁科って、同じ DAC 踏査している場合はこれは SA の A 棟になりますので SA としての丸付けをすると。
0:57:48	言ったような整理で、全体整理をしましたということと、
0:57:52	あとは、84 ページ以降に各会社先ほどいろいろ議論になった、2-1-2 とかっていうの、それぞれの申請書ごとの整理をし、施設共通のやつ
0:58:06	の整理をしたと。
0:58:06	ということ。
0:58:08	あとは、右下、
0:58:13	三瓶下。
0:58:14	95 ページとかにある図面の関係ですね、これを拡充をさせていただきました。図面としては構内配置図平面図断面図、系統図、配置図、
0:58:26	公図といったようなものを、を並べて、それぞれどの申請会議で、どの条文との関係でその図面が出るのかということの整理を追加をさせていただきましたと。
0:58:39	ということでございます。
0:58:42	あとは、前回のやりとりで、右下 100 ページですかね、100 ページその他設置をなすチェックというのは 7.4 にありますこの後にある、
0:58:55	設備をですね、
0:58:59	いろいろ用途であったり機能を踏まえてグルーピングして、整理をさせていただきました。
0:59:06	その中で先ほどやりとりありました 7.4. 2 グローボックス圧温度監視装置設備については、各設備にバババってても全体通して共通の設備ということで、

0:59:16	この区分の中で整理をし直したと、というようなことでございます。
0:59:21	はい。
0:59:23	あとは、
0:59:30	修正友野修正点としては、はい。そういったところを見直しをさせていただきましたということでございます。
0:59:39	あとはC資料表先ほどあった藤井さんとの話で資料票とかの鉄筋コンクリート製とかもすでにこれでは直ってると思います。はい。以上です。
0:59:52	規制庁志水です。材料構造についても続いて説明申し上げます。すみません。失礼しました。
0:59:59	材料構造についてはリビジョン後8月10日に出させていただいたんですが、ちょっとまだ何か整理がうまくないなというところもあって、
1:00:09	昨日8月16日、技術基準規則材料構造に係る対象設備の整理についてということでパワーポイントの形で別資料を出させていただきました。
1:00:22	8月10日に出した補足説明資料では右下2ページに、
1:00:30	んなって三つ丸四つの丸で且つ中に三つの丸がそれぞれリンクをされていてDBとSAと混合した形で整理をさせていただきましたが、これだと何が対象なのかがいまいちゃっぱり整理がうまくできないところもあったので、
1:00:45	昨日出した資料では右下2ページでABの整理、
1:00:50	右下4ページでSAの整理ということをさせていただきました。
1:00:57	若干まだ私も100%云々となっているわけではないところがあります。理由はですね今、右下2ページ、昨日出した8月16日の資料の右下2ページを見ていただきますと、
1:01:14	開けます。
1:01:17	これ、
1:01:32	その右にあるんじゃない、今、タブで。
1:01:36	それは右下2ページ見ていただきますと、
1:01:41	デービーの安全機能を有する施設が一番外側にマルがあって、
1:01:47	医療機関が赤いマルです。容器間に入るもので、そのうち緑の丸の一定以上の放射性物質を内包するものこの一定以上の放射性物質を内包するものっていうのは、
1:02:01	再処理で1種から5種に入るものを、MOXでいうと、加工施設の医師から三種に入るもの、ふっ化ターゲットになります。それか、青の丸の安全上重要な施設というものに該当するもの、この丸が赤丸と、
1:02:19	合わせるところですね、今ハッチングしてる箇所、これが材料構造の対象になりますというのが整理になりますんとして、来示しました。

1:02:30	もう一つのS Aの方が右下4ページなんですけど、ここで言ってる、右下2ページで言う、青い丸で言う安重と言ってるのが、S Aでいくと、
1:02:43	重大事故等対象設備と同義だという整理をした上で、
1:02:50	医療機関に入るもの、
1:02:53	は
1:02:55	すべて対象という整理で容器間に入るものには、上の一部緑の枠が含まれるものもありますという整理をしましたというのが、
1:03:06	昨日出させていただいた資料でございます。
1:03:10	それぞれ例えば右下2ページでいきますと、
1:03:16	青いハッチングをしたところで、緑の枠、赤と緑の枠だけがかかっているところが左側に、最初に軸等欄の主幹だったり通うO S C A A Rだったり、木製は、
1:03:30	分析済み駅の中はそうであったり、収賄記録化装置であったりというのが対象になりますと。
1:03:37	赤い枠と青い枠だけ、右側ですね、青いハッチングになっているのが、再処理でいくと、安全圧縮空気系の水素総局市町村みたいのが対象になるし、
1:03:49	M O Xでいくと起動用空気貯槽空気層であるの非常発電機の起動用の空気層だったり、グローボックスの消火装置であったりが対象になりますと。
1:03:59	さらに、緑、青、赤、この三つがカバーされるところ、真ん中のところでここに入るのが、最終的には溶解槽だったり、抽出だったり、
1:04:11	換気設備のダクトだったり、目的は、グローボックス債権ダクトだったりというのが対象になりますよということで、それぞれ整理をさせていただきました。
1:04:22	以前、議論になっていたとかいろいろお話をさせていただいた、木製グローボックスはどこにあるのかってということについては、あん中でもあります。緑のいわゆる1件以上の放射性物質を内包するものになります。
1:04:38	ただ、医療機関には含めませんということで、
1:04:41	青いハッチングがかかってない、青と緑の枠が重なったところに、対象になりますよと。
1:04:48	というような整理をさせていただいてました。

1:04:51	一方S Aの方が、先ほどあった未単純な三つの場合になりますのでは、斜線がかかっているところは、赤田家のところは、最初でいけば大体安全冷却水系の注水会館。
1:05:06	であったり木製では、の遠隔消火装置の設備であったりというものが対象になりますし、赤い枠と緑の枠が今後合わせるところのハッチング真ん中のところについては、
1:05:18	再処理でいけば重大事故等発生する仮定すべきってあったり、
1:05:22	目的はグローブボックス排気のダクトだったりというのが対象になりますという整理でござをさせていただいたということでございます。
1:05:30	そういうものの考え方を、Dについては右下3ページ、医療機関に入るものが何なのか、さらにそのうち、どういった条件に撤退をするものが材料構造の対象となるのかと。
1:05:41	いうことを、頭を整理をさせていただきました。
1:05:45	右下5ページはS A側で、医療機関というのがどんなものが対象なのかというのと、そのうち、F Aについては、基本設計方針、最初にも書いてました回製品としての扱いをするもの。
1:06:00	てのが、どういうものがその完成品として扱うのかと。
1:06:03	特に完成品との関係が強い可搬型の耐重大事故と対設備の整理をどうするのかというのを、あわせて5ページに文章で整理をさせていただいたということございました。
1:06:16	説明は以上になります。
1:06:20	吉見です。それではただいまの説明。
1:06:24	について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:06:29	藤規制庁カミデです。まず
1:06:32	材料構造の話からつぶせればと思いますが、
1:06:37	今説明のあった2ページの図は、前出てきたものよりは大分ましになってきていて
1:06:46	大体こんな感じなのかなあと思いつつ幾つか確認です。
1:06:52	まずですね、
1:06:54	医療機関という丸がありますけど、ここには下にいらっしやれば書いてますけど、
1:07:01	ポンプ、弁ダンパ等も含まれていると考えてまずいいんですよ。
1:07:12	はい。与儀西原でございます。はい。
1:07:16	一つは、そうですね3ページに書いてある
1:07:22	その他系統構成する対象設備、要はここで言っていると3ページで言う、

1:07:29	安全上重要な施設、あと一定以上の放射性物質を内包する代行の対象になるかどうかというのと容器間に、
1:07:37	5 弁が基本的に一般常識として入るのかっていう整理は多分若干設備回答が変わってくる気がしますけど、材料構造で今基本設計方針含めて対象で考えたいなと思っていたポンプ弁とかのこの 2 ページの下の注釈は、
1:07:52	赤い枠と緑と青い枠それぞれが交錯してる青い斜線を引いてあったところの医療機関に接続しているポンプ弁とかを対象にしようとして考えてましたということでございます。以上です。
1:08:10	規制庁上出です。
1:08:14	ちょっと今の説明だとまたちょっとこんがらがり始めたんですけど、
1:08:21	結局は、
1:08:24	この
1:08:25	青の破線、斜線で囲まれてるエリアには、ポンプ、弁ダンパが、
1:08:32	附属するものであってもまず入っていてそれが
1:08:36	15 条の在庫の対象ですと。
1:08:39	で、すなわちそういうものが共通 08 の表に置いて、丸なりがついてるっていう理解なんですけど、どう
1:08:49	はい。二本木西田です。ちょっと説明したかったのが、うまく使わなかったかもしれ説明したかったのは、そういうことです。はい。
1:08:56	はい。規制庁深見です。まずそういう、
1:08:59	あれば、まず
1:09:00	どういうものに丸がつくのかっていう大枠としてはそんなところ。
1:09:06	思います。で、
1:09:09	その中で、じゃあ具体的に、
1:09:13	どうやって、
1:09:15	丸付けを確認するかっていうところなんですけど。
1:09:22	その前に、あれですね、容器間と、
1:09:27	3 ページのところで容器っていうのはこういうものですかっていうのは、こういうものですかっていうのは書いてあるんですけど。
1:09:37	何で容器っていうのがこの五つの
1:09:41	機器機器、紀州区分ですかね。
1:09:45	機種区分でいいのかっていう考え方がここには書いていないので、それをどういう考えで、
1:09:52	この五つでいいんだとしたのか、説明いただけますか。
1:10:15	はい。日本原電コシカです。両機関の定義につきましては、各規則、

1:10:20	施設の技術基準の解説に基づいて、機能上滞留長増反応蒸留等を目的したものを容器、
1:10:27	で、緩和機能上容器または機器の間の連絡または移送を目的としたものを、
1:10:33	管と定義して、
1:10:36	主に流体を取り扱う。
1:10:38	ものについて、機種区分ごとにスクリーニングした結果、この機種区分になったといった整理になっています。
1:10:47	あと、規制庁カミデすみません最初の間はいいんですけど、容器のところ最初少し聞いづらかったのもう少し説明、ゆっくり説明いただけますか。
1:11:00	はい。日本原燃コシカでスキーム、容器の整理としては機能上、滞留貯蔵案の蒸留等を目的とし、目的としたものを、
1:11:11	病気として整理しています。
1:11:14	以上です。
1:11:17	規制庁上出です。まずその機能上ってというのは、今言われた滞留とかってところの機能ってというのは、
1:11:25	この設備は、滞留器の持っているところの、
1:11:29	機能はどの機能を持っているとかっていうのをどうやって見ればいいんですか。
1:11:39	はい、弓削西原でございます。ちょっと今、そういう意味では、3ページ私が書いたやつがスクリーニングした結果だけを書いてしまったので、全体の機種区分を全部縦に並べて、それぞれに対して、
1:11:52	扱うものが流体なのか、単純な固体系の容器なのか、かつそれが、滞留とか、反応とか、いろんな要件が技術基準に書いてますけどそういったものを、
1:12:05	どれかに当てはまるのかといったことを整理した時の表をつけて、結果これになりましたっていう説明を追加をさせていただきます。以上です。
1:12:16	はい。規制庁深見ですわかりました。まずそれは整理をしてください。ちなみに、
1:12:23	特徴的なところだけで聞きますけど、なんでグローブボックスって容器、
1:12:29	管にエントリーされなかったんですか。
1:12:33	はい。日本原燃石田でございます。これちょっと技術基準の解説を基に、我々がスクリーニングしてしまったところかもしれません

1:12:43	解説のその中にはグローブボックスはもう直撃で容器に含まないと書いていてその理由が、閉じ込めで、いわゆる何だっけ。
1:12:56	宇井。
1:12:58	宇井です。
1:12:59	閉じ込めを条文で漏えいとかを見ているようは、同等のその機能としての要求を達成できるかということを見ているので、そちらに預けますよということで、材料構造でいう、医療機関の容器には含めませんという、
1:13:14	整理をされていたので、この時点ですでにスクリーニングから外したということでございます。そういう意味で
1:13:22	私もこの整理の結果を書きといて、若干まだしっくりきてませんって言った理由は、よう機関としてのスクリーニングをした上で、材料構造の対象ですか、それどうなんですかっていう、
1:13:35	スクリーニングを二段階にしてるわけじゃなくて、いきなり最初から全部を考えてスクリーニングしてしまってるところが、
1:13:42	一般的に考えているわけじゃないのってところまで全部そぎ落としてるところが、わかりづらいかんと思って、ちょっとまだしっくりきてないって言ったのはそういう部分でまだ記載が十分じゃないかなと思ってたところでした。以上です。
1:13:56	はい。規制庁、上出です。
1:13:59	まずきちんとそのスクリーニングの考え方を表に示してもらおうということだと、中身としてはそんなところだと思います。で、
1:14:10	まずその整理が正しいものとして、その整備に基づいて今の共通 08 のマルつけがちゃんとできているかっていうところを確認するために、
1:14:24	3 ページで言う、機種区分っていうのが、今共通 08 の表では、その機種区分は載っていないんですけど、
1:14:34	どういう資料をたどっていけば、この設備は、材料構造の対象だなマルついてなきゃいけないっていうのが我々判断できるかっていうのがよくわからないんですけど、ちょっとその見方を教えてもらっていいですか。
1:15:02	はい。宮城の石田でございます。そういう意味ではまず、
1:15:19	はい。まず、
1:15:23	共通 8 についている設備リストなんですけど若干補正書についての申請対象設備から、
1:15:34	横軸を、

1:15:37	全体をちょっとこのページに収めるために、削ってるところがありますんで、それを全部載せれば、かつそれを表にしてまとめれば、全体としてどういうものがわかるようになるので、それをさせていただきますこれよりもさらにちょっと、
1:15:53	共通8で書いてる
1:15:55	37ページ以降の表がちっちゃくなっちゃいますけど、そういうことを含めてやれば、機種区分との関係は見えます。はい。以上です。
1:16:05	藤規制庁カミデです。
1:16:08	15条のためだけに、機種区分を入れて、またさらに表見にくくするっていうことも別に必要はないと思うんですけど、
1:16:19	まずは見方を教えて欲しくて、補正小の設備リストを、
1:16:25	まず見ればいいですか。で、それで、例えばこの
1:16:33	番号なりで、
1:16:35	よう、紐付けができるんですかね。
1:16:50	はい、日本ギリシャでございます。すいません。さっきの設備区分を見直した瞬間にも番号も変わっちゃってるので、
1:16:58	ちょっと
1:17:01	どうでしょうか、今、
1:17:03	思ってしまいましたが、
1:17:06	少なくとも、
1:17:12	どこだ。
1:17:15	設備、申請書についている設備リストの機種と書いてあるところに、容疑台ポンプだったり、小配管だったりという、
1:17:26	名称が書いてありますので、それで設備等、先ほど言った分類額との紐付けはできます。
1:17:37	番号を追っていけばっていうのが、ちょっと若干先ほど話した通り、今回、設備の分類なんかを若干放管関係で見直したのもあって、
1:17:47	その見直しが補正の後にやっているんで一般号が途中から合っていないところがありますと。
1:17:54	いう状況でございます。以上です。
1:17:57	はい、規制庁深見ですじゃあもう機器名とかで見るとかで見ると、無理やり見るとさ、そうですねはいすいませんはい、わかりました。それならさすがに。
1:18:08	08で、欄を一つ。
1:18:11	ふやすだけ。

1:18:13	ならしょうがないかなって感じがするので、それを対応してもらえればと思いますので、それを見ると、まずは3ページとの対応が、
1:18:26	見えるっていうことをですね、
1:18:30	はい、二本木西原でございます。はい。そうなります。はい。ちなみに機種区分の一番下で核燃料取扱ボックス後グローブボックスの漏えい液受け皿ってなってますけど、これって、
1:18:41	グローブボックスの漏えい液受け皿って書いてあるんですけど、機種区分。
1:19:08	与儀社長と待ってください。
1:19:17	規制庁、深見です。野内って書いてあるから、寄宿面では隔年上等取扱ボックスしか書いてなくてその中から、
1:19:29	さらに単品で、これは受け皿だとか、これは
1:19:35	製品容器じゃないから、いるんだとか、そういう判断をしなきゃいけないってことですか。
1:19:41	はい、日本エリアでございます。おっしゃる通りでございます。はい。
1:19:47	はい。規制庁深見ですが。わかりましたというか
1:19:51	その辺は在庫01の補足説明だと思いますけど、ちょっとわかるようにまずは、それはそれで示してもらおうようにして、
1:20:02	ということで、対応をお願いします。
1:20:06	はい、承知いたしました。
1:20:09	はい。で、
1:20:11	それで、一応丸付けは見えるようになって、
1:20:18	3ページ目の一番下の、
1:20:22	からの説明がよくわからなくて、
1:20:27	その他系統を構成するっての対象はっていう。
1:20:31	てるのが、
1:20:33	まずその他系統を構成する機器って何のことかよくわからなくて、2ページ目でもそんなワードが、
1:20:40	なかったように思うんですけど、これ、何の説明ですかね。
1:20:45	すいません。を減らした結果文章が浮いてしまいました。先ほどの青い斜線のところに入ってる医療機関に繋がっているもの。
1:20:54	本編とかは対象なんだよねP1というやつを、もともとすいません2ページの絵がもう1個円が複雑にあったやつを消してしまった時にすいません。消し忘れなので、
1:21:05	先ほど神谷さんとやりとりさせていただいたような中身、文章を変えて、説明ができるようにさせていただければと思います。以上です。

1:21:13	はい。規制庁、深見です。わかりました。はい。
1:21:18	で、
1:21:21	それで次、
1:21:23	とりあえずDBはそんなところで、
1:21:27	次SAですけど4ページ目で、SAはもっとシンプルになっちゃって、SA設備の打ちよう期間は対象ですともうそれだけの整理なんだけど、一応
1:21:38	各校1種から三種のマルも書いてますが、結局は衛生設備の医療機関、あとはそれに、
1:21:46	附属するポンプ、弁ダンパ等っていうのは一応在庫の対象にしますというそういうことですね。
1:21:55	はい。日本原燃志田でございますはい。おっしゃる通りでございます。
1:21:59	はい、規制庁カミデですねそれで、今度5ページ目なんですけど、
1:22:05	さっきの3ページ目だと、機種区分っていうのでこういうものがあるのでっていうので、
1:22:14	補正書の設備リストまでさかのぼってさらに、
1:22:18	機種面、機器名で相当かけないとわからないんだけど一応紐づけは、
1:22:24	できていると、追いかけることは可能なんだけどという話なんですけど。
1:22:30	5ページ目の、
1:22:32	話だと、共通0発信。
1:22:34	次の表にどうやって辿り着くのが想像できないんですけどその辺ってどうなってますか。
1:22:43	はい、二本木西原でございます。はい。
1:22:46	大変申し訳ございませんこれではひもづかないっていうかたどり着けないので、たどり着けるような情報に先ほどのDBを直す時に合わせてやります。はい。
1:22:56	はい、規制庁カミデです。
1:23:01	わかりましたと言いつつ、
1:23:06	実際はDBと同じ感じなんですかね結構違うんでしたっけ制になっちゃうと、
1:23:14	表現イシハラでございます。変わらないと思ってるので、考え方はそんなに、ただ、対象になるものを具体的に書きちゃった結果として前と一緒に合わせる。
1:23:25	直さなきゃと思った時には時すでに遅しでしたので、
1:23:28	考え方としては同じような整理だと思えますはい。以上です。

1:23:33	はい。規制庁深見です。わかりました。じゃあ、そういうか。
1:23:39	まず明確にしておるようにしてもらって共通 08 にも欄が追加になっちゃう。
1:23:46	で、そのあと、
1:23:48	その下の上記のうちっていうところで、三つパラが説明があって、最初は完成品の話で、強度計算書ではいらくないですよ。
1:24:00	ということなので、対象にはするけど計算書には入れませんってそういうことですね。
1:24:07	はい。乳井西浦でございますはい。おっしゃっていた通りでございます。
1:24:11	次のまた書きの説明が、
1:24:16	最初は可搬型の話は、発電炉の実績として、完成品は含みませんと言いつつ、
1:24:25	最後の指名の文章が発電炉と同様の整理って、
1:24:29	言っていてよくわからないんですけど。
1:24:34	これは最後の文章を、発電炉という完成品と同様の整理と考えて、書けばそちらの人の文章になるってことですか。
1:24:45	はい。
1:24:46	井村リーダーでございます。伊井と組んでいただいてありがとうございますということですはい。
1:24:52	はい、規制庁カミデスわかりました。
1:24:55	で、その下、一方とってMOXのファンラックととってますけど、
1:25:02	これは結局、完成品として扱うっていうことなんで、前のパラと同じことを書いていって一方で繋がってるのがおかしいんだと思いますけど、どうですか。
1:25:14	はい。日本原燃社でございます。ちょっと文章の構成が頭おかしくなって途中でぐちゃぐちゃになってますけど、上と同じことを言ってるだけなのではい。あわせて整理をさせていただきます。以上です。
1:25:27	はい。規制庁深見です。わかりました。
1:25:34	とりあえず、
1:25:35	この
1:25:38	資料について私は以上で、あとは
1:25:41	いつ、
1:25:43	情報が提示されるかっていうところを聞きたいと思ってるんですけどそれ以外に規制庁側で、この資料について何かあれば、
1:25:52	盛況感じですけど、ちょっと個別社長の話になって恐縮なんですけど。

1:25:57	水素アルゴンのバス引っ張って来るところの、緊急の隔離弁みたいなやつは安全登録されて材料構造の体制表で丸ついてたんですけど、あいつって主要米使用配管、師範館、
1:26:11	配管改造改良ギリシャでございますが、弁として主要弁で登録してました。はい。
1:26:17	だから江藤今野先ほどノーマルの中でいうと、容器感があってアンチがあってっていうところかというと、一応医療機関に属するものの主要弁ってことで言ったっけ。
1:26:34	両機関に接続する弁ってということで今3ページはその
1:26:40	容器間の話しかなくて接続するものの区分を行っていないので、それもあわせてちゃんとわかるようにしてもらおうということで理解しました。どうもありがとうございます。
1:26:50	はい。日本原燃者でございます。はい承知いたしました。
1:26:57	規制庁側から何かございますでしょうか。
1:27:01	静聴コサクです。私は前かDBとSAの関係わかるようにしてくださいと言ったやつが結局、
1:27:11	10日の資料ではそれーを意識してやったら、そもそも、
1:27:16	昨日出した資料の
1:27:19	議論すべきことがわからなくなっちゃったので1回戻しましたということだと理解をするんですけど。
1:27:27	これを踏まえて、
1:27:30	見たときに、DBSA兼用のも能について、DBでは対象じゃないけどSAでは対象になると。
1:27:39	いうものがあるのかどうか。
1:27:43	どんな感じですか。
1:27:53	与儀西畑少々お待ちください。
1:28:30	はい。日本原燃石田でございます答えとしてはあると思いますであると思えますって中途半端に答えてもらえるんですけど、例えば
1:28:44	排気系なんかで、安重登録されてる範囲外の範囲が、SAの影響範囲みたいなのを考えたときに、
1:28:55	SAの対象になって、今回の医療機関移行冷静に配慮を医療機関移行材料構造対象だということで、対象になったりというものはあり得ると思ってますんでその辺はちょっとコサクさんのご指摘全部が全部、
1:29:10	確かにここで整理できていないので、そこも含めて、整理をして、そういうものが何があるかというのを明示できればと思います。以上です。
1:29:21	はい。補足です。す。

1:29:25	概念的にワー
1:29:28	S A、D B S A兼用のものは安重のものだったり避難所でもだったり、ありえて、
1:29:40	それに応じて、じゃあ設工認どうなるのかなってということなんですけど。
1:29:45	ええ。
1:29:47	とし、
1:29:53	この材料構造で強度計算ということになる、もう計算しないものもあるのかもしれないんですが、
1:30:02	D B S A兼用って、
1:30:05	行った場合、どういう書類になるんですか。
1:30:18	はい、日本イシハラでございます。整理としては先ほどの共通8について他設備リストじゃないですけど種々があってケーヨーの場合は主がD Bで、
1:30:31	中がS Aの場合は安間野口種々がある以上は、同時に申請としては出ていきますので、その設備、
1:30:42	が、経由であることを示した上で、必要な計算書をその開示でつけさせていただくと。
1:30:49	ということかと思います。はい。あとは、ちょっと若干確かに整理がいるのが、2項変更と一戸新規で何かぐちゃぐちゃになりそうな、
1:30:59	気もしないでもないですけどその辺も含めてちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。
1:31:04	コサクです必要なものを出すのは当然なんですけど、
1:31:10	D Bとしての設計条件S Aとしての設計条件とあって、
1:31:15	同じじゃないことがもう概念的には有井。
1:31:19	その時には、厳しいほうの条件で評価をして、
1:31:25	言えればいいということで条件並べ立てた上で評価はこれでやりますというパターンもあれば、それぞれ評価しますっていうパターンもある。
1:31:35	かと思うんですけど。
1:31:37	どういう計算書にするつもりなのでしょうか。
1:31:42	浅香減容設備についてD B設備としての計算書を出します。
1:31:47	全く別にS A設備としての警察署出しますじゃないと思ってんですけど、
1:31:52	と思ってます。
1:32:14	はい、弓削西原でございます。もともと考えたのはD B S Aの条件を比較をした上で厳しいほうで計算書をつけるというようなことで、

1:32:24	考えておりました。以上です。
1:32:29	はい。
1:32:30	規制庁コサクです。そうする等、ディー・ディー・エス企業であれば両方の条件が書いて評価のために
1:32:40	包絡できるならこういうような包絡でということがわかるような書類で提示されると。
1:32:45	ということで、A D Dでは非安重で対象外。
1:32:51	エッセイでは対象ということであれば、Dの方はバーなり何なりでS A側の条件で評価をしていくと。
1:33:01	いう形になるって間、イメージしておけばいいですかね。
1:33:06	はい。日本原燃志田でございますおっしゃっていただいた通りだと思います。
1:33:12	はい。規制庁コサクです第
1:33:16	見たい、
1:33:18	今後の設工認のイメージは、
1:33:21	掴めては、北見で、
1:33:24	今後舞台にしていってもらえれば、
1:33:27	ます。
1:33:28	で、カミデの言ったところとダブるとは思うんですけど、やっぱりどの範囲ガー、材料構造の検討が必要なのかというところの線引きをですね、
1:33:39	しっかりと説明していただくということだと思いますので、その点よろしくお願ひします。まるでベン図を変えてしまうとですね、
1:33:51	対象2すると言ってる部分はある程度クリアなんですけど、周りの部分って本当に大丈夫なのっていう説明がいまいち不十分な感じで、
1:34:01	現状だとありますので、
1:34:03	よろしくお願ひします。
1:34:08	はい。宮城石田でございます。はい。集計いたしまして先ほど、スクリーニングのところから考えた上での、適切な表示の仕方だったり考え方の
1:34:20	記載というのを拡充して、ご説明をできるようにさせていただきます。以上です。
1:34:26	はい。
1:34:28	規制庁不足です。デッド五つちょっと踏み込んで念のためなんですけど、
1:34:32	燃料貯蔵ラックワー外れず。

1:34:37	先ほどグローブボックスについては説明ありましたけど、
1:34:41	ラック
1:34:43	小田伊井のものを立てかけるものっていうのは、
1:34:49	いらないうってことですかね。
1:34:52	はい。二本木西田でございますこれも先ほどの技術基準の定義の中での整理を受けた形で、流体のものを対象にしている答えのものを、
1:35:04	を内包するとは整理をしないよということで、やってたところもあったそれを受けて、
1:35:11	こうしたということでございます。以上です。はい。コサクですその流体の中には粉体は入ることですね。
1:35:19	日本ギリシャでございます大和入りますはい。はい。
1:35:23	規制庁コサクです。そういうことなので計測系みたいなやつは内包するわけじゃないから入らないうってことですね。
1:35:35	はい。乳井西田でございますが、おっしゃっていただいている通りでございます。
1:35:39	はい。あやしいところがあやしいところっていうか
1:35:45	悩ましいところなのは野呂先ほど来受け皿みたいのあったんですけど、
1:35:51	これって容器なのっていうところは、
1:35:54	あるんですけど、
1:35:58	炉の方とかでも、例えばその燃料プール営業使用済み燃料プールとかは、
1:36:06	躯体なわけですね、それにライニングがされてという。
1:36:11	いわゆる貯層とどういうものの、
1:36:14	ていうことになってて今日の資料とかでもライニング方とかって書いてあったり、
1:36:21	するんですけど、す。そこの辺りはどういう扱いになってるんですかね。
1:36:30	はい、西原でございます。そこちょっと定義をちゃんと、どういう整理しているかを書いた上で、整理をしますが、
1:36:40	私の記憶だけで今話してますもう1回ちゃんと中身を見て整理をかけますが、いわゆる
1:36:50	ライニングとか、何の目的で何か素材汚染防止の目的だからとかセルライニングみたいのをしているものについては対象にしないみたいな記載もあったかと思ってましたのでそういうことも含めてちょっと、
1:37:02	事実関係を整理した上で、対象にするものしないものっていうのを、明確に線引きできるようにさせていただければと思います。以上です。

1:37:14	ちょっと私もう、実用炉での整理が潤いになっちゃったところであれなんですけど、
1:37:22	基本は5、
1:37:26	構成材料かどうかはさておいて、やはり
1:37:32	流体を内包して保持する必要があるものと、
1:37:37	ということは一緒に考えるってということですかね。
1:37:44	はい。二本木西田でございます。
1:37:47	ちょっとそういう意味で、そうですね容器に入るものっていうのが先ほどの貯留とかなんかも含めて、
1:37:53	貯層の形としては確かにプールはライニング型チョウソウとして容器の中に入っていたり、
1:38:00	あとは内包っていうものの定義もまたあたりするのでその辺との関係で、どういうものが対象になるかっていう整理かと思ってましたので、その辺、明確にしていきたいと思ってました。以上です。
1:38:15	はい。よろしく申し上げますで、大丈夫だと思うんですけど、躯体だった場合ワー材料という場合に、躯体はこうですよというのは言いつつ、
1:38:28	全般的にはそれは構造体として維持をするということの説明に飛ばすような形になり、
1:38:35	ライニングの方は、強度部材じゃないので、
1:38:40	機能として、漏えいしない、ちゃんと受けられると、いうことを説明されるってということだと思うん
1:38:48	ですけどそこら辺は、
1:38:50	協働説明書の中に入るんでしょう。
1:39:01	日本原燃石原でございます。躯体という意味で整理してしまうと、共同経営説明書の中には入らない。全体の構造体っていうか
1:39:11	耐震だったり他の条文での要求での整理になるかだと思ってましたその辺はずっともう一度、
1:39:18	事実確認した上で、どの所、どこの部分でどういうものが取り扱うんだっていうのをちゃんと整理をして見える化していきたいと思います。以上です。
1:39:27	はい。日本原電、谷口です。ちょっとだけ思い出してきたのでご報告をさせていただきます。
1:39:33	確かにBWRについている原子炉ウエルって、
1:39:37	あれ、確か水溜に使ってるんですけど。
1:39:41	あれ、やっぱり2人なので、
1:39:43	あと建物の中の、

1:39:46	強度計算書の中に一緒に入ってたやに思いました。
1:39:50	燃料プールの脇に、スキマーサージタンクって、タンクなんですけどこれもまた限り埋まってるんですけど、
1:39:58	これはでもあれとして強度を持ってるので、
1:40:02	多分この強度計算書をつけてたように、
1:40:05	思うんです。多分ですねその構造をまだ強度をどこに持たせてるかで、多分計算書掛けていて、容器として持たせていれば、容器の計算書をつけるし、
1:40:17	躯体に持たせてるんだったら、もう躯体の計算書の中に入ってますって、そんなふうに整理してたように、何となく思い出してきました。
1:40:26	すいません補足でした。
1:40:28	規制庁保坂です。ありがとうございます。そうだと思うので、躯体側2振るようなときは、計算書の最初の方針あたりでそういうようなことを述べるのかなっていうふうには思いますし、
1:40:42	ライニングについての説明というのを、
1:40:46	どういうふうに変えていくのかっていうのも、整理をしておいていただければと思います。
1:40:52	はい、与儀西原でございます承知いたしました。
1:40:58	藤規制庁シミズです。他材料構造関係で規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:41:08	長カミデですおかなければ、
1:41:12	特にその材料構造に関しては、今共通08の表がちゃんとチェックできないっていう状態で早く、
1:41:21	それを確認したいところではあるんですけど今の話を踏まえると、何かそんなにすぐ今日明日みたいな話ではなさそうなのですが、
1:41:33	ちょっと見通しの認識を合わせたいんですけど、いかがでしょう。
1:41:49	二本木西原でございます。はい。とって、答えがないところありますけど、
1:42:00	すいません私が手を出すとなくなるとって思いながら、ちょっと今週、1日2日で何とかありますかという、ちょっと難しいかなと思ってました。
1:42:11	今週金曜日に出せるか、来週の月曜日かという路線かなと思います。はい。
1:42:20	なるべく、
1:42:22	早く出せるように、頑張らせていただきますが、そういう感じですか。はい。以上です。

1:42:29	あと、規制庁カミデで出すと言ってるのはまずはこの
1:42:34	今日あったような整理が実を多分在庫 01 という中に組み込んで補足説明という形がまず一つだと思うんですけど、共通 08 みたいな表で示すっていうものと、
1:42:47	二段階で進める、まあ、普通に考えると多分、考え方を合わせた上で表っていうことで二段階だと思うんですけどそのあたりってどうですか。
1:43:09	はい、日本原燃石原でございます。えっとですね。
1:43:13	だんだん頭が痛くなってきましたが
1:43:16	今の共通 08 の中に、機種のカラムを出すのは早いです。
1:43:24	ただ先ほどの共通。
1:43:27	05 であった設備区分の見直しまで言うと、そんなにすぐできますという話ではないかなと思います。
1:43:37	ただ見ていただく整理としては、機種区分が入って、それと先ほどのパワポであったやつを、在庫 01 に入れて、
1:43:48	その考え方をスクリーニング考え方も入れて、確かにこれがこういう整理なんだねってところを見ていただくということに到達できればいいとすると、
1:43:59	今日は今週中すぐ出ます。
1:44:01	考え方を在庫ゼロ位置にいる方は、
1:44:08	来週月曜日にならないとちょっとあれかなと思ってますはい。以上です。
1:44:13	うん。うん。規制庁カミデです。共通 08 の表はこれからも話をしているいろいろあると思うので、共通 08 としてのリビジョンも、
1:44:23	管理としてはもうちょっとか、また別の観点が入ってくると思うので、そういう意味だと、在庫 01 にまず考え方を落とした上で、
1:44:34	一時的に在庫 01 の補足。
1:44:38	としてですね、リストも、その区分したものを、機種区分入れたものを、
1:44:44	入れてもらってまずは在庫 01 の中で話ができるような資料をまずパッケージで出してもらおうと。
1:44:53	いうところが落とすところかなと思いますけど、いかがですかそういう対応をします。
1:45:02	はい。宮城石田でございますはい。ありがとうございます。それでやらしていただければと思います。以上です。
1:45:10	はい。規制庁亀井です。わかりましたそれでは、よろしく願います。

1:45:20	規制庁清水です。
1:45:22	それでは共通で教えて、通して規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:45:30	すいません規制庁コサクですけど、ちょっと戻っちゃって申し訳ないんですけど、
1:45:36	カミデの話で5ページのところの完成品云々とかってというのは、結局はこういうことですよみたいな話はあったと思うんですけど。
1:45:47	これ何で完成品という言葉にこだわっておられたのか。
1:45:52	これ、基本設計方針なり何なりに影響してくるものなのかっていうようなこと等で、ちょっと状況を聞いておきたいんですけど、どんな状況なんでしょうか。
1:46:03	はい、二本木仁尾久田でございますまず炉別紙1を作る時にですね基本設計方針としての展開で、炉の方の発電炉の基本設計方針の中で展開されている完成品の扱いと、
1:46:16	いうのを、こちらの方でも展開すべきだろうということで、この用語も含めて、展開をしました。それを受けた形での考え方5ページに書いたこととでございます。はい。以上です。
1:46:33	規制庁コサクです。沿ったとするとあれですか、別紙1って、基本設計方針も何らか見直す方向で今作業することになるのか。
1:46:47	そこまではいかないけど店舗の中でそこに入る入らないっていう整理を、
1:46:52	だから、
1:46:54	添付書類の最初の方針の部分。
1:46:58	での整理が必要になるということなのか。
1:47:02	はい、日本イシハラでございます。まず基本設計方針としては完成品の扱いをこうしますという方針を書いているだけです。そこでは、僕らのスクリーニングも含めて、入っていないのでそこは
1:47:16	現状のままの記載でも展開できるかなと思ってまして、添付した時にそれをじゃあどういふものにその考え方を適用するのかっていうのを、基本方針なりの展開ブレイクなりで、
1:47:28	対象物の整理を記載をしていくということかと思えます。いえ、すみません。衛藤。
1:47:36	MOXが第1回で在庫が対象じゃないので、まだその別紙シリーズが、第2回以降になるのと最初にもう、

1:47:43	あまりちゃんとヒアリングができてなくてですね在庫の補足でほとんど今止まっててさっきの絵でアボやりとりする上で、基本設計方針の書きぶりとか添付の書きぶりなんていうのに、
1:47:54	一切踏み込めてないところが現状でございます、そう、再処理も含めた形でいくとその第1回の00シリーズ在庫の中での、今後出てくるやつでの、
1:48:06	整理の中でCAPE処理でどう展開する、基本設計方針でどう展開するというのがご説明できればと思ってました。以上です。
1:48:14	はい。補足ですわかりましたそういうヒアリングができるように、
1:48:20	今日の議論を踏まえて対応していただければと思います。以上です。
1:48:30	規制庁、志水です。それじゃ、
1:48:32	続いて共通発注について、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:48:38	規制庁館です。個別の話で幾つか確認をさせていただきます。まず共通08の、
1:48:47	34ページの方で一応今回建屋の審査の話が書かれていてっていうところなんですけど、
1:48:53	前に聞いたかもしれないけど建屋で順調の、要は閉じ込めの条文の移行第6号と第7号が書かれてるんですけど、これ三角にしてるのって、
1:49:02	閉じ込め名を担保する境界、境界という考えですけど、その拳ん崩れされないものまで担保してるかとかそういう意味でしたっけ。
1:49:21	乳井に知らせ少々お待ちください。
1:49:52	病原イシハラでございます。今、つと十条の、
1:50:02	6、7ですかね、今、丸がついてるんで三角がついて、多分不破辻井と、ちょっと中道の方のうちの三つでさらに枝分かれするやつはどれかわかんないんですけど上の学系の話かなと思ってのんですけど。
1:50:19	はい。28ページのところに一応、
1:50:28	6号については、
1:50:34	負圧データに維持するっていうので、プルトニウムをどう取り扱う室として燃料加工建屋を対象にしますよと。
1:50:42	ということ。
1:50:44	なお書きで、既認可から、そこ自体には変わってないので三角としますということ、あと7号の方が、
1:50:53	施設が漏えいの防止に考え方自体については変更がないため行き認可で設備であることからから、

1:51:02	すでに説明できているということで、燃料加工建屋を三角にしますよと言っているこの説明が、当該対象になります。以上です。
1:51:10	ちょっとニュースまずなるほど。
1:51:12	なんですけど、建屋自体って化石で担保してるようなイメージもあるけど、建屋自体もいろいろ拡大Cの一部にしてるんでよかったですっけ。
1:51:21	与儀西原でございます当然最初、物としては積んでっていうのもありますけど建物の躯体自体も漏えい防止というか、協会としては考えているということで建屋の中に入れてたというのが、
1:51:35	もともとの考え方だったということでした。以上です。ちょっとですね一応気にはどこで建物も、
1:51:41	入れてるってということで一応理解は進んで、6号の方なんですけど、
1:51:47	機能と建屋の関係なんですけど、建屋自体って何か、衛藤側っていう意味だと思ってないけど仲野区画においては、とじ込み機能の市場のああいうのを固定資産壁とかの話とかもありつつであるんですけどそ、
1:52:00	その話をしているいいですかね。立ってやっていただきちょっとどの壁のところちょっとイメージしづらかったんですけども、
1:52:08	二本木西田でございます。これ多分整理が微妙だと思います。今、
1:52:15	28ページ、これが必ずしも正解かという感じではない気がしますが10条の第1項第6号を見ていただくと、規則の要求は、
1:52:26	プルトニウム等を取り扱う室、
1:52:29	及び核燃料物質等の稜線の発生セル室で要はあのエリアを対象にしているんで、このエリアを収納している建屋は、当然ながらこれを受けるとその対象ですという意味で、
1:52:42	参画をしたということです。以上です。
1:52:46	佐治です。いや閉じ込めだけを建屋が持ってるか持ってないかっていう整理の話の中で、引っ張ってれば別にそこまで壁自体にどうこうっていう話でも流したので、
1:52:58	ここで今閉じ込めの機能にこいつがあってはCに書かれてるように見えるけど
1:53:03	いかほどの重要度があるかっていうところの話なのかもしれないですけど、そういった事態で担保要件が置きかわるわけではないけど、その部屋に置いて負圧を担保しますよっていうふうに言ったときは、当然その協会の亀井もう、
1:53:18	関係条文ではあるとピンクで整理してたんですかね。

1:53:22	はい、日本イシハラでございますそういう整理です何かこの建物自体なんか漏えい率とか、気密率とかそんなものを求めているわけじゃなくて、そういう部屋に対しての負圧の要求、
1:53:36	があると、いうことがその部屋を抱え込んでいる建屋は、その一部を担っているということで集合体の母集団として建屋を変えていると。
1:53:47	いうだけでそこに何か特別に要求事項を課しているというものではないと思ってます。以上です。
1:53:53	状態です。なんで、閉じ込め機能建屋が有してるっていうかわかんないけど閉じ込め機能に関連するものとして、建屋の区画が存在してる一とかそういうイメージ。
1:54:06	はい。日本原燃者でございます。はい。そういう整理かと思えます。はい。
1:54:12	規制庁カミデです。ちょっとよくわからなくなっただんですけど、対し一方で耐震では燃料加工建屋が対象ですけど、
1:54:20	この提出があって、10億円ですか、その床壁天井は閉じ込めとしての安重を持っていますんで、その閉じ込め機能が維持できるかと。
1:54:31	していますから、
1:54:34	今話を聞いてると建屋って何かすごい側だけのイメージで話が進んでるようなんですけど。
1:54:41	その中の、
1:54:43	重要区域なり、工程室っていうのも含めてね、加工建屋なんじゃないかなと私は読んでたんですけどその辺ってどういう認識ですか。
1:54:56	逆にその
1:54:57	工程室ってのは逆にどっか別で設備して出してるんですけど話なんですけど。
1:55:08	はい、弓削西原でございます。事実関係からすると、工程室として取り出してで、精製対象設備リストには書いていませんので、両加工建屋というのはいわゆる閉じ込め機能ということで、耐震の耐震建物30って言っている。
1:55:23	工程室とイコールということで整理をしています。ただこの時に三角つけたときそこまで考えて三角をつけたかと言われると、若干ちょっとクエスチョンマークが大枠で三角って書いた記憶があります。はい。以上です。
1:55:38	規制庁田井ですその時なんですけど、別に範囲は変わっていないから、正としてはやっぱり三角のままで0ではないということで今回改めてそこ

	についてどこを見たっていうよりは、リニカル土岐からあったものという整理でいいですかね。
1:55:53	はい。エリアが変わったわけでもないということで乳井西原ですけども、ということで、考え方も変わってませんし三角ということでございます。以上です。
1:56:03	一応、深見です。余計かもしれないですけど、若干変わりませんでしたっけ。
1:56:12	本質的に変わってないとか、話をしていた範疇でっていうことなのかもしれないですけど、全く変わってないっていうわけじゃなかった気がするんですけど。
1:56:30	日本原燃石原でございます変わってるという意味は、
1:56:36	建屋の設計変更とかじゃないですよね良いけど、安重として登録する範囲の部屋を、これも含めます例えばなんか、全室も含めましたがやっぱりそんな程度の話って、
1:56:48	あったように記憶してるんですけど。
1:56:51	どうでしたっけ。
1:56:53	もしくは、何か工程室と言いつつSクラスの範囲。
1:56:57	に若干差分があってその話なのかもしれないですけど何か、
1:57:02	変更点として何かあったような気がします。
1:57:06	耐震で聞いてた気がします。
1:57:18	うん。
1:57:19	日本ギリシャでございます。
1:57:25	工程室、かつその安重として見る、工程室の範囲がここですと。
1:57:33	というのは、変わってなかったような記憶がありますちょっともう一度調べます。ただそこにベースとしての機能を持たせますっていうようなことは確かに今回いろいろと話をして、
1:57:47	明確にしたという覚えはありますがちょっとその辺は事実関係をもう一度調べさせていただきます。以上です。
1:57:58	規制庁コサクです。
1:58:03	今も参画との話をちょっと、
1:58:06	話が逆に戻るんですけど、
1:58:09	ここ、
1:58:11	基本は工程室であって、建屋じゃないという。
1:58:15	ことでありつつ申請対象としては建屋と言っているのと言われてたようなんですけど、
1:58:21	このページだと建屋と高低差を完全に分けて書かれていて、

1:58:26	この書き方違うってことですかねっていう古藤と、
1:58:31	それに対応して、
1:58:34	排気設備の方も、工程室排気設備と建屋排気設備と書いてあるんですけど、基本ワー工程室Ⅱ、排気設備のことであり、
1:58:46	建屋排気設備、工程室排気設備だけで、換気ができるわけじゃないので、
1:58:55	建屋の方もくっついてきちゃうのかもしれませんが、
1:59:00	建屋排気設備全体ではないということなのかと、いうようなこととかはどうなりますでしょうか。
1:59:15	はい。二本木西原でございます。まず
1:59:20	工程室は、プルトリウムをした状態で扱うグローブボックスなんか置いてある部屋を工程室として定義をしてそこには工程室排気設備というのを付けて、
1:59:32	独立して負圧維持ができるようにしてますと、それ以外の燃料棒とかを扱う、ただ、その汚染の発生の恐れのある室については、建屋換気設備側で負圧の維持管理ができるようにということで建屋排気設備が繋がっていると。
1:59:50	あとはグローブボックスは当然グローブボックスとして単品でグローブボックス排気設備がいるということでそれぞれの設備の分類に応じて排気設備を設けているというのが、
2:00:01	現状の設計でございます。ただいわゆる、全体としてその閉じ込め、要は、限定された区域に閉じ込めるとかあとは
2:00:13	不
2:00:15	負圧に維持しなければと言っているそのいわゆる業界の話をするときには、確かに工程であるといったときに、'は建屋に含めますよといったような整理を、確かに説明させていただいたと思います。以上です。
2:00:34	大里です。ちょっと建屋と工程室の使い、
2:00:38	言い方は、整理をしておいて欲しいんですけど、
2:00:44	確認は、建屋排気設備も、汚染の発生が恐れがある室の負圧維持に使ってる部分がある。
2:00:57	ということなのか部分じゃなくて、
2:01:02	建屋排気設備が排気をしているところはすべて汚染がの恐れがある室なのか。
2:01:10	関係性としてどうなりますか。

2:01:13	はい。日本原燃石原でございます。まずは建屋排気設備が関係している対象は管理区域の中の部屋になりますので何か汚染の発生の恐れのある部屋を対象にして換気をしていると。
2:01:25	非管理区域は非管理区域で別に非管理区域の換気空調設備がありますのでそれとは別だということで整理をしてました。以上です。
2:01:34	規制庁コサクです管理区域にも一種 2 種ありますけど、
2:01:38	汚染の恐れのない管理区域についてはどうですか。
2:01:56	はい。日本原燃石原でございます。そういう意味で工藤。
2:02:01	燃料集合体の出荷に関わるエリア、これは汚染の恐れのない区域、管理区域の中にありますけど、よく言う区域みたいなやつだと思いますけど、
2:02:14	そこは、建屋換気設備によって廃棄をしている範囲になります。以上です。
2:02:21	はい、規制庁不足ですそうすると一。建屋排気設備全体で見ると 1 部分はこの条文でならない、対象にならない部分もあるってことですかね。
2:02:35	はい。日本原燃志田でございますはい今の 6 号で行っている核燃料物質に汚染の発生の恐れのある室には該当しないものも、建屋換気設備の
2:02:45	引いてる箇所の一部には、枝の中には入ってるということになります。以上です。
2:02:53	はい、規制庁不足ですそのときはあれですかね、逆流防止の措置とか、何か配慮があるんですかね。
2:03:05	はい。日本原燃石田でございます。実際の設計は確認をしますが普通に考えればその恐れのない区域との境界がある場合には逆流の添防止の措置がなされるというのが、
2:03:19	技術基準への適合でも必要な箇所だと思いますので、そういう設計になってると思ってます。以上です。
2:03:28	はい。規制庁コサクです、確認していただいてこの条文適合とかの関係でも、そういう留意点なりが漏れないようにしていってもらえればなと思います。
2:03:42	はい、両切り者でございます承知いたしました。
2:03:47	丹治です。ちょっと頭、最後に迎えたいんですけど、今回の第 1 回申請という意味でいうと、閉じ込めわあ、
2:03:55	建屋も関連する条文ではあるけれど、条文要求も設計が変わってないものっていうのが今の整理でいいですか、認可からの変更点なしというイメージで合ってますか。
2:04:07	はい、日本イシハラでございますはい。そういう整理でございました。

2:04:13	終わり。
2:04:14	そう。なんか、なんか微妙に言ってたかもしれないけどさ。
2:04:19	何かいじろうとして切らなかったのかちょっと記憶定かでちょっとそこを確認します。
2:04:24	確かに範囲が書かれてるだけではわからなかったから、通ったら、ちょっと、
2:04:29	うん。
2:04:30	あと、ちなみにもう1点確認なんですけど、
2:04:33	前から聞ってるC2なんだと思えなんすけど今まだ1回申請でまず中等なんですけど、火災区域構造物火災区画構造物って言った時に、
2:04:45	こいつは14条っていう意味でいうと、基本設計方針だけが対象、どの購入も該当しないっていう整理すんでしたっけ。
2:04:55	建屋は一応共用化、共用どけ作家がついていたりするんすけど、第1項の環境条件とかっていうのは、さっき他のところでも聞きましたけど、基本設計方針に記号つけたら、
2:05:06	そこのところで全部包含して実をつけてやると同じですよっていうのが原電の記載の意図でしたっけ。
2:05:14	はい。日本原燃石原でございます。はい。そういうことで整理をしました。はい。
2:05:20	布施です。それが若干、中6中78でそこが言い切れるかっていうところではあったんですけど、意図は、だから全部に印付けるんじゃなくて、共通的な話としてうたっていれば、
2:05:34	ある意味、記載として省略してるに近いっていうのがいいと思うんですよ多分全部にマルつけるよりも全部バーツと、あれはどっちが楽なんだというところがありますけど、意図はそれで合っていました。
2:05:45	はい、二本木西原でございますはい。
2:05:48	そういうことですね共通的に書けるものは、その下側で、書いているということで整理をしました。はい。
2:05:57	丹治です。それって、
2:05:59	この資料上で読めるもんでしたっけ、何か
2:06:03	90ページとかDの中の説明が一応書かれてる形になっていて、施設共通業績法人の基準適合性を示すっていう形でだけ書かれてるんですけど。
2:06:13	要は、ここんところに書かれてる記載で一応全部の設備が対象とは考えながら見てますよっていうのが、この施設教育基本設計方針により適合性を示すっていう文言だと思うんですよ。
2:06:28	はい、二本木西原でございます。はい。

2:06:32	今は、そうですねと先ほど施設共通基本設計方針において適合性を説明するものってところの 29 ページとかの一番右側の整理が、
2:06:42	今ひとつなところあるので、あれかもしれないけど今、29 ページでいくと、
2:06:48	第十条第一歩でいくと環境条件については施設共通基本設計方針として整理し、各設備はバーとすると行って右側見ると、隠せ安全機能を有する施設の
2:07:00	環境圧力等に対する考慮とか等々で施設共通基本設計方針で、適宜対応しますよと書いていると。
2:07:10	ということプラス、グーッと 86 ページですかね。
2:07:15	の 1 階の 2 項変更のところ与安全機能を有する施設第 10 条の第 1 章、共通項目のところのところ、共通施設共通基本施工し、設計方針として丸をつけているのは、
2:07:30	こういうものが第 1 回の対象ですという 0 分をつなぎ合わせて全体カバーしてますよという説明にしていますということでございます。
2:07:40	社長谷です。例えばではあるんですけど例えばチューナーで今、第 14 条第 2 項の要求はできるし、或いは試験検査性の話が書かれていて、という基本設計方針の技術適用性を示して書いたんですけど、
2:07:52	第 14 条第 2 項の要求はすべて安全機能を有する施設に係る要求であるかというのを前置きで書いた上で、基準基本の方針に生きる適合性を示すっていうのは一応、すべてが対象であるっていうのは、
2:08:04	言った上での記載になるかなと思うんですけど、結局いろんなところをつなぎ合わせて読むよりどっかでわかったほうがいいなっていう程度の話であるんですけど。
2:08:15	今言われた何ページのところっていうのは、90 ページ 10 ページとか P D F の 90 ページ。わかりました。はい。
2:08:24	16 ですかね。十六、七あたりですね。
2:08:27	はい。
2:08:29	ありました。はい。
2:08:33	はい。意味はわかりましたここで全体が読めるように、
2:08:39	はい。対応関係は整理したいと思います。以上です。
2:08:43	規制庁田井です。共通の 0 方かもしれませんがシミズとか言ったやつも一緒に外部事象のやつとかも多分同じパターンでちゃんと見てるんですよ全体はって言った上で、どこに知りつけてるのか。
2:08:54	基本設計方針で本当は読むような形、読むっていうかそこにまず作ることによってそれを表してるんですけどっていうふうに言ってもらっとけばい

	いとかわかるんですけど、基本設計方針だけ見ましたっていうのと、挙 績法人だけ書けましたっていうのと、
2:09:07	すべての施設起こるにしたっていうのがイコールだろうがちょっとわか りづらいという形だとは思っているんで、多少明確にしてもらえれば というところなんだよろしくお願ひいたします。
2:09:18	はい、二本木西原でございます承知いたしました。
2:09:24	規制庁コサクですちょっとあの話また戻っちゃって申し訳ないんですけ ど。
2:09:30	工程室だったり、その閉じ込めの関係で、国井。
2:09:36	主要とかの要求ないんですけどって言われてたんですがグローボックス だと、漏れ率とカーの話をされてた人を持って、それって一室も同じ じゃねえかって思うんですけど。
2:09:50	そこはどういう整理なんでしょうか。
2:10:08	はい、日本ギリシャでございます。グローボックスはもともと、
2:10:15	何て言いました支持構造物って学校とパネルの組み合わせでなってい て、あとはインディクっていうのも、設計上考慮した上で、負圧維持管 理をしますよと。その中で、
2:10:29	もともとの構造でインリークがあるということで、漏れ率も含めて、技 術基準との関係も含めて、評価をして、設計上要求を満足してるかどう かを、
2:10:40	確認をしていきますというのが、グローボックス側だと思ってまし た。一方、そこも同じように確かに漏れ率を考えながらもグローボッ クスと換気設備の関係で、負圧が維持できることっていうのは排風機の 風量とか、
2:10:56	体積との関係で説明をしていくんだと。
2:10:59	一方工程室も同じように不破通になりますかと。
2:11:05	いう説明をするんだっけ。
2:11:08	なった場合に、建物の壁はにクモク園田で、壁がちゃんとしてればいい ってことぐらいしかもともとなかった気がするのでそれで
2:11:19	建物の耐震計算でも閉じ込め機能との関係工程室の壁が、2000 マイクロ との関係で、許容値を満足していればみたいな話だけが、
2:11:30	上を整理をさせていただいたと思っております。
2:11:33	あと扉についても 2000 マイクロに収まっている壁に対して扉が脱落し なければ、必要なその扉としての機能があるので、そこはいわゆる一つ の空間として、構造体が成立してると。

2:11:47	というようなことが、もともとの整理かだと思ってたんですけどそこには、わゆるエンディングがどうかもありリリースがどうかってところは、なかったかなって一方、
2:11:57	勤怠みたいな機密性というものを要求する場合は、以前、気密性って何やのってやりとりありましたけども耐震側で、そこでは、
2:12:08	気密性返してるインディクとの関係で灰吹の容量とを、
2:12:13	必要な気密性が確保できるという説明をするということの関係だったと思ってました。
2:12:26	規制庁コサクです。
2:12:31	その時には何となく整理がついてたかのように感じたんですけど、先ほどの話負圧維持という話になると、
2:12:41	結局、その会計とNorth足し引きみたいなことで、支店は同じようになり、
2:12:53	いや、
2:12:54	崩れなきゃいいんですけどって言わ0。
2:12:57	でも本当ですかと。
2:12:59	いう気がしてしまうんですけど変な開口があっては困って、
2:13:06	ある程度その貫通部措置なんかもするんでしょうし、
2:13:14	何つうんすかね、漏れ率というのかどうかはちょっと。
2:13:17	置いときますけど、何か考えがないとおかしいような気がするんですけど。
2:13:44	はい。二本木イシハラでございます。すみません私も頭の整理をさせていただかないとちょっと追いついてないです。
2:13:52	実際、負圧っていうのを考える時には単純にある空間として体積を見るだけだという計算でしかなかったと思ってたので、
2:14:02	それで説明をするんだと思っていたところもあるので、そこに気密性と同じようにインリークみたいなものを話をしないといけないとすると、ちょっと根本的に、
2:14:13	整理が変わってしまうんだというところと、あとは貫通部みたいなものは当然貫通部の措置っていうのは、火災だったりいろんな遮へいだったりの考慮を含めた上で、
2:14:23	その必要に応じたそれぞれの貫通部の処置がされるというのが、各それぞれの条文で展開をされていくもんだと、いうことでそれぞれそういうスキームで整理をされていくということで頭を整理してたので、
2:14:38	ちょっと今のコサクさんが言われたことだとすると、ちょっと今の整理を、

2:14:42	まず、本当にそれ、
2:14:45	が正しかったのかを立ち返ってもう一度整理をしないといかんところなので、
2:14:50	ちょっと頭の整理をさせてください。現状でちょっとすみませんあたし頭が追いつかなかったですね今。はい。すいません。
2:14:58	規制庁、上出です。
2:15:01	前耐震の耐震建物さん中で話をしたときに、要はそういう閉じ込め機能ってものをどう考えるのかって、何をもって担保するのかっていうのは、
2:15:13	そちらの宿題にまだなっていたことを持っていて、
2:15:19	昨日ですかね一応3、耐震建物30の資料は出てきてますが、何か、
2:15:27	あんまりそこを聞きたい話がまだ開けてなくてっていう状況で、結局、動的閉じ込めっていうのも採用している
2:15:37	当初は、当時は特にセルってところで話を進めてましたけど、工程質問に言ったような、
2:15:45	もんで、
2:15:47	どうやってこうと次動的閉じ込めっていう時に何を担保すればいいのかっていうところをまず明確にしてくださいねっていうところだと思うんですけどその辺って今、どういう整理の状況です。
2:16:26	遊技者少々お待ちください。
2:16:43	日本原燃石原でございます。そういう意味では、先ほど私が閉じ込めに対して、工程室なりにどういう要求をしますかっていうときに、
2:16:55	構造健全性が維持されていることで、要求事項を見るんだという話をしたのが、その考え方がそのままだと思っています
2:17:07	今の建物例えば工程室でいけば2000マイクロクリアできるということをもって、閉じ込めとしての要求としては十分満足できるということ、動的閉じ込め云々よりも下壁としてそういうことだと。
2:17:20	ということで、動的閉じ込めとの関係であんまり要求がそれぞれ、
2:17:26	臨港があまりされてないとかしてなかったというところでした。以上です。
2:17:32	藤規制庁カミデです。
2:17:36	要は、
2:17:38	壁で多少ひび割れはいってもう別に閉じ込め、施設全体としてとか、工程室全体としてのその閉じ込めっていうのは、

2:17:49	維持できますよっていうのは、感覚的にはわかりつつ、なんでっていうところをちゃんとして欲しくて、前提にはやっぱりこれぐらいの不良で引いてるんで、そんな
2:18:01	多少ですねひび割れがあるとか、もともと開口が、
2:18:06	あっても、容量だったり、風速だったりそういう設計があるから、こんなもんでいいんだっていう考えなんじゃないかなと思いますけど。
2:18:16	それとは何か、やっぱり切り離して説明したいってことですか。
2:18:23	はい。与儀石田でございますさきまず、
2:18:28	最初の話とも草間鷲尾切り分けて整理をさしていただくとすると、
2:18:34	まず牧草工程室の負圧の話であってさっき途中で止まってしまったのは、
2:18:42	もともとグローブボックスが第1バウンダリグローブボックスの中で負圧を維持して閉じ込めるとというのが一義的には設計上の担保ですと、工程室はといったときには工程数はグローブボックスが毎日燃えたときにそのところで粉末が滞留して、勝手に自然対流で落ちていくので、
2:19:01	そのある種壁としてそこにいてくれればいいという意味で工程室も、ペースト壁と壁床天井等、工程室廃系のダクトまでが、
2:19:10	安重で排風機を安重にしていってというのが許可の時の整理です。そういう意味で負圧までっていうと、あとはさっきの十条との話で、負圧維持すると言ってることとの関係で、
2:19:23	負圧が維持できてること閉じ込め側としては多分負圧が維持できるという説明をしなきゃいけないと。
2:19:28	一方安重の整理という意味でいくと、粉末がそこにいけば、勝手に滞留して止まって、落ちて下に、を加工していくので、そこは上にばらまかれるわけではないということも含めて
2:19:41	挙動を含めてか、ダクトまで頑丈になっているという整理との関係で壁とか、ダクトに対してどういうことを期待しますかっていうところの説明なのかなと。
2:19:52	思っていましたそういう意味で、
2:19:54	ちょっとMOX側の整理をどう、どうしようかなんてもう一度ちょっと頭の整理をさせていただければと思ってました。以上です。
2:20:02	あと、規制庁カミデです。そういう意味だと、今ダクトまで聞き終えましたけど、フィルターまでってことですね。そうですね。
2:20:12	要はフィルタ安重にしておけば、
2:20:17	排風機みたいなもので、常時引かなくても、そもそも、

2:20:24	ドラフト力もあんまりないから、外には出ていきませんよと、一方で最初の場合は、水素掃気とか、そういうものがあるので引っ張る力も大事だってそういう差分があるってことですかね。
2:20:39	はい。表現イシハラでございますもともとの安重の決め方も含めて考えるとそういう差分があると思います。はい。
2:20:48	はい。成長紙ですね。うん。ちょっとナースは言いますと全部最初とMOXでいうと
2:20:59	最初のセルと鋼鉄真鍋で考えない方が何かよさそうな感じはしますね。そう。
2:21:05	感じ。
2:21:08	はい、乳井西田でございますはいちょっと中に持つての方の共同であったり特徴考えると、必ずしもイコールではないかなと思ってました。以上です。
2:21:24	規制庁コサクです安重なのか非安重なのかっていう古藤当間条文の対応なのかっていうのも、
2:21:33	ヒアでも条文の対応っていうことにもなるんでしょうし、
2:21:36	あと五つ安全避難所でグレーテッドアプローチ記載の程度を変えるっていうことも考え得るとは思うので、そのあたりも念頭に置きつつ、
2:21:49	整理をしていただければと思います。で、
2:21:52	どちらにせよ、ある程度の開口程度、
2:21:58	内藤負圧は維持できないのは事実としてあって、
2:22:04	その程度感が一特段そのす。
2:22:07	明示的に言わなきゃいけないものなのかどうかということで、通常のそれなりの気密性を気密性って言わない方がいいのかもしれないですけど、
2:22:18	建屋の設計をしていけば、
2:22:23	十分、
2:22:24	排気系で負圧がつかれると。
2:22:28	いう古藤が実態としてやられてることなのかなあと考えてですね、それがその換気率云々というようなところ、
2:22:38	排気系の設計をしてれば、実際として負圧になるということなのかもしれないんですけど、
2:22:46	下少なくとも、換気系の設定根拠としてそのあたりを説明してもらわなきゃいけないし、その説明の内容に応じた、
2:22:56	建屋、工程室、
2:22:59	部屋と、

2:23:00	ということでの説明ができるように、整理をしていってください。よろしくをお願いします。
2:23:10	はい。日本原燃石原でございますはい。おっしゃってたことは理解をしましたすいません。負圧を維持するという説明、関係の説明の中で、建屋とか、工程室といったもの構築物を作る時の、
2:23:24	いわゆる気密機密とかインディクとかに対して、特別要求を課すことがありますか、どうですかっていうところがまず前提にあると思ってまして、それはありませんと、普通につくれば、Sクラスなりなんなりとして普通に構築物を作ることによって、
2:23:40	扉を、大きな開口を作らないとかですねそういったことを前提に作っていく建物があれば、あとは換気設備をそこにつけて、その風量を、体積との関係で風量を確保すれば、
2:23:53	負圧は維持できるんですっていうことかなと思いますそういうところの整理をちゃんとさせていただいて、一つ一つの物の言い方をどうするかというところの整理かと思えます。以上です。
2:24:28	それで今は、
2:24:32	あれ、音声が終わったりしました。
2:24:35	規制庁吉見です。失礼しました。
2:24:37	回答共通 08 で規制庁側から確認ございましたらお願いします。
2:24:44	場所はあった。
2:24:49	岡さんか長かですね。
2:24:50	はい。
2:24:51	その第 1 回申請関係で少し記載。
2:24:55	のところを確認させていただきたいんですが、まず、
2:24:58	念のための確認にはなるんですが、35 ページの 21 条汚染防止、
2:25:05	のところのNOファンの建屋は参画してきていて、民間から、新規制基準に対して要求連行なしで節減小もなしで、
2:25:17	今回、記載の適正化を行った条文ということで、
2:25:24	今回は三角というふうにしてきていると。
2:25:27	こういう
2:25:30	他の条文要求が、
2:25:34	あってその時ついでに、記載の適正化をしたようなものは全部三角をつけてると、そういう理解でまずよろしいでしょうか。
2:25:45	はい。与儀列車でございます。はい。そういうことになってますはい。
2:25:51	全体的にそういう共通的な考えで整理をさせていただきました。それを、

2:25:57	もともとは共通どっかで書いた気がするんですけど、ちょっともう一度、整理は要るかもしれませんが考え方としては今説明された通りでございます。
2:26:06	はい、規制庁かです。その上でですね。
2:26:09	その 21 条と 20
2:26:12	基本設計方針のところか、
2:26:15	今 21 条はバーになっていて、
2:26:17	22 条は、今回丸尾。
2:26:20	つけてきていて、
2:26:21	これらはいずれも、既認可から要求変更のない基本社協方針は記載の適正化の
2:26:29	範疇だった。
2:26:30	いう話なので、
2:26:32	普通の判例から考えたり先ほどの考えから基づくと、三角が、
2:26:38	両分ともつくのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。
2:26:44	はい。日本原燃車でございますがこれ遮へいの
2:26:50	構造体というか材質を変えたとかも含めて 22 条は 0 にしていたと思ってました。
2:26:58	21 のそういった財政変更も含めて全然影響がないので、方針として、適正化をさせていただいたということで三角ということで整理していた記憶をしています。以上です。
2:27:11	はい、衛藤岡です。その上で、
2:27:16	基本設計方針は、あくまで要求変更があったかどうか。
2:27:21	君カー 2 の要求に基づいて作っているかどうかという考え方に基づくと、
2:27:28	設備変更があったかどうかではなくて、要求が変更になってないのであれば、そこは三角なんじゃないですかという。
2:27:38	ことなんですが、
2:27:39	はい、弓削西田でございます。そういうことをクリアするために、共通 010203 を作らせていただいたと思ってまして、
2:27:49	要求事項に変更があったかないかというスタンスと、あとは設計自体に変更があったかどうか、この復旧面で丸三角の使い分けをしようということで、
2:27:59	共通シリーズの 1 から 3 までを、事実関係の整理として使わせていただければと思いました。

2:28:06	規制庁保坂です。ちょっと
2:28:09	今やりとりの中でずれがあるかなと思っててクリアにしたいんですけど、要求事項に変更があったかどうかというの、基準だけじゃなくて、原燃の設計方針としての要求事項っていうことで言われ、
2:28:23	他のかなと思って聞いてたんですけど岡山違います。
2:28:26	はい。規制庁岡ですすみません。よろしくてそういうことで、原燃の基本設計方針は、今回、申請書の中で変更なしとなっているのに、
2:28:37	ここが0になると、何か変更があったのかなっていうことになる。
2:28:42	ので、伺っています。
2:28:57	規制庁コサクです。石原さん意味わかりました私がイシハラさんの
2:29:02	話で気になったのは、基準要求は変わってないんだけど、原燃の中で設計方針を何か変えた、或いは、基本なんだろうか。
2:29:13	基本設計方針で対処方針を少し、
2:29:18	変更したというようなことがあれば、
2:29:21	それは確か0になるん。
2:29:25	基準要求は変わってないけど0になるんでしょうし、変更事項として審査をするということになるんだと思いますけど、そうではなくて、淡々と従来の基本設計方針でやる。
2:29:35	その方針の中での具体的な設備の仕様の変更はありますと。
2:29:41	というようなことについては、先ほどのオオオカの話だと、方針の方は変更なしの三角だけど、設備の方では、変更ありで0になると。
2:29:52	ということなのかなというところでしたけど、原燃の理解はどういうふうになってますか。
2:30:08	あれ。
2:30:09	日本原燃石田でございますすみません私が十分理解できてないかもしれないです右下35ページの遮へいの22条を、の、
2:30:22	第1項第2項のところ、燃料加工建屋遮へいとかで丸がついている。これは、
2:30:30	考え方は、同じ共通08の、右下14ページで言っている第22条で、資料表の記載が変わりますっていうのもあるという意味で書いてました。
2:30:44	大川さん言われたのはその下ですかね偽装基本設計方針共通のところ、丸がついてるのが何なのかって意味ですかね。
2:30:52	正当化です設備変更と要求変更は、別のこととして、
2:31:01	今回、要求は変更ないつまりせえっと、すみませんコサクです。ごめんなさい。まず端的に、石原さんの言われた
2:31:12	施設共通基本設計方針のところを0に変えているのはなぜですか。

2:31:30	日本原燃石田でございますここはすいません私が先に説明すればです。変更ない場合はここで言っているもともとの右下 14 ページで言う、要求事項に変更ありませんのグループの場合は、
2:31:45	三角でないと話がおかしいかなと思っていただき、そこが違うっていうことですかねっていうのを聞きました。すいません。はい。
2:31:54	規制庁コサクです。ここは、その意味だと、本当は三角だったのですけどっていうことなのか。
2:32:02	事実関係をまず説明いただけますか。
2:32:05	はい。事実関係としてここ三角でないといけないと思ってたところ、0としてしまったので、実際としては三角に書き直したかったところでした。以上です。
2:32:15	はい。
2:32:16	10 日ですと 21 条も同じ考え方だと。
2:32:21	大上井川です。
2:32:29	日本原燃石田でございます。21 条は建屋全部で、その汚染の防止に関して受けていたので、共通として何か丸付けを整理してたものがなかったので%にしてたと思ってましたが、
2:32:44	はい、伊勢規制庁からですねやっぱり同じ論理で、
2:32:49	今回閉じ込め時、汚染防止の
2:32:53	ところ、000 見て、
2:32:56	基本設計方針から、
2:32:58	この
2:32:59	見直しましたが、完全に記載の適正化の範疇で見直したということで、
2:33:07	部分は関連条文として三角が、
2:33:10	つくのではないかと先ほどの
2:33:14	汚染防止の建屋に対する措置と同じで、
2:33:18	何の要求変更もないんだけど、
2:33:20	はい、とか関連条文として確認し対応しました。
2:33:25	ということで三角んじゃないかなという
2:33:28	認識なんですけど、そこはいかがですか。
2:33:31	すみません、もうだんだん、ちょっとどこの対象に参画と言ってるのか、だんだんちょっと話を聞いててよくわかんなかったんですけど 21 条の、
2:33:42	建屋は今三角ついてますよね。

2:33:45	社長からその基本設計方針の話はずっとしています。基本設計方針というのは、施設共通の基本設計方針のところに同じように三角がつくんじゃないのかということですか。
2:33:55	はい。
2:34:02	日本原燃瀬谷でございます。施設共通基本設計方針っていうのが、いわゆる、
2:34:09	いろんな設備に共通的にその基本設計方針って言ったようなことを展開しないといけなくて全部に単純に丸を打つとよくわからなくなるのでということで、
2:34:20	そういったものを合わせて、この中で
2:34:24	全体に係る方針ですよということで、丸をつけてますんでこれは別紙の中でも、
2:34:32	設備分類だった課題、それぞれの開示で、施設共通設計方針ですよということを書いた上で基本設計方針とひもづけをさせていただきました。
2:34:42	21条、我々も当然見ますけど21条のところに、別紙2施設共通設計基本設計方針という分類を書いているものがないので、今、バーになると。
2:34:55	ということだと思ってます。はい。
2:34:59	はい。規制庁勝です。その整理を、
2:35:03	遮へい搭載があることが違和感があって、いずれの条文も、結局は、
2:35:10	認可から、基本設計の方針が変わってませんが、今回設備のことに關して確認したときに、ついでに、基本設計方針を記載の適正化の範疇で、
2:35:21	修正しました、確認しましたっていう。
2:35:25	条文、いずれも同じ業者教授に関しては同じフェーズの条文だと思っているので、そこら辺の認識は、
2:35:34	いかがでしょうか。
2:35:36	はい、日本西田でございます。この施設共通基本設計方針という書いてあるものが基本設計方針全体の、いわゆる話をしているものではないというのがまず前提で、
2:35:48	話をし、整理しましたので、今一番のところの燃料加工建屋の21条同第1項で三角がついている、これで、汚染防止に関する基本設計方針の展開を全部この中で読みますと、

2:36:03	いう整理になってます。施設共通の市基本設計方針の分類として、されるものがないということなので別紙2とのリンクを取ってやってたんですけど、多分、
2:36:14	この話をしている、多分、
2:36:17	なんて剃っかみ合わないままで終わりそうなので、今岡さんが言われているのは、基本設計方針の全体の枠組みとしてこの一番最後の欄を使っていると思われて、
2:36:29	三角がつくんじゃないのかと言われてる思うんですけど、それが今我々のせいと違うところが、ちょっとどうやって是正しようかなと思ってる所でした。
2:36:40	多分、かみ合わない部分もあるということでちょっとこちらで整理をさせてください。今、21条は、施設共通基本設計方針という分類額を持ち込んでいなくて一番のところに全部読ませてますが、
2:36:54	今の三角の意味なんですけど、そうではなくて、基本設計方針全体として、
2:37:00	整理をしたときに、規制課の範疇なのか、変更があったのかというのを、一番最後の項目で読ますんじゃないですかっていうのが、おそらく、
2:37:09	衛藤岡さんが言われていることかなと思ってますけどそれで合ってます。
2:37:13	はい。規制庁、
2:37:15	後者の時期で、伺ってましたので、
2:37:18	はい、その辺がわかるようにという
2:37:21	ことでまずはお願い
2:37:24	すいません。規制庁登坂です。見解の相違をこちらで言う通りにしろっていうふうな感じgになっちゃってるので、ちょっと悪いなどは思いつつですね。
2:37:36	一応それを仲介するような形でお聞きしますけど。
2:37:43	何ですかね、なんで上だけで表現できると思えるのかって、施設共通の基本設計方針はないんですっていう
2:37:52	能は何でなのか。
2:37:55	ていうのがよくわかんなかったんですけど、
2:38:00	はい、日鷄連社でございます。ちょっとだけお待ちください。
2:38:47	面白い。
2:38:48	具体的な設計っていう、
2:38:55	そういう仕様、
2:39:06	日本原燃石原でございます。

2:39:12	閉じ込めの 00022、41 ページに基本設計方針、項目としては汚染防止のところは参考項目があって、
2:39:24	今それぞれの設計方針として汚染防止をして、
2:39:29	対象物を、
2:39:33	燃料加工建屋と、
2:39:38	一部、
2:39:39	どうですかね。
2:39:41	違うのは三つじゃないんだ、汚染防止は最後の 1 個だけ。
2:39:46	一番最後に 4.2 って書いてあるところの項目が 1 個だけでこれを展開をしていくということなのでこの基本設計方針の対象は、
2:39:56	燃料加工建屋堂々というのが、
2:40:00	明らか、対象物が明らかなのでこれを、
2:40:04	他の条文でのやっている施設設計共通設計方針としての分類額を持ち込んでいないだけで、おっしゃっていますが、規制庁コサクごめんなさい。
2:40:17	その考え自体がおかしいと思ってて、
2:40:20	条文はその他の部分であってとって、人が、
2:40:25	さ悪い恐れのあるところはすべて対象になっているので、機器も含んでるんだと思うんですけどいかがですか。
2:40:46	本江西原でございます。もともとすいませんそれだと我々の整理が間違ってるかもしれません。対象あくまで建物だったり構築物の話をしているものだと思って、この整理をしました。
2:41:04	もともと加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床、その他の部分で今コサク間、その他の部分で行き来が入るってことですかね。
2:41:15	はい。
2:41:29	それであると我々の呼び方がずっと間違っただけで今まで 20 日 21 条の説明をしてたことになりますね。頻繁に出入りする建物内部のにかかるのが、
2:41:40	壁床その他の部分という説明だと思ってて、呼んでました。すいませんあの建物内部のは別にいいんですけど、建物内部に機器もありますよね。
2:41:56	建物であってとは書いてないですよ。
2:42:04	実態としては機器で除染がしにくいようなものを持ち込むわけもないと思いますし、それを除去できないような設置の仕方をするものもないと思いますけど、

2:42:21	建物と一体化するような機器で動かしようがないというところで除染がきかないようなものが設置されたらそれは困りませんか。
2:42:35	日本原燃世良でございます。おっしゃっていただいていることは理解をします。機器だって当然何か汚染があったときに除染ができるという構造でないと、
2:42:45	結局は管理区域の中の汚染がどんどん溜まっていくだけで、何の管理もできないって話になりますので当然そういうことができるような構造であることというのが、
2:42:55	議事課で考えているものだと思います。はい。
2:42:58	はい。事実としてそうだと思いますということです。はい。コサクです。なので、あまりね打たなくても実態としてはそうなってるものだと思うんですけど、条文としては変に限定をしたものじゃないと思ってます。
2:43:11	そうすると、変にこれに限定されるので共通の方針としては書けませんということじゃなくて、これこそ共通として書いておいて、
2:43:21	これに反するような設計になってないよねっていうのは全体として見るということじゃないかなと思いますけど。
2:43:33	すいません日本原燃谷口ですちょっとだけ。
2:43:37	気になったので、あのですね発電炉の技術基準にも、同じその放射性物質による汚染の防止ってあって、今おっしゃられてる、
2:43:49	建物の内部の壁というかその他の放射性物質により汚染される恐れがある部分であってっていうのが、
2:43:57	発電炉側の技術基準にもあるんですけど、
2:44:00	そこ解釈の中を見るとですね。
2:44:05	人が、
2:44:06	妊婦、管理区域内で人が頻繁に出入りする場所の床面、壁面、手すり、足豪遊。
2:44:14	ていうふうに書いてあって、実はここには機器が入ってないように見えるんです。
2:44:20	なんで、ちょっとそれでいくと、別に本当に日本の中、あ、すみません、井内野坂です。今野でもハセガワあるじゃねえかと。
2:44:30	ということなんですけど、結局はさわるような場所っていうのは、ちゃんとしましよっかねということなんですよ。
2:44:38	私機器と言いましたけど、
2:44:41	全般に着物が除去すりゃいいじゃねえかっていうことだと思うのであまり明示しないっていうだけで、

2:44:47	全般的に申し上げておきますけど、解釈で書いてあるのは限定をしてるわけではなくて、例示でしかないですから、それだけでいいんだと思わないほうがいいですよ。
2:45:02	はい、わかりました。
2:45:08	規制庁コサクですので、誤解をされないために言っときますけど、全部の機器で助成云々ということを全部事細かく設工認で書けと言ってるつもりはなくて、
2:45:19	全体に係る方針だというふうな理解をしてくださってただそれだけです。
2:45:26	はい、宮城西浦でございます。はい。今の件承知いたしました。他でも同じように、あるかどうかちょっと見直さないともともとの考え方が今のだともうおかしいということになるので、ちょっと
2:45:38	整理をさせてください。はい。
2:45:42	続いてオオオカです市一井、それぞれの 00-02 の別紙 1 で、基本設計方針を記載の適正化しているものは、今回の
2:45:53	4、
2:45:55	要求に合わせて、関連してる唐木はい。
2:46:00	基本設計方針まで含め、した記載の適正化したものがここ。
2:46:05	で、全体を見るっていうような認識で、今まで見てきていたので、
2:46:12	あまり変わっ違いはないような気がしてというのは、とりあえずはい、日本ギリシャで少しあったようなことも十分理解しつつ我々の別紙 2 としての表記の仕方とか今まで整理してきたことのちょっと全体の周知も含めて、
2:46:28	直さないといけないので、そういう意味で、他も含めて、
2:46:33	整理をさせてくださいということで今、
2:46:35	見直しをというのを言いました。はい。
2:46:38	はい。室長補佐ですはい、わかりましたあまり大事ととらえるような、
2:46:46	あと、関連してというか遮へいの、その同じページの 22 条の、
2:46:53	ナンバーを振られてる遮へい蓋で、遮へいの中で三角は、
2:46:59	会社へぶたは、設備変更しているので 0 になるんじゃないかと思ったんですが、評価もしているので、ここ何で三角になってるんでしょう。
2:47:15	はい。与儀イシハラでございます。遮へいぶた自体は、どう、どう説明するかですけど、
2:47:24	減った方でコンクリートになったって話なので遮へい物として残ってるもの自体は変更がありませんということで三角にしています。どこまでこの丸三角を、

2:47:34	何ですかね読めるようにするか。
2:47:38	だと思います三角になってるものが、今の3番のマルに入ってるっていう、整理になるので、その辺の関係だと思ってます。以上です。
2:47:50	鶴岡です。
2:47:52	なんかも、材質変えて
2:47:56	違いは表れてるのかもしれないんですけど、
2:47:59	何か今回全部評価し直してそこの担保を取ったっていう観点では、変更対象条文になったのかなと思っていたので、
2:48:09	ちょっと違和感があったまでつつ、
2:48:15	日本エリアでございます。今は0ではないかっていうか0にしろということですかね。いえ、その辺が説明がなかったという認識なので、どっかで説明していただけたらいいんですけど。
2:48:30	今回汚染防止と遮へいはあんまりそういうその0度、三角の区分けが説明されてなかったので、少しどっかで説明してくださいという。
2:48:39	ことでした。以上です。
2:48:46	はい、与儀西原でございます。承知いたしました。
2:48:54	規制庁上手です。ちょっとな、長丁場になってあれなんですけど、なるべく簡単にしたいと思いますけど。
2:49:02	35ページの30条で燃料加工建屋のところで、
2:49:07	二重括弧で0ってなってて、
2:49:10	何かっていうと、30、
2:49:16	2ページですかね。
2:49:18	表で見ると、地震を要因とする重大事項を史実で燃料加工建屋って何か、すごい限定的な何か考え方があるんですけど、
2:49:28	これって、
2:49:29	何でこういう整理にしたのか説明してもらっていいですか。
2:49:40	はい。乳井の石原でございます。何か説明すること後ことごとくあの考え方が違うと言われちゃうんで何かこれも間違ってる気がしてきたんですけど。
2:49:51	この重大事故と対象設備は設備の話をしているのでここには建屋は入らないという整理をしましたので、年、重大事故等対象施設には、
2:50:01	燃料加工建屋が含まれますが設備という消防になると、対象に入っていない。かつ、こいつは一気にSSに持たなきゃいけない設備の、
2:50:11	指示をする側だということで、0と違う整理をして、二重括弧で丸をつけました。以上です。
2:50:21	規制庁カミデです。

2:50:24	対象設備そのものではなくて間接支持構造物だから、記号の振り方違うんですってのはそれはわかります。で、
2:50:33	トウソウ。それでただ分けるんだけど、1.2 S s の話をませこまず込む必要が、その場合なくなってきた、
2:50:44	設備か建屋かだけでいいしと。
2:50:47	いう古藤です。で、一方で、1.2 S s かどうかっていうのを、
2:50:53	共通、35 ページ以降の表で表現したいっていうのであれば、またそれはそれで、※書きなり注意書きっていうことなんだと思いますけど、
2:51:05	まず何を示したいのかっていうこと。
2:51:08	とあとはどう表記しますかっていうことなんですけどいかがですか。
2:51:15	すいません日本原燃石田でございます。まず要求からいくと、建屋が 26 条でしたかねに丸がついているのは S s に対してこれはね、
2:51:28	常設ん。
2:51:32	耐震重要重大事故等対処施設日を終了するとか
2:51:38	設置する建屋の中重大事故と対象施設か。
2:51:42	に対する要求ということでこれは純粋に建屋として丸がつくからマルだと言って書きました。
2:51:48	30 条というのはね、重大事故等対象設備に対する要求なので、ここを純粋に行くと、建屋は入らないとっていて、そこが、重大事故等対処設備を設置する側としての要求が入るのが 1.2 S s が、
2:52:05	そこに対して入ってくるのでここで、二重括弧でさ、丸をつけたというのがもともと考えていたことです。以上です。
2:52:15	と規制庁カミデです。何となく考え方はわかってきて
2:52:24	さっき言ったイメージだと設備じゃない設備と建屋同じ記号日数の起こし 30 条において、
2:52:31	何で記号を分けましたと言って記号分けるんだけど、実際さ、基本的な 30 状態を 1.2 S s を除いた場合の、
2:52:44	30 条対応の
2:52:47	S A 設備を設置する建屋っていう意味だともうすでに 26 条の 27 条があってそっちに丸がついてるから、別にマルつける必要はない。
2:52:57	そうなってくると 30 所で何を、
2:53:02	示したいかっていうとこれなんで対象になってるかっていうと 1.2 S s
2:53:08	を対象となるものでかつ、設備ではなくてその支持構造物っていうことで、
2:53:17	ここの特別な記号が出てきたんだと。
2:53:22	話の流れとしてはそんな感じなんですね。

2:53:26	はい。その通りでございます。日本原燃石原でございますはい。
2:53:32	はい。わかりましたが、
2:53:36	乗っかりますと5、
2:53:41	わかりましたが、
2:53:43	あれですよ 32 ページの 20、
2:53:49	括弧までの考え方のところで、この地震と要因、地震を要因とするって いうところを別に、
2:53:57	消しちゃっても、
2:53:59	よく良くてって同じ意味ってことですよ。
2:54:04	はい。二本木西田でございます。はい。
2:54:07	単純に、
2:54:09	③各バーは、
2:54:12	設備です。こっちの方は、建屋ですって言ってで、
2:54:17	それが 1.2 S 値って見せてあるしっていうだけの話だから、凡例として、 余計なことがちょっと入っちゃったとかって感じだと思うので、そこだけ 適正化かと思えますけど、どうですか。
2:54:31	はい。弓削西田でございますはい。
2:54:34	適正化させていただきます。はい。
2:54:37	はい。
2:54:40	第 1 回っていうところでは、
2:54:46	規制庁コサクです今言われたやつはもう、実は私も確認したかったところ で、盾あって、重大事故等対処設備に入るか入らないとかっていう、 ちょっと曖昧なところが、
2:54:58	我々の中でもですね、整理の中で曖昧だったものをはっきりしなきゃな というところだったのでちょうど話がきつつ聞けたので、
2:55:09	よかったかなと思います。
2:55:13	ちなみにその点だと大枠のその支持構造物っていうところはそうですけ ど工程室、能壁云々っていうのも、
2:55:22	設備としてはなくて、
2:55:25	ある意味何ですかね閉じ込めとしてどう、どこまでっていうところ でいうと、設備に入るのか入らないのか、どう整理してますか。
2:55:38	はい、宮城西田でございます。はい。おっしゃっていただいたように工 程数の壁がいることを前提にいろいろ事故のシナリオも組んでます。た だもう、

2:55:49	特段そこを設備としてエントリーするよりは、燃料加工建屋の一部として今等二重括弧の中で全部読ませているという、代替的なことをしている。
2:56:01	です。
2:56:02	古作です別に代替不適だと思っていなくて、
2:56:06	というのも、特段拡散を防止するのに負圧を維持するとかっていうようなことをS Aでやってるわけではないので、単純に、
2:56:16	区画と区画というところもあれですね、
2:56:21	散逸防止のためにどうするかといったときに、もしそこに書かなければ、養生なり何なりするんでしょうし、適宜対応できるんだと思いますから設備登録はしないと。
2:56:35	いうところで理解をしました。
2:56:56	今、
2:56:58	清。
2:57:01	都築オオハシですけれども、関連してちょっと確認。
2:57:06	したいと思います。
2:57:08	衛藤。
2:57:19	うん。
2:57:20	うん。
2:57:25	今の方で、
2:57:29	1回目の申請範囲継続で申請で添付する書類とかがいっぱいあるんですけども、これ、この30条のところのところ、配置図がこの丸になっている。
2:57:42	ということで、その辺の理由を聞きたいんですけども先ほど話して建屋は
2:57:49	町としてはないというような話なんですけれども、ここら辺がその三行上のところ0にした場合っていうところ0にしたその理由っていうのをちょっと説明いただけますでしょうか。
2:58:04	二本木西原ですし、ちょっとお待ちください今何ページっておっしゃいました。やっぱ96ですよ。
2:58:09	96、はいちょっとお待ちください。
2:58:41	はい。日本原燃車でございます。大変失礼いたしましたこれバーですね明らかに。
2:58:47	あれ、誰もいないです。はい。すいません。
2:58:51	ちゅうて、

2:58:58	古作ですこれが工程室なのかなと思って勝手に思ったんですけどそうじゃないんですねわかりました。はい。
2:59:05	すいません続けてちょっと他のところで、質問を確認をしたいと思います。33 ページお願いします。
2:59:16	33 ページの 37 条の、
2:59:20	関心測定設備の方の場所なんですけれども、このところ 0 と、括弧 0 の記載の考え方こちら基本的に
2:59:32	結果こうなりましたってことでの考え方があまり書いてないんでちょっと確認なんですけれども、
2:59:41	丸のところ、二つ、三つ目の方に関係者、三つ目のポツに関係してんですけれども、
2:59:50	可搬型環境モニタリング用発電機っていうのが後ろにあって発電機の関係なんですけど、それが今回 0 として整理して、括弧 0 の方見るとその運搬車っていうものをこの括弧まで、
3:00:04	今整理してるんですけれども、この辺のその整理の考え方っていうのはどうなんでしょうか何か。
3:00:11	あるですよ。
3:00:14	電源車の方は 0 としてても、
3:00:17	運搬車の方は固定を運搬して、監視測定用運搬車知らずの括弧 0 みたいで、
3:00:24	整備の考え方はちょっと説明いただけますでしょうか。
3:00:29	日本イシハラでございます。今のは、丸三角バーのところに代替電源設備と書いていて、その運搬車、
3:00:39	とプレーヤー運搬する。
3:00:41	監視測定運搬車は、二重マル。二重括弧の丸になってるってこの麻生です。
3:00:48	差、差をつけてるのは、理由はどういう考えですかってことですかね。ああ、そう。
3:00:54	はい。評議員の石田でございます 37 条第 1 項に、を満足するために直接的に使用するものに関係するものを、
3:01:05	③9 番のところ、対象として清が特に 0 になるんでしょうけど、整理をしました。その支援計を今 23 各 D0 にしています。
3:01:17	これどちらかというと、共通的な 30 条の対応として、全般的に SA 設備を支援するために必要な設備を対応対象として丸を付けるのでそれとの関係での、

3:01:29	23角20括弧埋まるということで整理をしたのが、現状の考え方でございます。以上です。
3:01:40	発電機の方は、割とその直接的に関係してくるけど運搬車というのは、
3:01:47	より間接的だから、
3:01:50	二重括弧の丸にしている。
3:01:53	そういう理解ですか。
3:01:56	はい。日本原燃志田でございますはい。そういうことです。
3:02:02	ちょっと関連する。
3:02:03	もう、37条の一方の③泊側の二つ目のポツのところですけども、
3:02:16	です。
3:02:20	ここで、
3:02:25	あ、すいませんここに関連して、
3:02:29	情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置を入れたとき そうじゃないかというふうに、
3:02:38	んですけれども、もう
3:02:42	83回の方の、
3:02:49	竹谷さん、江藤芦谷間冷蔵装置とか、その情報把握、
3:02:56	情報把握計装の、
3:03:00	伝送系統設備は、田丸もその坂丸本の確保にもついていないというよう な整理なんですけれども、
3:03:07	この辺の、
3:03:09	ちょっと整理の仕方がちょっとわからなかったんですけども、説明い ただけますでしょうか。
3:03:30	日本イシハラでございます。まず、もともと同じような情報把握という 分類であったとしても、37条のよくあくまで監視ですので、その用途に 使うものは当然対象として丸をつけます。
3:03:45	その用途に関係ないものは当然ながら、対象として丸をつけてないとい うことです。名前から読みづらかったりするかもしれませんが今の追 記としてはそういうことです。以上です。
3:04:07	はい。
3:04:08	そう。
3:04:17	規制庁コサクです
3:04:19	最初の方にその節Bの束ね方だったり、名称だったりっていう話をした のと、今の名前でわかりづらいと思うんですけどっていうところは、何 か類似してる。

3:04:30	ところはあるんですがS A設備の場合は、そうは言っても許可のときにこういう整理したじゃないかっていう感じがあるような気がしますけど。
3:04:40	何か考え方があって整理して、
3:04:44	言ったような記憶もあるんですけど、どんな感じなんでしたっけ。
3:04:49	日本原燃石原でございます確かに、情報把握の場合は、いわゆるボックスの温度とかいわゆるプロセス系を連想するものっていうのと、効果みたいな監視系のものを監視とか
3:05:02	周辺環境みたいなものを監視するもののデータ収集みたいなものと、設備を分けて整理をしてたと思いますちょっと最終的に、
3:05:13	ネーミングという時点で、どこまでちょっと考えて整理した場合ですけど用途に応じてそういうことで整理をして、分類をしていたと思ってました。ちょっともう一度、もともと名前だったりをどうつけたかは、
3:05:26	許可の時の整理を見た上で、見てみたいと思いますけどもともとそういう考えだと思ってました。以上です。
3:05:37	大橋ですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、83ページの700、
3:05:46	68のその他、
3:05:48	これが建屋間電灯用無線装置ですけども、こちらが、この丸さんもつかないという話で、あまり関係ないって話があったんですけども、これ、どういう用途、
3:06:00	だから、関係ないということで、
3:06:06	二本木西原でございます。大変申し訳ないです。大橋さんの声がですね、ちっちゃくなったり大きくなったりと、バラバラでして、すみません、ちょっと最後語尾が聞き取れなかったんですいません。
3:06:20	私の場合はよく聞こえないって言われ、
3:06:27	この衛藤。
3:06:30	83ページの、768の
3:06:38	建屋間伝送用無線装置ですけどもこちらは丸の二重括弧までもつかないということで、先ほど
3:06:48	名前から読みにくいけれどもそのまま関係ないんですという話があったと思うんですけども、こちらはどういう用途をもともと何なのかちょっと説明いただきたいんですけれども。だから関係ないってのをちょっと教えて。
3:06:59	説明いただきたいんですけれども。
3:07:02	はい。日本原燃瀬谷でございます。768番建屋下伝送用無線、

3:07:09	うん。
3:07:10	装置。
3:07:12	ですかね。はい。建屋下で確かですね再処理MO X 共用になってますけどこれ、燃料加工建屋から最初の制御建屋 2、
3:07:24	グローブボックスの温度とかいろんなものを確か伝送するための用途のものだったと思ってますので、環境監視系というよりはプロセス系の話だったと思います。以上です。
3:07:40	はい、わかりました。
3:07:43	あと、最後ですけども、80 数、
3:07:48	8、同じ 80 同じく 83 ページの
3:07:51	下の方の、
3:07:57	すいません、ちょっと待ってください。
3:08:05	780 番と加納第 1 保管庫を貯水所、可搬型情報、
3:08:14	え。
3:08:16	上収集装置とかあるんですけどもこちらの確認なんですけれどもこちらから 780 番から 782 番にかけて、
3:08:26	すいません、781 万かな開けて、真水貯水上に関係するものなんですけどこれは 35 条の水供給にはマークはないんですけども、
3:08:38	こちらは何か
3:08:40	通信としての整理してて 35 条には関係がないということなんですかね。
3:08:45	ちょっとその確認です。
3:08:54	はい、日本イシハラでございます。貯水槽と水位をはかる計器、ところまでは、水供給系で整理をしてますんでそういう情報を伝送するとかっていう情報収集みたいなもの。
3:09:08	役割は、水供給じゃなくて、通信連絡をして整理をしていたということです。以上です。
3:09:17	はい。
3:09:19	はい、理解しました。
3:09:21	私から以上です。
3:09:29	じゃ、規制庁カミデです。
3:09:34	まだ共通 08 もいろいろ確認したいところではありつつ、
3:09:39	再開してから結構時間がたったりしていて、時間も 7 時なんですけど、
3:09:45	事業者としてどうしましょう。
3:09:47	休憩 9 やめる、頑張るって三つあると思うんですけど、いかがですか。
3:09:57	明電舎でございます。

3:10:00	共通残ってるのは共通8の残りがあとどのぐらいやりとりがあるかっていうのがちょっとよくわかってないところがあるので、これはそういった共通中の品証関係、このボリューム的に考えたときに、
3:10:17	私1人だったら頑張るっていう選択肢なんですけど、
3:10:22	そうですねここで十分とか休憩入れて、休憩後に再開という形にさせていただきますかね。はい。
3:10:31	どれぐらい。
3:10:32	あと、
3:10:43	もう1時間あるんじゃないかなと。
3:10:45	します。
3:10:47	難しいです。
3:10:48	手かもしれない。
3:10:49	横1時間やっていいのかわちゅう問題がある。
3:10:57	ます。
3:10:58	少し、したも含めてっていう、
3:11:05	時間も時間コサクですけど
3:11:10	時間が結構過ぎていて、先ほどのやりとりでも結構頭がもう、
3:11:17	もうろうとしてるといとか、違上ってきているのかわかりませんが、
3:11:22	こういっか的な議論ができる。
3:11:28	ように、十分とかの、
3:11:30	リフレッシュできんのかなっていうこともあるし、いろいろと整理をしなきゃいけないこともあると思うので、
3:11:37	この後ちょっとプラス聞いといた方がいいところはあるかもしれませんが、
3:11:43	明日でリフレッシュしてやった方がいいかなっていう気もするんですけどいかがですかね。
3:11:57	はい。弓削イシハラでございます。はい。
3:12:02	ありがたい。再質問いただいたと思うんで、明日の午前中も午後もヒアリングもともと予定してましたので、
3:12:11	頭を
3:12:13	一緒にして明日また、はい、午前中からその続きということでもさせていただきますね。以上です。
3:12:22	はい。コサクです。最低限、今日聞いておきたいことってある人。
3:12:28	と言ってもらえれば、
3:12:32	半ぐらいまでに終わりにしましょうかね。
3:12:37	はい。

3:13:07	あ、すみません原子力規制庁セガワです。
3:13:10	すごく気にしたいことがございまして、まず共通 08 の 92 ページのところなんですが、
3:13:23	ちょっと何。
3:13:24	あんまり中身は関係しないんですけど、各条文に関わる添付書類の丸の記載方針ってあって、新しく達した。
3:13:34	構内配置図等とかはここで全部、どれにマルつけるか書いてあるんですが、臨界防止だけなんでここに構造図に丸を付けるって入ってるのかなと思いますし、
3:13:46	きっとどう、何かこう、ここに付いたり教えていただければなと思います。
3:14:01	田尻さんに聞いた。これは別です。はい。岩切石原でございます。そうですね。国道側にも同じようなこと書いてて、ダブってるので、
3:14:14	そうです。気がします。はい。気になって、ちょっと考え方を整理して、記載を適正化させていただきます。はい。
3:14:23	ありがとうございます。
3:14:26	なんですが 96 ページなんですけど、
3:14:31	あ、すみません、規制庁もそれ前のためですけど、この表は添付図面の話は除くと言ってるのに図面のことを書いてるっていうのがおかしいなっていう、
3:14:39	ことと思えばいいですかね。はい。
3:14:42	はい。日本原燃車でございますはい。それが手が滑ったということでしたはい。はい。了解です。
3:14:48	あと、次なんですが 96 ページのところ、
3:14:53	96 ページから 99 ページにすべきなんですが、隣家
3:15:00	各確認用紙の人解剖者第 4 条のところで、構造図に新しくマルがあって行きますこれは寸法の件というのがあったりわかるんですが、
3:15:10	配置図の方で離隔とか体験との、
3:15:14	話で、
3:15:17	配置図って 0 とかどっかにつかないのかなと思ったんですがいかがでしょうか。
3:15:48	二本木西田でございます。今の時点は、委員会でその添付図面として付けるものは、構造として先方とかの話ができればと思ってましたけど、
3:16:01	今のやつで、配置図って言われたのは、複数人との配置とかの話は配置図でってことですかね。で見ないのかなと思ったんですが、そこはちょ

	っと別件でお問い合わせがあったやつで今ですね。確かにこの配置図平面図断面図系統図
3:16:22	とか説明をしているものは、添付図面としてここに書くものが対象で丸付けをしています。一方、今回の第1回でもそうですけど、
3:16:34	遮へいとか、中に図面が入っているものは、添付図面とか別に説明書の中の説明の中身として、
3:16:44	外部衝撃とかもそうですけど、必要な説明が入っているので、この図面はここでのコーナン発以降の図面の0月には含まれていないというのが現状でございます。
3:16:57	そこを明確にしないと説明の抜けが出る気がするので、
3:17:04	ちょっと記号をどうするかは別としていずれかの図面の系統に含まれると思いますので、この図面の中に
3:17:14	添付説明書の中につけるつもりの図面がどのような種類のものがつくのかというのがわかるように記載を拡充させていただこうかなと思ってました。以上です。
3:17:27	委員会はまさしく、その中で、前回の説明書の中に、田井副院長の説明として、図面がついて、その中の、
3:17:37	離隔というか30センチありますとかコンクリートがこの中にありますとかってというのが説明されるという分類です。以上です。わかりました。ありがとうございます。
3:17:47	ありがとうございます。了解しました。あと続きまして16条の貯蔵のところなんですけど、
3:17:55	こちらに
3:17:58	こちらもあれですね、建屋平面図、系統図の単線結線図に丸、丸がついてなくてこちらもあれですかね
3:18:09	添付に飛ばしてるから載ってないとか、
3:18:12	何なんでしょうか。
3:18:28	日本原燃石原でございます。今のは、16条のどのページを、多分、もともと、
3:18:36	それで説明もなくて、基本図面がいないということで、丸がついてないんだと思ってました。
3:18:47	規制庁コサクです。まずセトガワのいう時にはページ数は同じページだったんですけど、
3:18:55	これは搬送設備に関する説明書説明しきるというつもりでされたんですけど、搬送設備がどこにあって、10台、安重な重大事故等対処設備がどこにあってと。

3:19:08	ということがわからない等、クローズしないので、その点では配置図って いうのは必要だと思いますし、
3:19:21	何だろう発作防止誤差防止じゃないか、
3:19:25	波及影響防止の関係からの設計とかという関係から系統図なりなんなり ってのが必要であれば、マーキングをするしということで先ほどの話 で、か。
3:19:36	マーキングを各地拡充されるという範疇の中で整理を進めていただけれ ばと思います。
3:19:45	はい、二本木西浦でございます。はい。そうですね。
3:19:50	16条、16条は搬送か。そうであれば搬送の、もともとは、説明として 必要な図面って確かにあると思うので、
3:20:00	その辺を整理をした上で、先ほどの、
3:20:04	添付書類の中で説明書で説明する図面としてどんなものがつくかという 中で整理をさせていただければと思います。はい。以上です。
3:20:12	すいません
3:20:14	同じなんです、同じページの9699ページのところで同じ内容で通信 連絡設備のところにも、丸とか三角とかつい余るとかそういった条文の 番号が
3:20:27	25条の通信連絡設備と、
3:20:32	通信連絡し、39条の通信連絡を行うための必要なというところで、
3:20:38	系統図や機器配置図、機器、小構造図がないので、こちらも検討いただ ければなと思います。以上です。
3:20:48	何ページ。はい。
3:20:51	90、
3:20:53	6から90日本原燃原でございます。通信連絡設備でいくと、対象は、
3:21:01	3階とかになると思うんで98ページとかですかね、25条。
3:21:08	もともとあれか。
3:21:12	もともと、
3:21:14	通信連絡、2、第4回、
3:21:18	99ページですね。
3:21:20	これ今、
3:21:26	25条の通信連絡は全部バーになってますよということですかね。はい。 ここで対象になるのであれば、必要な図面があるんじゃないのかと、逆 に言うと、
3:21:37	すみません、通信連絡の詰めて何をイメージされてます。
3:21:43	通信連絡の図面というかものとしたら

3:21:49	機器とかの構造の図とかあったりあと家系統図には間違いなく、ごめんなさい。
3:21:55	古作です。すいませんゆ、言われる通り構造図は実用炉でもつけてない市販品なので、そんなにいらないと思うんですけど配置図ってついて、
3:22:09	ますかねどうですかね、ちょっと実用炉の運用。
3:22:13	把握してないんですけど。
3:22:15	たりとか制御室とかでは、表現のイシハラですか電源の概略構造とか通信連絡設備全体の構成図みたいなものは、
3:22:28	通信連絡設備の説明書の中では、発電所の方も、何か説明がされてたような気がしてます系統構成を示すような図面ですね、図面って言うても、ほぼ概略図みたいな話ですけど。
3:22:40	そこはわかるように、
3:22:43	はい。ただですけど、ポンチ絵みたいなやつですよ多分
3:22:50	先ほどご説明した添付説明書でつけるものは今この図面とここには特段つけてないので先ほど添付図面でそういったものをつけるものっていうのは何らか期5回ぐらいなんなりして、
3:23:05	系統の時に同じものっていうのマルつけていいような概略なのかってポンチ絵に近いやつなので、以降ですかってのが若干気になりますけど、間に多様な分類ところに、こういうものがつきますというのを、
3:23:17	記号化しようと思ってました。以上です。
3:23:20	承知しました。
3:23:24	以上です。私からは以上です。はい。
3:23:28	瀬戸カミデです。同じ。
3:23:31	96 ページ、この辺りで、お話にありましたけど個別の説明書につけるものは、今、背景図とか平面図、
3:23:41	マルつけてませんっていう話で、
3:23:44	それは理解する。
3:23:47	五条六条、
3:23:49	あとは関連するS Aの方なんですけど、
3:23:53	どういう丸のつけ方になるのかなっていうのは気になっていてですね。
3:23:59	今日はもうあれですけど、明日高い話が聞けそうなのか、いや、もう少し時間が欲しいのかっていう、そんな感じですか。
3:24:15	はい。日本イシハラでございます。五条であれば敷地の地質とか出して平面図は今も添付についてるようなもので、

3:24:27	ここで言うと、なんでしょう構内配置図も同じ分類なのかなっていう気もしますけど、あと、第六条でいくと、建屋の平面図断面図に近いものを地震計の配置だったり、
3:24:41	あとは建屋の位置でいけば、
3:24:44	敷地の中における燃料加工建屋位置でいけば、敷地は位置付
3:24:50	構内配置図ですかね。
3:24:52	あとは、てなものがそれぞれ入ってくると思ってます。はい。
3:24:58	次、規制庁カミデ相撲今大事な話が、
3:25:03	けど、
3:25:04	円の
3:25:05	5乗だ、構内は、
3:25:09	及ぶ断面図、両方、
3:25:16	当地盤でいくと、構内配置図に近いものだと思いますねはい。
3:25:26	規制庁の古作ですけど私のイメージは、耐震計算でも地盤関係があるので、構内配置図、地盤で当然こんな配置図もあれなんですけど、耐震の方でも0と。
3:25:39	耐震は、具体のその設計の話があるので平面図断面図もあると。
3:25:47	ということで、第1回は建屋だけだからそうですけど、機器になってくると配置図、構造も0になってくるという感じかなと思いますけどイメージ合ってますかね。
3:26:00	はい。二本木石田でございますおっしゃっていただいていることを理解しましたまず、ちょっと我々の整理が大きくずれてたところはまず、
3:26:10	今回第1回の中での第五条は、今、第五条の添付の説明として書いてるような図面、現状出してるような図面を対象にしようとしてましたけど、今はコサクさんとか、神野さんがおっしゃりたかったのもそもそも、
3:26:26	ここの分類で、構内配置図とかが対象に手とか配置図ですね、檀平面図とかかなが対象になるんじゃないかって地震でいけば、当然
3:26:37	平面図断面図、あと構内図化っていう一連のものが対象になるんじゃないのか、それが丸がついてないっていうのが考え方がちょっとクエスチョンということが前提で、
3:26:47	やりとりをされたとすると、今添付書類で我々が整理しようとしているものでは多分足りなくて、そもそもここに丸を最初からつけないと駄目だと思いますのでちょっとその辺の整理をさせていただければと思います。以上です。
3:27:01	はい。規制庁深見です。で、

3:27:03	その意味であり、
3:27:05	耐震において、六条で系統図って関係ないのかっていうのがちょっとよくわかんなくて、波及影響だとかさ、庫数を見、見るとき段差ってこれ参照する図面に、
3:27:18	ならないのかなって思ったんですけど、どうですか。
3:27:24	はい。与儀西田でございます。あれですよね波及影響の接続部とか、話では系統設定と図が、
3:27:34	接続してある、波及的影響を見るようなもの系統でどんなものっていうのを説明にいるんじゃないかっていうのと、配置図は設備課での転倒防止とかいろんな転倒した時の波及影響みたいな答弁ように、
3:27:47	配置図がそもそも要るやろっていうことも含めて、丸付けは、現状多分できてないので、そういう考えも含めて、丸付けが必要かと思います。
3:27:59	我々の、大分志向が薄いので、
3:28:04	目に見えてぱくって組み付けが丸がついてて、ちょっと考えなきゃいけない、多分マルが足りてないっていうのが現状だと思いますんでちょっともう一度、整理をさせていただきます。以上です。
3:28:14	はい。規制庁カミデです。そうですね
3:28:18	系統図に関しては0つ形だけじゃなくて本当にそういう観点で波及影響だったり、耐震クラスの範囲だったりで、確認できる。
3:28:30	レベルのものが本当についてきますよねっていうものとしてちゃんとついてきますよねっていう、若干不安なところもあってですね併せて確認したところなんで、その辺りも含めて、ちゃんと確認して、
3:28:43	丸付けもしておいてください。とりあえず私の方から以上です。
3:28:48	はい、日本エリアでございますはい。その辺も0月に大分3歩ぐらい引き下がってるのは、まさしくカミデさんが言われたそれです。
3:28:59	二階三階4階になった時にマルつけて本当に出すんだらうなっていうところが、それぞれ引っかって、丸がスクラムになってるのが現状ですのでちょっとそこも含めてスクリーニングしたいと思います以上です。
3:29:15	規制庁清水です。本当、規制庁側から本中に確認すべき事項等ございますでしょうか。
3:29:26	はい。
3:29:27	なければこの続きは明日のヒアリングにでも入れようかと思っているのですが明日ちょっと時間、こちらの都合もあって時間としては十時から16時っていう。
3:29:40	時間でして、
3:29:42	もう一応、残りの共通8も10含めて1時間くらいは、

3:29:48	わかるのではないかと思われるんですが、
3:29:52	明日予定しているヒアリングメニューに本日の共通 08 のポイント 10 を追加した際に、
3:29:58	16 時までをわーりますでしょうか。
3:30:07	マネージャーです。終わりたいです。
3:30:13	いや、終わるかどうかも正直、
3:30:16	私も何ともはい、
3:30:18	終わりたいという気持ちだけでまずは一生懸命回答するということかと思ってますのはい。明日、
3:30:25	あれですかね午前中のもともと予定者のトップバッターの方にこの 8 と 10 の残りの分を入れて、順番にそのあと、明日予定していたものをやらせていただくという形でいいですかね。
3:30:38	はい。規制庁清水です。一応時間内に収まるように、
3:30:43	努力して説明していただくということになるかなと思うんですけど。
3:30:49	規制庁長井です結局何を優先的にですねやるかっていう話かと思っていて、
3:30:56	今日の都築自体もゆず、今日自体の議論も優先があるということでそれはそれで、
3:31:02	やるとして結局間に合わなければどっかを切るってことなんですけどそれを単純に
3:31:09	メニュー通りにやっていけばいいという話なのか。
3:31:12	そこはどうなんですかそうすることに、一応後は、清なんて結局 S E ができなくなるとかって、
3:31:19	そういう話になって
3:31:21	そこは多分優先事項との関係だと思うんですけど、単純に、今日の続きをやってそのあと明日の上に淡々とやる。
3:31:30	そういう予定でよろしいんでしょうか。
3:31:34	はい。与儀西田でございます。そういうつもりで、先ほど質問させていただきましてそれでよろしいですかという質問はそういう趣旨でございます。
3:31:44	わかりました。
3:31:46	じゃ、一応それで、
3:31:49	規制庁カミデです。下の方の S A っていうのは、あれですか、耐震の 1.2 S s 含めてですか、含まずですか。
3:32:02	はい。日本原燃石原でございます。すいません。ちょっと私も、スケジュールを金曜日と木曜日に分割したときに、

3:32:10	耐震 1.2、
3:32:13	S s 01 の補足を金曜日にずらしたので、それとの関係も含めると、1.2 S s は金曜日にやった方がいいのかもしれませんが、ちょっとその辺、ちょっと枠組みは整理したいと思いますが、以上です。
3:32:26	はい、規制庁はベースはわかりましたじゃ、それはそういうふうにご考慮しておきますと、金曜日何桂層では、朝は何か、
3:32:38	それぞれ先送りしていたんですけど、はい、そういうことでサイン。
3:32:43	はい。
3:32:46	長芝です。全然落として規制庁側から、
3:32:50	何かございますでしょうか。
3:32:54	知念側もよろしいでしょうか。
3:32:58	はい、特段ございません。
3:33:01	それで
3:33:02	本日のヒアリングを終了したいと思いますので録音を停止します。